

平成24年

労働条件等実態調査  
結果報告書

平成24年7月31日現在

福島県商工労働部雇用労政課

## 目 次

調査の説明	1
調査結果の概要	3
平成24年7月分平均賃金地域間比較	4
調査結果	
(I) 労働時間	5
1 所定労働時間	5
(1) 1日の所定労働時間	5
(2) 週所定労働時間	6
(3) 年間所定労働時間	7
2 所定外労働時間	8
3 年間総実労働時間	9
4 多様就業型ワークシェアリング	10
5 緊急対応型ワークシェアリング	10
(II) 年間休日	11
1 年間休日総数	11
2 その他の任意の休暇制度の導入状況	12
(1) リフレッシュ休暇	12
(2) ボランティア休暇	12
(3) 研修のための休暇	12
(4) 配偶者出産休暇	12
3 その他の任意の休暇制度の有給の割合	13
(1) リフレッシュ休暇	13
(2) ボランティア休暇	13
(3) 研修のための休暇	13
(4) 配偶者出産休暇	13
(III) 年次有給休暇	14
1 年次有給休暇	14
(1) 付与日数	14
(2) 取得状況	14
(IV) 休業制度等	15
1 育児休業制度	15
(1) 規定状況	15
(2) 規定内容	16
(3) 取得者の状況	17
2 育児短時間勤務制度	19
(1) 規定状況	19
(2) 取得状況	21
3 子の介護休暇制度	22
4 介護休業制度	23
(1) 規定状況	23

(2) 規定内容・取得状況	24
(V) 定年・退職金制度	26
1 定年制	26
(1) 実施状況	26
(2) 定年年齢	27
(3) 定年後の再雇用等	28
2 退職金制度	29
(1) 実施状況	29
(2) 支払い準備形態	30
(3) 退職年金の従業員拋出制	31
(4) 非正規の職員の退職金制度	32
(5) モデル退職金	33
(VI) 男女共同参画	34
1 女性の昇進・参画	34
(1) 昇給等の男女間格差	34
(2) 管理職への登用状況	36
(3) 女性活用の問題点	37
(4) 教育研修実施状況	38
(5) ポジティブ・アクションの措置	39
2 育児等による退職者の再雇用制度	40
3 職場環境	41
(1) セクシャル・ハラスメントの防止	41
(2) 女性のみ適用される職場制度や慣行	42
(VII) 賃金制度	43
1 7月分賃金	43
2 各種手当	44
3 モデル賃金	45
(VIII) 労働者の状況等	46
1 労働者の状況	46
(1) 労働者数	46
(2) 労働者の職種別内訳	47
(3) パートタイマーの状況	48
(4) パートタイマーから正規職員への転換制度	49
2 派遣労働者の受入状況	50
3 業務請負会社の利用状況	51
4 正規職員の状況	52
統計附表（モデル退職金、平成24年7月分平均賃金、初任給・モデル賃金）	53
労働条件等実態調査票	76

# 調 査 の 説 明

## 1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

## 2 調査の方法

(1) 地域 福島県全域

(2) 産業 日本標準産業分類（大分類）による次の産業とした。

D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業  
I 卸売・小売業 J 金融業、保険業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業  
R サービス業

(3) 調査対象事業所

平成 21 年経済センサス基礎調査で把握された上記（2）に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した 1,400 事業所を対象とした。

なお、本報告書は、回収された 607 事業所（回収率 43.3%）のうち、有効回答 542 事業所をもって集計したものである。

(4) 調査票

別紙のとおり。（76 ページ参照）

(5) 調査時点

平成 24 年 7 月 31 日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の 1 年間を原則とした。

(6) 調査実施時期

平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 11 月 22 日

(7) 調査機関

福島県商工労働部雇用労政課、各地方振興局

(8) 調査票の記入、回収

郵便による自計式

なお、調査票は県雇用労政課から対象事業所に送付し、各地方振興局を經由して県雇用労政課で回収した。

## 3 集計

民間委託

#### 4 利用上の注意

- (1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位表示としているため、その和が100.0%にならない場合がある。
- (2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。
- (3) 産業別の集計にあたっては数業種をまとめたものがあり、日本標準産業分類との関係は次のとおりである。

報告書中の表・附表に 用いた産業分類名		日本標準産業分類（中分類）
建設業		06 総合工事業 07 識別工事業 08 設備工事業
製造業	食料品・たばこ	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業
	繊維	11 繊維工業
	木材・家具	12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業
	パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	出版・印刷	15 印刷・同関連業
	化学・ゴム	16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業
	窯業・土石	21 窯業・土石製品製造業
	鉄鋼・非鉄	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
	金属製品	24 金属製品製造業
	一般機器他	25～27 機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
	その他	32 その他の製造業
電気・ガス・水道		33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
通信・放送業		37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
運輸業		42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 鉄道貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に付帯するサービス業
卸売・小売業	卸売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業
	小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 60 その他小売業
金融・保険業		62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業
医療・福祉		83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業	複合サービス業	87 協同組合
	サービス業	89 自動車整備業 90 機械等修理業 92 その他の事業サービス業

## 調 査 結 果 の 概 要

項 目		24年調査	前年比増減	23年調査	22年調査
所定労働時間（事業所平均）	1日	7時間47分	1分	7時間46分	7時間42分
	週	39時間21分	△5分	39時間26分	38時間27分
	年間	1,955時間	△28時間	1,983時間	1,968時間
所定外労働時間（事業所平均）	年間	178.0時間	30.9時間	147.1時間	173.4時間
年間総労働時間（事業所平均）	年間	1,921時間	△125時間	2,046時間	2,062時間
ワークシェアリング（多様就業型）	実施率	3.9%	△0.4ポイント	4.3%	5.4%
ワークシェアリング（緊急対応型）	実施率	7.2%	△1.9ポイント	9.1%	11.9%
年間休日	総数	111.0日	0.2日	110.8日	110.0日
リフレッシュ休暇	規定率	25.5%	1.8ポイント	23.7%	30.2%
ボランティア休暇	規定率	9.4%	0.8ポイント	8.6%	10.4%
研修のための休暇	規定率	2.2%	0.3ポイント	1.9%	3.0%
配偶者出産休暇	規定率	60.9%	8.6ポイント	52.3%	64.5%
年次有給休暇	取得率	48.8%	1.0ポイント	47.8%	49.4%
育児休業取得者割合（女性）	取得率	94.1%	△3.2ポイント	97.3%	80.4%
育児休業取得者割合（男性）	取得率	1.6%	0.4ポイント	1.2%	0.8%
育児短時間勤務制度等	規定率	87.8%	1.6ポイント	86.2%	83.1%
介護休業取得者のあった事業所割合		5.4%	1.3ポイント	4.1%	3.8%
定年制	実施率	98.9%	△0.1ポイント	99.0%	98.9%
退職金制度	実施率	92.1%	0.1ポイント	92.0%	91.2%
平均賃金（現金給与総額）	7月分	278千円	△21千円	299千円	297千円
昇給等での男女間の格差の有無		13.1%	2.4ポイント	10.7%	13.0%
管理職の割合（女性）	男女比	15.2%	△0.7ポイント	15.9%	7.1%
ポジティブ・アクション措置	実施率	5.2%	1.3ポイント	3.9%	5.3%
育児等による退職者の再雇用制度	規定率	14.4%	1.0ポイント	13.4%	15.1%
セクシャル・ハラスメント相談窓口	措置率	51.2%	△2.1ポイント	53.3%	52.7%
派遣労働者受入状況	受入率	26.6%	△0.4ポイント	27.0%	27.5%
業務請負会社利用状況	利用率	10.0%	△1.9ポイント	11.9%	12.7%

### 参 考

厚生労働省調査「平成24年就労条件総合調査」

（平成24年1月1日現在：本社の常用労働者30人以上の民営企業6,128社対象、有効回答率71.1%）

- 1 1日の所定労働時間・・・1企業平均で 7時間44分（前年 7時間43分）
- 2 週所定労働時間・・・1企業平均で 39時間22分（前年 39時間23分）
- 3 年間休日総数・・・1企業平均で 106.9日（前年 106.1日）
- 4 年次有給休暇・・・付与日数 労働者1人平均 18.3日（前年 17.9日）\*繰越分を除く  
取得日数 労働者1人平均 9.0日（前年 8.6日）  
取得率 労働者1人平均 49.3%（前年 48.1%）  
\*取得率=取得日数/付与日数×100（%）

平成24年7月分平均賃金 地域間比較

地方振興局の区分	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
県内計	48,561	248	30	278	12.6	38.4
県北	13,305	252	27	279	11.6	37.5
県中	10,636	259	33	292	12.0	39.5
県南	5,145	238	41	279	14.9	36.5
会津	4,409	236	22	258	12.5	40.6
南会津	648	218	9	228	12.4	41.2
相双	2,704	240	28	269	12.9	38.7
いわき	11,714	253	35	289	13.5	37.5

管内地域（有効回答事業所数 計 542 事業所）

県北地方振興局（123 事業所）・・・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡

県中地方振興局（130 事業所）・・・郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川町、田村郡

県南地方振興局（65 事業所）・・・白河市、西白河郡、東白川郡

会津地方振興局（65 事業所）・・・会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡

南会津地方振興局（21 事業所）・・・南会津郡

相双地方振興局（53 事業所）・・・南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡

いわき地方振興局（85 事業所）・・・いわき市

# 調査結果

## (I) 労働時間

### 1 所定労働時間

#### (1) 1日の所定労働時間

#### 1 事業所平均で7時間47分

1日の所定労働時間は、1事業所平均で7時間47分と、前年(7時間46分)より1分長くなった。規模別にみると、最も短い300～499人(7時間42分)と、最も長い30～99人、1,000人以上(7時間48分)とは6分の差となっている。

産業別にみると、最も短い通信・放送(7時間34分)と、最も長い製造業、医療・福祉(7時間51分)とは17分の差となっている。

1日の所定労働時間										( )は%
区分	総計	7時間未満	7:00	7:01～7:29	7:30	7:31～7:59	8:00	8:01以上	無回答	1事業所平均 一日の所定 労働時間 (時間:分)
調査計	542 (100.0)	6 (1.1)	13 (2.4)	22 (4.1)	97 (17.9)	121 (22.3)	269 (49.6)	7 (1.3)	7 (1.3)	7.47
30～99人	262 (100.0)	4 (1.5)	5 (1.9)	10 (3.8)	41 (15.6)	55 (21.0)	137 (52.3)	5 (1.9)	5 (1.9)	7.48
100～299人	160 (100.0)	1 (0.6)	5 (3.1)	5 (3.1)	34 (21.3)	38 (23.8)	75 (46.9)	1 (0.6)	1 (0.6)	7.46
300～499人	40 (100.0)	-	1 (2.5)	1 (2.5)	10 (25.0)	7 (17.5)	21 (52.5)	-	-	7.42
500～999人	26 (100.0)	-	-	3 (11.5)	5 (19.2)	6 (23.1)	12 (46.2)	-	-	7.43
1,000人以上	54 (100.0)	1 (1.9)	2 (3.7)	3 (5.6)	7 (13.0)	15 (27.8)	24 (44.4)	1 (1.9)	1 (1.9)	7.48
建設業	41 (100.0)	-	1 (2.4)	-	13 (31.7)	7 (17.1)	17 (41.5)	2 (4.9)	1 (2.4)	7.44
製造業	201 (100.0)	-	2 (1.0)	6 (3.0)	19 (9.5)	67 (33.3)	101 (50.2)	4 (2.0)	2 (1.0)	7.51
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	-	2 (25.0)	2 (25.0)	4 (50.0)	-	-	7.39
通信・放送	9 (100.0)	1 (11.1)	-	-	2 (22.2)	2 (22.2)	4 (44.4)	-	-	7.34
運輸業	47 (100.0)	1 (2.1)	4 (8.5)	4 (8.5)	11 (23.4)	5 (10.6)	21 (44.7)	-	1 (2.1)	7.43
卸小売業	54 (100.0)	3 (5.6)	1 (1.9)	3 (5.6)	10 (18.5)	8 (14.8)	28 (51.9)	-	1 (1.9)	7.41
金融・保険業	14 (100.0)	-	1 (7.1)	4 (28.6)	3 (21.4)	3 (21.4)	3 (21.4)	-	-	7.36
医療・福祉	100 (100.0)	-	-	2 (2.0)	23 (23.0)	10 (10.0)	64 (64.0)	1 (1.0)	-	7.51
サービス業	29 (100.0)	1 (3.4)	3 (10.3)	1 (3.4)	8 (27.6)	4 (13.8)	10 (34.5)	-	2 (6.9)	7.35
無回答	39 (100.0)	-	1 (2.6)	2 (5.1)	6 (15.4)	13 (33.3)	17 (43.6)	-	-	7.46
労働組合有	170 (100.0)	2 (1.2)	8 (4.7)	9 (5.3)	30 (17.6)	36 (21.2)	83 (48.8)	-	2 (1.2)	7.42
労働組合無	367 (100.0)	4 (1.1)	5 (1.4)	13 (3.5)	66 (18.0)	83 (22.6)	184 (50.1)	7 (1.9)	5 (1.4)	7.49
無回答	5 (100.0)	-	-	-	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	-	-	7.34
23年調査計	514 (100.0)	2 (0.4)	18 (3.5)	24 (4.7)	100 (19.5)	122 (23.7)	241 (46.9)	5 (1.0)	2 (0.4)	7.46
22年調査計	795 (100.0)	7 (0.9)	41 (5.2)	38 (4.8)	150 (18.9)	244 (30.7)	312 (39.2)	3 (0.4)	-	7.42

(2) 週所定労働時間

1 事業所平均で 39 時間 21 分

週 40 時間労働制達成率は 94.5%

週所定労働時間は、1 事業所平均で 39 時間 21 分となっており、前年（39 時間 26 分）より 5 分の減少となった。

また、週 40 時間労働制達成率は 94.5%となっており、前年（95.3%）に比べ 0.8 ポイント下回った。

産業別にみると、1 事業所平均が最も短いのは金融・保険業で 38 時間 6 分となっており、最も長い運輸業 39 時間 46 分との差は 1 時間 40 分である。

週所定労働時間

( )は%

区 分	総計	40:00以下		40:01~44:00		44:01~46:00		46:01以上		無回答	1事業所平均 週所定 労働時間 (時間:分)
			40:00		44:00		46:00		48:00		
調 査 計	542 (100.0)	512 (94.5)	293 (54.1)	10 (1.8)	1 (0.2)	7 (1.3)	-	3 (0.6)	2 (0.4)	10 (1.8)	39.21
30 ~ 99 人	262 (100.0)	247 (94.3)	158 (60.3)	5 (1.9)	1 (0.4)	4 (1.5)	-	1 (0.4)	1 (0.4)	5 (1.9)	39.35
100 ~ 299 人	160 (100.0)	147 (91.9)	84 (52.5)	5 (3.1)	-	2 (1.3)	-	1 (0.6)	-	5 (3.1)	39.10
300 ~ 499 人	40 (100.0)	40 (100.0)	14 (35.0)	-	-	-	-	-	-	-	38.55
500 ~ 999 人	26 (100.0)	25 (96.2)	11 (42.3)	-	-	-	-	1 (3.8)	1 (3.8)	-	39.12
1,000 人 以上	54 (100.0)	53 (98.1)	26 (48.1)	-	-	1 (1.9)	-	-	-	-	39.06
建 設 業	41 (100.0)	38 (92.7)	22 (53.7)	2 (4.9)	-	1 (2.4)	-	-	-	-	39.15
製 造 業	201 (100.0)	185 (92.0)	89 (44.3)	6 (3.0)	-	3 (1.5)	-	2 (1.0)	1 (0.5)	5 (2.5)	39.30
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	8 (100.0)	1 (12.5)	-	-	-	-	-	-	-	38.33
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	9 (100.0)	4 (44.4)	-	-	-	-	-	-	-	38.45
運 輸 業	47 (100.0)	44 (93.6)	34 (72.3)	-	-	1 (2.1)	-	-	-	2 (4.3)	39.46
卸 小 売 業	54 (100.0)	49 (90.7)	33 (61.1)	1 (1.9)	1 (1.9)	2 (3.7)	-	-	-	2 (3.7)	39.10
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	14 (100.0)	6 (42.9)	-	-	-	-	-	-	-	38.06
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	98 (98.0)	71 (71.0)	1 (1.0)	-	-	-	-	-	1 (1.0)	39.39
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	29 (100.0)	12 (41.4)	-	-	-	-	-	-	-	38.07
無 回 答	39 (100.0)	38 (97.4)	21 (53.8)	-	-	-	-	1 (2.6)	1 (2.6)	-	39.23
労 働 組 合 有	170 (100.0)	165 (97.1)	77 (45.3)	-	-	2 (1.2)	-	-	-	3 (1.8)	38.53
労 働 組 合 無	367 (100.0)	344 (93.7)	215 (58.6)	10 (2.7)	1 (0.3)	5 (1.4)	-	3 (0.8)	2 (0.5)	5 (1.4)	39.35
無 回 答	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	-	-	-	-	-	-	2 (40.0)	37.55
23 年 調 査 計	514 (100.0)	490 (95.3)	277 (53.9)	13 (2.5)	2 (0.4)	3 (0.6)	-	6 (1.2)	4 (0.8)	2 (0.4)	39.26
22 年 調 査 計	795 (100.0)	767 (96.5)	356 (44.8)	19 (2.4)	2 (0.3)	3 (0.4)	1 (0.1)	6 (0.8)	3 (0.4)	-	38.27

(3) 年間所定労働時間

1 事業所平均で 1,955 時間

年間所定労働時間は、1 事業所平均で 1,955 時間となっており、前年（1,983 時間）に比べ 28 時間の減少となった。

規模別にみると、最も長い 30～99 人の 1,987 時間に比べ、最も短い 100～299 人では 1,915 時間となり差は 72 時間となっている。

産業別にみると、労働時間が短いのは通信・放送で 1,749 時間となっており、労働時間が長いのは建設業 2,023 時間である。

(注) 年間所定労働時間は、下記により算定した。

1 日の所定労働時間 × (365 - 年間休日総数)

年間所定労働時間											( )は%
区 分	総計	1,699時間 以下	1,700～ 1,799時間	1,800～ 1,899時間	1,900～ 1,999時間	2,000～ 2,099時間	2,100～ 2,199時間	2,200～ 2,299時間	2,300時間 以上	算出不能	1事業所平 均 年間所定 労働時間 (時間)
調 査 計	542 (100.0)	8 (1.5)	15 (2.8)	82 (15.1)	172 (31.7)	230 (42.4)	12 (2.2)	6 (1.1)	4 (0.7)	13 (2.4)	1,955
30 ～ 99 人	262 (100.0)	2 (0.8)	3 (1.1)	22 (8.4)	72 (27.5)	141 (53.8)	7 (2.7)	6 (2.3)	2 (0.8)	7 (2.7)	1,987
100 ～ 299 人	160 (100.0)	5 (3.1)	5 (3.1)	21 (13.1)	64 (40.0)	55 (34.4)	3 (1.9)	-	1 (0.6)	6 (3.8)	1,915
300 ～ 499 人	40 (100.0)	-	2 (5.0)	12 (30.0)	15 (37.5)	10 (25.0)	1 (2.5)	-	-	-	1,934
500 ～ 999 人	26 (100.0)	-	3 (11.5)	5 (19.2)	10 (38.5)	7 (26.9)	-	-	1 (3.8)	-	1,954
1,000 人 以上	54 (100.0)	1 (1.9)	2 (3.7)	22 (40.7)	11 (20.4)	17 (31.5)	1 (1.9)	-	-	-	1,936
建 設 業	41 (100.0)	-	-	3 (7.3)	10 (24.4)	26 (63.4)	1 (2.4)	-	-	1 (2.4)	2,023
製 造 業	201 (100.0)	4 (2.0)	1 (0.5)	36 (17.9)	59 (29.4)	91 (45.3)	4 (2.0)	-	1 (0.5)	5 (2.5)	1,953
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	8 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1,875
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	2 (22.2)	-	-	1 (11.1)	1 (11.1)	1,749
運 輸 業	47 (100.0)	-	3 (6.4)	3 (6.4)	9 (19.1)	28 (59.6)	1 (2.1)	1 (2.1)	-	2 (4.3)	1,970
卸 小 売 業	54 (100.0)	1 (1.9)	-	6 (11.1)	15 (27.8)	27 (50.0)	2 (3.7)	2 (3.7)	-	1 (1.9)	1,992
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	1 (7.1)	5 (35.7)	2 (14.3)	6 (42.9)	-	-	-	-	-	1,847
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	1 (1.0)	2 (2.0)	5 (5.0)	48 (48.0)	37 (37.0)	3 (3.0)	2 (2.0)	-	2 (2.0)	1,944
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	1 (3.4)	1 (3.4)	11 (37.9)	10 (34.5)	4 (13.8)	-	-	1 (3.4)	1 (3.4)	1,913
無 回 答	39 (100.0)	-	2 (5.1)	6 (15.4)	13 (33.3)	15 (38.5)	1 (2.6)	1 (2.6)	-	-	1,993
労 働 組 合 有	170 (100.0)	1 (0.6)	11 (6.5)	41 (24.1)	62 (36.5)	45 (26.5)	2 (1.2)	1 (0.6)	2 (1.2)	5 (2.9)	1,921
労 働 組 合 無	367 (100.0)	6 (1.6)	4 (1.1)	40 (10.9)	110 (30.0)	183 (49.9)	10 (2.7)	5 (1.4)	2 (0.5)	7 (1.9)	1,972
無 回 答	5 (100.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	-	2 (40.0)	-	-	-	1 (20.0)	1,875
23 年 調 査 計	514 (100.0)	7 (1.4)	16 (3.1)	86 (16.7)	177 (34.4)	197 (38.3)	11 (2.1)	5 (1.0)	13 (2.5)	2 (0.4)	1,983
22 年 調 査 計	795 (100.0)	13 (1.6)	25 (3.1)	154 (19.4)	244 (30.7)	327 (41.1)	13 (1.6)	3 (0.4)	6 (0.8)	10 (1.3)	1,968

## 2 所定外労働時間

### 1 事業所平均で 178.0 時間

年間での所定外労働時間は、1事業所平均で 178.0 時間（男子 202.2 時間、女子 130.5 時間）となっており、前年（147.1 時間）に比べ 30.9 時間の増加となった。

産業別にみると、医療・福祉では 58.2 時間と最も短く、最も長い卸小売業（398.0 時間）との差は 339.8 時間となっている。

所定外労働時間

区 分	回答事業所数	年間		
		全体(時間)	男子(時間)	女子(時間)
調 査 計	542	178.0	202.2	130.5
30 ～ 99 人	262	162.1	197.6	116.4
100 ～ 299 人	160	141.1	160.3	94.4
300 ～ 499 人	40	116.3	118.1	80.2
500 ～ 999 人	26	163.6	184.6	118.9
1,000 人 以 上	54	422.9	444.3	374.7
建 設 業	41	158.8	172.0	72.6
製 造 業	201	142.8	170.6	89.6
電 気・ガ 斯・水 道 業	8	230.0	127.3	125.8
通 信 ・ 放 送	9	209.1	237.0	122.9
運 輸 業	47	313.6	392.5	229.6
卸 小 売 業	54	398.0	419.1	367.8
金 融 ・ 保 険 業	14	204.2	221.5	186.9
医 療 、 福 祉	100	58.2	61.3	55.7
サ ー ビ ス 業	29	243.7	255.9	203.6
無 回 答	39	171.7	193.2	73.3
労 働 組 合 有	170	240.1	261.6	191.3
労 働 組 合 無	367	146.6	172.0	100.3
無 回 答	5	435.4	473.6	376.2
23 年 調 査 計	514	147.1	179.3	92.3
22 年 調 査 計	795	173.4	193.1	97.8

### 3 年間総実労働時間

#### 1 事業所平均で 1,921 時間

年間総実労働時間は、1 事業所平均で 1,921 時間と、前年（2,046 時間）に比べ 125 時間の減少となっている。

規模別にみると、30～99 人の 1,958 時間が最も長く、最も短い 300～499 人の 1,868 時間との差は 90 時間となっている。

産業別にみると、最も長いのは運輸業の 1,987 時間で、最も短い電気・ガス・水道業の 1,780 時間との差は 207 時間となっており、前年（366 時間）に比べ産業間の差は減少した。

(注) ①年間総実労働時間は、下記により算定した。

1 日の所定労働時間×（365－年間休日総数－年次有給休暇取得日数）＋年間所定外労働時間

②この中で無回答の項目があった事業所は集計から除外した。

年間総実労働時間											( )は%
区 分	総計	1,699時間 以下	1,700～ 1,799時間	1,800～ 1,899時間	1,900～ 1,999時間	2,000～ 2,099時間	2,100～ 2,199時間	2,200～ 2,299時間	2,300時間 以上	算出不能	1事業所平 均 労働時間 (時間)
調 査 計	542 (100.0)	20 (3.7)	54 (10.0)	139 (25.6)	163 (30.1)	138 (25.5)	9 (1.7)	1 (0.2)	10 (1.8)	8 (1.5)	1,921
30 ～ 99 人	262 (100.0)	5 (1.9)	16 (6.1)	47 (17.9)	91 (34.7)	85 (32.4)	7 (2.7)	1 (0.4)	6 (2.3)	4 (1.5)	1,958
100 ～ 299 人	160 (100.0)	8 (5.0)	12 (7.5)	52 (32.5)	50 (31.3)	29 (18.1)	2 (1.3)	-	3 (1.9)	4 (2.5)	1,895
300 ～ 499 人	40 (100.0)	3 (7.5)	5 (12.5)	18 (45.0)	8 (20.0)	6 (15.0)	-	-	-	-	1,868
500 ～ 999 人	26 (100.0)	-	6 (23.1)	8 (30.8)	8 (30.8)	3 (11.5)	-	-	1 (3.8)	-	1,893
1,000 人 以上	54 (100.0)	4 (7.4)	15 (27.8)	14 (25.9)	6 (11.1)	15 (27.8)	-	-	-	-	1,875
建 設 業	41 (100.0)	1 (2.4)	1 (2.4)	7 (17.1)	15 (36.6)	16 (39.0)	-	-	-	1 (2.4)	1,935
製 造 業	201 (100.0)	7 (3.5)	24 (11.9)	64 (31.8)	51 (25.4)	48 (23.9)	2 (1.0)	-	2 (1.0)	3 (1.5)	1,898
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	7 (87.5)	1 (12.5)	-	-	-	-	-	-	1,780
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	-	2 (22.2)	-	-	2 (22.2)	-	1,982
運 輸 業	47 (100.0)	2 (4.3)	3 (6.4)	6 (12.8)	12 (25.5)	20 (42.6)	-	1 (2.1)	1 (2.1)	2 (4.3)	1,987
卸 小 売 業	54 (100.0)	1 (1.9)	1 (1.9)	10 (18.5)	15 (27.8)	23 (42.6)	3 (5.6)	-	-	1 (1.9)	1,952
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	2 (14.3)	6 (42.9)	3 (21.4)	3 (21.4)	-	-	-	-	-	1,794
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	25 (25.0)	51 (51.0)	15 (15.0)	3 (3.0)	-	2 (2.0)	1 (1.0)	1,948
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	3 (10.3)	4 (13.8)	14 (48.3)	3 (10.3)	4 (13.8)	-	-	1 (3.4)	-	1,854
無 回 答	39 (100.0)	1 (2.6)	5 (12.8)	7 (17.9)	13 (33.3)	10 (25.6)	1 (2.6)	-	2 (5.1)	-	1,946
労 働 組 合 有	170 (100.0)	8 (4.7)	30 (17.6)	55 (32.4)	42 (24.7)	26 (15.3)	1 (0.6)	1 (0.6)	4 (2.4)	3 (1.8)	1,892
労 働 組 合 無	367 (100.0)	11 (3.0)	23 (6.3)	84 (22.9)	120 (32.7)	111 (30.2)	8 (2.2)	-	6 (1.6)	4 (1.1)	1,936
無 回 答	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	-	1 (20.0)	1,834
23 年 調 査 計	514 (100.0)	13 (2.5)	20 (3.9)	67 (13.0)	140 (27.2)	126 (24.5)	61 (11.9)	40 (7.8)	47 (9.1)	-	2,046
22 年 調 査 計	795 (100.0)	14 (1.8)	41 (5.2)	117 (14.7)	157 (19.7)	189 (23.8)	138 (17.4)	55 (6.9)	73 (9.2)	11 (1.4)	2,062

#### 4 多様就業型ワークシェアリング

##### 多様就業型ワークシェアリングを導入している事業所は3.9%

多様就業型ワークシェアリングを導入している事業所は、21事業所(3.9%)となっており、導入している方法については「1日の所定労働時間を短縮する」(3.1%)、「所定労働時間を削減する」(1.3%)、「週の所定労働時間を短縮する」(1.1%)、「休日を増加する」(0.4%)などがあげられている。また、導入している事業所のうち、代替要員を雇用している事業所は4事業所(0.7%)だった。

多様就業型ワークシェアリングの導入状況

( )は%

区 分	総計	導入している	実施している方法(複数回答)					導入していない	無回答
			1日の所定労働時間を短縮する	週の所定労働時間を短縮する	所定労働時間を削減する	休日を増加する	その他		
調 査 計	542 (100.0)	21 (3.9)	17 (3.1)	6 (1.1)	7 (1.3)	2 (0.4)	515 (95.0)	6 (1.1)	

多様就業型ワークシェアリングの導入時の代替要員の有無

( )は%

区 分	総計	導入している	代替要員の雇用の有無		
			雇用している	雇用していない	無回答
調 査 計	542 (100.0)	21 (3.9)	4 (0.7)	15 (2.8)	2 (0.4)

#### 5 緊急対応型ワークシェアリング

##### 緊急対応型ワークシェアリングを導入している事業所は7.2%

緊急対応型ワークシェアリングを導入している事業所は、39事業所(7.2%)となっており、導入している方法については「残業の抑制」(3.9%)、「一時帰休」(2.6%)、「出勤日の削減」(2.4%)、「年次有給休暇等休暇の活用」(1.8%)、「所定労働時間の削減」(1.5%)などがあげられている。

緊急対応型ワークシェアリングの導入状況

( )は%

区 分	総計	実施している	実施している方法(複数回答)							実施していない	無回答
			一時帰休	出勤日の削減	所定労働時間の削減	残業の抑制	年次有給休暇等休暇の活用	その他	無回答		
調 査 計	542 (100.0)	39 (7.2)	14 (2.6)	13 (2.4)	8 (1.5)	21 (3.9)	10 (1.8)	1 (0.2)	1 (0.2)	496 (91.5)	7 (1.3)

## (Ⅱ) 年 間 休 日

### 1 年間休日総数

#### 1 事業所平均で 111.0 日

年間休日総数は、1 事業所平均で 111.0 日となっており、前年（110.8 日）に比べ 0.2 日の増加となった。

規模別にみると、1,000 人以上で 117.1 日と最も多い。

産業別にみると、金融・保険業が 121.9 日と最も多く、最も少ない建設業の 102.3 日との差は 19.6 日となっている。

年間休日総数										( )は%
区 分	総計	69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120日以上	無回答	1事業所平均 年間休日総 数(日)
調 査 計	542 (100.0)	7 (1.4)	8 (1.5)	30 (5.5)	42 (7.7)	156 (28.8)	142 (26.2)	150 (27.7)	7 (1.3)	111.0
30 ～ 99 人	262 (100.0)	3 (1.2)	7 (2.7)	26 (9.9)	30 (11.5)	85 (32.4)	61 (23.3)	46 (17.6)	4 (1.5)	106.9
100 ～ 299 人	160 (100.0)	3 (1.8)	-	3 (1.9)	8 (5.0)	41 (25.6)	50 (31.3)	52 (32.5)	3 (1.9)	114.9
300 ～ 499 人	40 (100.0)	-	1 (2.5)	-	2 (5.0)	8 (20.0)	18 (45.0)	11 (27.5)	-	113.5
500 ～ 999 人	26 (100.0)	1 (3.8)	-	1 (3.8)	2 (7.7)	6 (23.1)	3 (11.5)	13 (50.0)	-	111.8
1,000 人 以 上	54 (100.0)	-	-	-	-	16 (29.6)	10 (18.5)	28 (51.9)	-	117.1
建 設 業	41 (100.0)	-	1 (2.4)	9 (22.0)	6 (14.6)	16 (39)	3 (7.3)	6 (14.6)	-	102.3
製 造 業	201 (100.0)	2 (1.0)	-	3 (1.5)	13 (6.5)	65 (32.3)	53 (26.4)	63 (31.3)	2 (1.0)	114.9
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	-	-	-	3 (37.5)	5 (62.5)	-	119.8
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	1 (11.1)	-	1 (11.1)	2 (22.2)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	107.8
運 輸 業	47 (100.0)	1 (2.1)	3 (6.4)	7 (14.9)	3 (6.4)	17 (36.2)	8 (17.0)	7 (14.9)	1 (2.1)	103.1
卸 小 売 業	54 (100.0)	-	-	4 (7.4)	8 (14.8)	23 (42.6)	14 (25.9)	4 (7.4)	1 (1.9)	105.7
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	-	-	-	-	-	4 (28.6)	10 (71.4)	-	121.9
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	3 (3.0)	6 (6.0)	23 (23.0)	34 (34.0)	29 (29.0)	2 (2.0)	111.9
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	1 (3.4)	-	2 (6.9)	1 (3.4)	5 (17.2)	6 (20.7)	14 (48.3)	-	113.0
無 回 答	39 (100.0)	1 (2.6)	2 (5.1)	2 (5.1)	4 (10.3)	5 (12.8)	16 (41.0)	9 (23.1)	-	107.9
労 働 組 合 有	170 (100.0)	2 (1.2)	4 (2.4)	4 (2.4)	9 (5.3)	39 (22.9)	47 (27.6)	62 (36.5)	3 (1.8)	112.1
労 働 組 合 無	367 (100.0)	5 (1.3)	4 (1.1)	26 (7.1)	33 (9.0)	115 (31.3)	95 (25.9)	86 (23.4)	3 (0.8)	110.4
無 回 答	5 (100.0)	-	-	-	-	2 (40.0)	-	2 (40.0)	1 (20.0)	118.0
23 年 調 査 計	514 (100.0)	6 (1.2)	8 (1.6)	33 (6.4)	33 (6.4)	145 (28.2)	119 (23.2)	164 (31.9)	6 (1.2)	110.8
22 年 調 査 計	795 (100.0)	9 (1.1)	10 (1.3)	45 (5.7)	81 (10.2)	220 (27.7)	173 (21.8)	247 (31.1)	10 (1.3)	110.0

2 その他の任意の休暇制度の導入状況

リフレッシュ休暇	規定率	25.5%	平均規定日数	6.4日
ボランティア休暇	規定率	9.4%	平均規定日数	15.8日
研修のための休暇	規定率	2.2%	平均規定日数	13.1日
配偶者出産休暇	規定率	60.9%	平均規定日数	3.5日

- (1) リフレッシュ休暇 : 規模別にみると、500～999人で既定率が最も高く61.5%、最も低い30～99人の12.2%との差は大きい。
- (2) ボランティア休暇 : 規模別にみると、1,000人以上が最も高く38.9%となっている。
- (3) 研修のための休暇 : 実施事業所が12事業所(2.2%)と少なく規模別、産業別の傾向は読み取れない。
- (4) 配偶者出産休暇 : 対象者に占める取得者の割合では、300～499人の取得割合が79.8%と最も高く、最も低い30～99人の53.3%との差は大きい。

その他の休暇制度の導入状況

( )は%

区分	総計	リフレッシュ休暇		ボランティア休暇		研修のための休暇		配偶者出産休暇		配偶者出産休暇対象者に占める取得者の割合(%)B/A	その他の休暇		無回答		
		平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数		平均日数	集計事業所数			
調査計	542 (100.0)	138 (25.5)	6.4 132	51 (9.4)	15.8 46	12 (2.2)	13.1 11	330 (60.9)	3.5 316	775	518	66.8	197 (36.3)	5.7 160	141 (26.0)
30～99人	262 (100.0)	32 (12.2)	5.3 32	8 (3.1)	5.9 7	6 (2.3)	9.8 4	134 (51.1)	2.3 130	153	81	52.9	84 (32.1)	5.3 64	96 (36.6)
100～299人	160 (100.0)	47 (29.4)	5.0 42	10 (6.3)	3.8 10	-	2.0 1	109 (68.1)	2.2 102	284	183	64.4	70 (43.8)	5.6 57	33 (20.6)
300～499人	40 (100.0)	10 (25.0)	8.7 9	4 (10.0)	6.8 4	2 (5.0)	5.5 2	28 (70.0)	2.6 28	94	75	79.8	16 (40.0)	4.9 14	7 (17.5)
500～999人	26 (100.0)	16 (61.5)	5.6 16	8 (30.8)	8.8 6	-	-	19 (73.1)	2.7 18	57	34	59.6	11 (42.3)	9.3 10	3 (11.5)
1,000人以上	54 (100.0)	33 (61.1)	9.1 34	21 (38.9)	30.0 19	4 (7.4)	23.0 4	40 (74.1)	11.7 38	187	145	77.5	16 (29.6)	6.3 15	2 (3.7)
建設業	41 (100.0)	5 (12.2)	6.2 5	4 (9.8)	3.0 3	2 (5)	3.0 2	27 (65.9)	2.5 (27.0)	25	20	80.0	16 (39)	6.4 16	7 (17.1)
製造業	201 (100.0)	52 (25.9)	6.7 51	18 (9.0)	31.2 16	4 (2.0)	13.3 4	132 (65.7)	2.3 127	386	330	85.5	66 (32.8)	5.7 54	55 (27.4)
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	8 (100.0)	8.0 8	6 (75.0)	10.8 6	-	-	7 (87.5)	2.7 7	11	8	72.7	1 (12.5)	-	-
通信・放送	9 (100.0)	4 (44.4)	13.3 4	1 (11.1)	40.0 1	1 (11.1)	40.0 1	4 (44.4)	26.8 4	4	-	-	4 (44.4)	3.0 4	4 (44.4)
運輸業	47 (100.0)	7 (14.9)	3.9 7	5 (10.6)	7.3 4	1 (2.1)	3.0 1	22 (46.8)	14.6 19	116	23	19.8	13 (27.7)	6.4 12	16 (34.0)
卸小売業	54 (100.0)	13 (24.1)	7.6 11	1 (1.9)	1.0 1	-	2.0 1	28 (51.9)	3.8 26	22	18	81.8	15 (27.8)	7.6 11	14 (25.9)
金融・保険業	14 (100.0)	10 (71.4)	6.3 11	6 (42.9)	5.3 6	-	-	13 (92.9)	2.6 13	34	10	29.4	9 (64.3)	6.6 8	-
医療、福祉	100 (100.0)	24 (24.0)	4.2 22	6 (6.0)	5.8 5	3 (3.0)	20.0 2	62 (62.0)	2.2 59	84	64	76.2	48 (48.0)	5.0 34	23 (23.0)
サービス業	29 (100.0)	8 (27.6)	3.7 6	2 (6.9)	3.5 2	-	-	19 (65.5)	2.1 19	32	15	46.9	15 (51.7)	5.0 14	6 (20.7)
無回答	39 (100.0)	7 (17.9)	9.6 7	2 (5.1)	9.0 2	1 (2.6)	-	16 (41.0)	1.9 15	61	30	49.2	10 (25.6)	5.0 7	16 (41.0)
労働組合有	170 (100.0)	76 (44.7)	6.6 75	37 (21.8)	19.3 32	4 (2.4)	14.7 3	124 (72.9)	5.8 118	301	208	69.1	67 (39.4)	6.4 57	19 (11.2)
労働組合無	367 (100.0)	59 (16.1)	6.3 54	12 (3.3)	8.7 12	8 (2.2)	12.5 8	204 (55.6)	2.0 196	473	310	65.5	129 (35.1)	5.3 102	120 (32.7)
無回答	5 (100.0)	3 (60.0)	3.7 3	2 (40.0)	3.0 2	-	-	2 (40.0)	5.0 2	1	-	-	1 (20.0)	7.0 1	2 (40.0)
23年調査計	514 (100.0)	122 (23.7)	5.4 148	44 (8.6)	14.9 50	10 (1.9)	5.1 21	269 (52.3)	3.3 333	990	603	60.9	112 (21.8)	6.0 164	188 (36.6)
22年調査計	795 (100.0)	240 (30.2)	5.6 233	83 (10.4)	30.6 70	24 (3.0)	81.4 16	513 (64.5)	2.8 503	1263	956	75.7	261 (32.8)	7.1 232	188 (23.6)

3 その他の任意の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇	60.9%
ボランティア休暇	68.6%
研修のための休暇	100.0%
配偶者出産休暇	54.5%

- (1) リフレッシュ休暇 : 規模別にみると、500～999人が最も高く81.3%を占めている。  
 (2) ボランティア休暇 : 規模別にみると、500～999人が最も高く75.0%となっている。  
 (3) 研修のための休暇 : 実施事業所が12事業所(2.2%)と少なく規模別、産業別の傾向は読み取れない。  
 (4) 配偶者出産休暇 : 規模別にみると、1,000人以上が最も高く72.5%となっており、最も低い30～99人の45.5%との差は大きい。

その他の休暇制度の有給の割合

( )は%

区 分	リフレッシュ 休暇		ボランティア 休暇		研修のため の休暇		配偶者出産 休暇		その他の休 暇	
		有給		有給		有給		有給		有給
調 査 計	138	84 (60.9)	51	35 (68.6)	12	12 (100.0)	330	180 (54.5)	197	110 (55.8)
30 ～ 99 人	32	17 (53.1)	8	5 (62.5)	6	5 (83.3)	134	61 (45.5)	84	37 (44.0)
100 ～ 299 人	47	24 (51.1)	10	7 (70.0)	-	-	109	62 (56.9)	70	47 (67.1)
300 ～ 499 人	10	5 (50.0)	4	2 (50.0)	2	2 (100.0)	28	15 (53.6)	16	8 (50.0)
500 ～ 999 人	16	13 (81.3)	8	6 (75.0)	-	-	19	13 (68.4)	11	9 (81.8)
1,000 人 以上	33	25 (75.8)	21	15 (71.4)	4	4 (100.0)	40	29 (72.5)	16	9 (56.3)
建 設 業	5	4 (80.0)	4	4 (100.0)	2	2 (100.0)	27	20 (74.1)	16	12 (75.0)
製 造 業	52	36 (69.2)	18	14 (77.8)	4	4 (100.0)	132	78 (59.1)	66	40 (60.6)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8	7 (87.5)	6	6 (100.0)	-	-	7	7 (100.0)	1	1 (100.0)
通 信・放 送	4	3 (75.0)	1	1 (100.0)	1	1 (100.0)	4	3 (75.0)	4	3 (75.0)
運 輸 業	7	2 (28.6)	5	2 (40.0)	1	1 (100.0)	22	5 (22.7)	13	5 (38.5)
卸 小 売 業	13	3 (23.1)	1	1 (100.0)	-	-	28	9 (32.1)	15	6 (40.0)
金 融・保 険 業	10	7 (70.0)	6	3 (50.0)	-	-	13	7 (53.8)	9	6 (66.7)
医 療、福 祉	24	14 (58.3)	6	2 (33.3)	3	3 (100.0)	62	32 (51.6)	48	28 (58.3)
サ ー ビ ス 業	8	4 (50.0)	2	1 (50.0)	-	-	19	11 (57.9)	15	7 (46.7)
無 回 答	7	4 (57.1)	2	1 (50.0)	1	1 (100.0)	16	8 (50.0)	10	2 (20.0)
労 働 組 合 有	76	47 (61.8)	37	24 (64.9)	4	4 (100.0)	124	70 (56.5)	67	41 (61.2)
労 働 組 合 無	59	37 (62.7)	12	11 (91.7)	8	8 (100.0)	204	110 (53.9)	129	69 (53.5)
無 回 答	3	-	2	-	-	-	2	-	1	-
23 年 調 査 計	148	91 (61.5)	50	29 (58.0)	21	7 (33.3)	333	185 (55.6)	164	96 (58.5)
22 年 調 査 計	233	152 (64.8)	70	50 (71.4)	16	11 (68.8)	503	273 (54.3)	232	144 (62.1)

(Ⅲ) 年次有給休暇

1 年次有給休暇

年次有給休暇の状況

新規付与日数：17.6日

取得日数：8.6日

取得率：48.8%

(1) 付与日数

新規付与日数は、平均17.6日で前年(18.4日)にくらべ0.8日の減少となっている。  
繰越日数は13.9日で、前年(14.1日)にくらべ0.2日の減少となった。

(2) 取得状況

取得日数は、8.6日で前年(8.8日)にくらべ0.2日の減少となっている。  
また、取得率は48.8%で、前年(47.8%)にくらべ1.0ポイントの増加となった。  
規模別にみると、取得日数は1,000人以上が9.6日と最も多く、取得率では30～99人の52.2%が最も高い。  
産業別にみると、電気・ガス・水道業が取得日数が12.9日と他の業種に比べ多く、取得率も64.8%と高い。

年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 ( )は%

区 分	回答事業所数	取得状況				取得状況		
		新規付与日数(日)A	繰越日数(日)	取得日数(日)B	取得率(%) B/A	ある	ない	無回答
調 査 計	542	17.6	13.9	8.6	48.8	234 (43.2)	307 (56.6)	1 (0.2)
30 ～ 99 人	262	17.0	12.8	8.9	52.2	107 (40.8)	155 (59.2)	-
100 ～ 299 人	160	17.6	14.6	7.7	43.5	64 (40.0)	95 (59.4)	1 (0.6)
300 ～ 499 人	40	19.1	16.0	9.2	48.4	20 (50.0)	20 (50.0)	-
500 ～ 999 人	26	18.6	14.9	8.5	45.6	16 (61.5)	10 (38.5)	-
1,000 人 以上	54	19.0	15.4	9.6	50.2	27 (50.0)	27 (50.0)	-
建 設 業	41	18.7	14.2	11.9	63.8	21 (51)	20 (48.8)	-
製 造 業	201	17.9	14.5	9.6	53.5	104 (51.7)	97 (48.3)	-
電 気・ガ 斯・水 道 業	8	19.9	15.8	12.9	64.8	1 (12.5)	7 (87.5)	-
通 信 ・ 放 送	9	19.1	15.0	8.0	41.9	2 (22.2)	7 (77.8)	-
運 輸 業	47	16.6	13.0	7.0	41.9	17 (36.2)	30 (63.8)	-
卸 小 売 業	54	16.8	11.8	6.4	38.3	21 (38.9)	32 (59.3)	1 (1.9)
金 融 ・ 保 険 業	14	21.4	18.1	7.4	34.7	9 (64.3)	5 (35.7)	-
医 療、福 祉	100	16.9	13.3	7.3	43.3	34 (34.0)	66 (66.0)	-
サ ー ビ ス 業	29	18.4	15.6	8.7	47.3	9 (31.0)	20 (69.0)	-
無 回 答	39	15.9	12.4	7.4	46.2	16 (41.0)	23 (59.0)	-
労 働 組 合 有	170	18.4	15.2	9.1	49.7	84 (49.4)	85 (50.0)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	367	17.3	13.4	8.4	48.5	149 (40.6)	218 (59.4)	-
無 回 答	5	18.8	12.4	6.6	35.1	1 (20.0)	4 (80.0)	-
23 年 調 査 計	514	18.4	14.1	8.8	47.8	230 (44.7)	276 (53.7)	8 (1.6)
22 年 調 査 計	795	18.0	14.0	8.9	49.4	356 (44.8)	424 (53.3)	15 (1.9)

## (IV) 休業制度等

### 1 育児休業制度

#### (1) 規定状況

#### 育児休業制度の就業規則等での規定率は95.9%

育児休業制度（乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により、職場での身分や地位を失わないで、一定期間休業したあと復職することのできる制度）を就業規則、または労働協約に定めている事業所は全体の95.9%で、前年（94.9%）より1.0ポイント増加となった。

（注）育児休業制度は、育児介護休業法により義務化され全事業所に適用されている。

なお、育児休業は労働基準法上の休暇に該当し、事業主は就業規則に定める必要がある。

ただし、就業規則に規定がない場合であっても、労働者からの申し出に対して、事業主はこれを拒むことはできない。

育児休業制度の規定状況

（ ）は%

区 分	総数	規定状況		
		定めている	定めていない	無回答
調 査 計	542 (100.0)	520 (95.9)	21 (3.9)	1 (0.2)
30 ～ 99 人	262 (100.0)	242 (92.4)	19 (7.3)	1 (0.4)
100 ～ 299 人	160 (100.0)	158 (98.8)	2 (1.3)	-
300 ～ 499 人	40 (100.0)	40 (100.0)	-	-
500 ～ 999 人	26 (100.0)	26 (100.0)	-	-
1,000 人 以上	54 (100.0)	54 (100.0)	-	-
建 設 業	41 (100.0)	39 (95.1)	2 (4.9)	-
製 造 業	201 (100.0)	191 (95.0)	10 (5.0)	-
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	-
運 輸 業	47 (100.0)	45 (95.7)	1 (2.1)	1 (2.1)
卸 小 売 業	54 (100.0)	52 (96.3)	2 (3.7)	-
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	14 (100.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	99 (99.0)	1 (1.0)	-
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	29 (100.0)	-	-
無 回 答	39 (100.0)	35 (89.7)	4 (10.3)	-
労 働 組 合 有	170 (100.0)	166 (97.6)	3 (1.8)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	349 (95.1)	18 (4.9)	-
無 回 答	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-
23 年 調 査 計	514 (100.0)	488 (94.9)	25.0 (4.9)	1 (0.2)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	752 (94.6)	37.0 (4.7)	6 (0.8)

(2) 規定内容

育児休業制度の期間は 「子が満1歳に達するまで」 86.3%  
 賃金 「無給」 92.1%

育児休業制度を就業規則、または労働協約に定めている事業所のうち、期間が「子が満1歳に達するまで」としている事業所は86.3%であった。

賃金支給については「無給」が多く、92.1%を占めている。

規模別にみると、「子が満1歳に達するまで」がすべての規模で高いものの、1,000人以上では「子が満2歳に達するまで」(22.2%)「子が満3歳に達するまで」(11.1%)の割合も高くなっている。

産業別にみると、電気・ガス・水道業が「子が満1歳に達するまで」が12.5%と、他の業種に比べ低くなっているが、その分「子が満2歳に達するまで」が87.5%と高い。

育児休業制度の規定内容

( )は%

区 分	育児休業制度を定めている事業所	期 間					賃 金			
		子が満1歳に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満3歳に達するまで	子が就学するまで	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調 査 計	520 (100.0)	449 (86.3)	22 (4.2)	36 (6.9)	6 (1.2)	7 (1.3)	4 (0.8)	31 (6.0)	479 (92.1)	6 (1.2)
30 ~ 99 人	242 (100.0)	212 (87.6)	5 (2.1)	18 (7.4)	1 (0.4)	6 (2.5)	4 (1.7)	16 (6.6)	216 (89.3)	6 (2.5)
100 ~ 299 人	158 (100.0)	145 (91.8)	5 (3.2)	6 (3.8)	2 (1.3)	-	-	4 (2.5)	154 (97.5)	-
300 ~ 499 人	40 (100.0)	35 (87.5)	-	4 (10.0)	1 (2.5)	-	-	5 (12.5)	35 (87.5)	-
500 ~ 999 人	26 (100.0)	23 (88.5)	-	2 (7.7)	1 (3.8)	-	-	1 (3.8)	25 (96.2)	-
1,000 人以上	54 (100.0)	34 (63.0)	12 (22.2)	6 (11.1)	1 (1.9)	1 (1.9)	-	5 (9.3)	49 (90.7)	-
建 設 業	39 (100.0)	31 (79.5)	4 (10.3)	3 (7.7)	1 (2.6)	-	1 (2.6)	1 (2.6)	36 (92.3)	1 (2.6)
製 造 業	191 (100.0)	170 (89.0)	6 (3.1)	9 (4.7)	2 (1.0)	4 (2.1)	2 (1.0)	7 (3.7)	178 (93.2)	4 (2.1)
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	-	-	-	-	-	8 (100.0)	-
通 信 ・ 放 送	8 (100.0)	6 (75.0)	-	2 (25.0)	-	-	-	1 (12.5)	7 (87.5)	-
運 輸 業	45 (100.0)	41 (91.1)	-	3 (6.7)	1 (2.2)	-	-	3 (6.7)	42 (93.3)	-
卸 小 売 業	52 (100.0)	44 (84.6)	2 (3.8)	5 (9.6)	1 (1.9)	-	1 (1.9)	9 (17.3)	42 (80.8)	-
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	14 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (14.3)	12 (85.7)	-
医 療 ・ 福 祉	99 (100.0)	92 (92.9)	1 (1.0)	6 (6.1)	-	-	-	5 (5.1)	94 (94.9)	-
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	20 (69.0)	-	6 (20.7)	1 (3.4)	2 (6.9)	-	1 (3.4)	27 (93.1)	1 (3.4)
無 回 答	520 (100.0)	449 (86.3)	22 (4.2)	36 (6.9)	6 (1.2)	7 (1.3)	-	2 (5.7)	33 (94.3)	-
労 働 組 合 有	166 (100.0)	130 (78.3)	15 (9.0)	16 (9.6)	4 (2.4)	1 (0.6)	1 (0.6)	12 (7.2)	153 (92.2)	-
労 働 組 合 無	349 (100.0)	315 (90.3)	7 (2.0)	20 (5.7)	2 (0.6)	5 (1.4)	3 (0.9)	18 (5.2)	323 (92.6)	5 (1.4)
無 回 答	5 (100.0)	4 (80.0)	-	-	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
23 年 調 査 計	488 (100.0)	419 (85.9)	26 (5.3)	25 (5.1)	8 (1.6)	10 (2.0)	1 (0.2)	26 (5.3)	455 (93.2)	6 (1.2)
22 年 調 査 計	752 (100.0)	632 (84.0)	45 (6.0)	49 (6.5)	8 (1.1)	18 (2.4)	2 (0.3)	35 (4.7)	704 (93.6)	11 (1.5)

(3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は女性で94.1%、男性で1.6%

育児休業取得日数は女性の平均が226.9日、男性の平均が46.3日

出産者（配偶者が出産した男性を含む。以下同じ）に占める育児休業者の割合については、女性が94.1%、男性が1.6%であり、育児休業の平均取得日数については、女性の平均が226.9日と前年(222.6日)より4.3日増加した。男性の平均は46.3日となり前年(50.9日)より4.6日減少した。

平均取得日数については、女性の1,000人以上で275.9日と最も長く、最も短い30~99人(195.3日)との差は80.6日となっている。

(注) 育児休業取得者・・・平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の出産者のうち、平成24年7月31日までに育児休業を開始した者（育児休業の申し出をしている者を含む）をいう。

育児休業取得者割合

( )は%

区 分	育児休業取得者数 (取得者数の男女比)			出産者に占める育児休業者の割合 (女性)	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 (男性)	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性	男性			計	女性	男性(配偶者が出産)	女性	男性
調 査 計	631 (100.0)	619 (98.1)	12 (1.9)	(94.1)	(1.6)	1,401	658	743	226.9	46.3
30 ~ 99 人	95 (100.0)	93 (97.9)	2 (2.1)	(92.1)	(2.0)	202	101	101	195.3	2.0
100 ~ 299 人	228 (100.0)	226 (99.1)	2 (0.9)	(103.7)	(0.9)	430	218	212	234.1	17.0
300 ~ 499 人	113 (100.0)	110 (97.3)	3 (2.7)	(102.8)	(3.5)	192	107	85	218.3	124.0
500 ~ 999 人	58 (100.0)	58 (100.0)	-	(90.6)	-	121	64	57	254.8	-
1,000 人 以上	137 (100.0)	132 (96.4)	5 (3.6)	(78.6)	(1.7)	456	168	288	275.9	43.7
建 設 業	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	(66.7)	(5.0)	23	3	20	292.0	1.0
製 造 業	221 (100.0)	215 (97.3)	6 (2.7)	(89.2)	(1.3)	696	241	455	225.8	94.5
電 気・ガ 斯・水 道 業	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	(100.0)	(14.3)	10	3	7	-	2.0
通 信 ・ 放 送	2 (100.0)	2 (100.0)	-	(100.0)	-	12	2	10	167.0	-
運 輸 業	3 (100.0)	3 (100.0)	-	(75.0)	-	39	4	35	170.0	-
卸 小 売 業	28 (100.0)	28 (100.0)	-	(93.3)	-	44	30	14	216.1	-
金 融 ・ 保 険 業	15 (100.0)	15 (100.0)	-	(93.8)	-	35	16	19	265.4	-
医 療 ・ 福 祉	311 (100.0)	307 (98.7)	4 (1.3)	(98.7)	(4.7)	396	311	85	235.8	12.0
サ ー ビ ス 業	22 (100.0)	22 (100.0)	-	(84.6)	-	60	26	34	184.4	-
無 回 答	22 (100.0)	22 (100.0)	-	(100.0)	-	86	22	64	239.6	-
労 働 組 合 有	229 (100.0)	225 (98.3)	4 (1.7)	(94.1)	(1.1)	606	239	367	248.6	49.5
労 働 組 合 無	401 (100.0)	393 (98.0)	8 (2.0)	(94.0)	(2.1)	792	418	374	217.6	45.4
無 回 答	1 (100.0)	1 (100.0)	-	(100.0)	-	3	1	2	300.0	-
23 年 調 査 計	696 (100.0)	686 (98.6)	10 (1.4)	(97.3)	(1.2)	1,558	705	853	222.6	50.9
22 年 調 査 計	466 (100.0)	456 (97.9)	10 (2.1)	(80.4)	(0.8)	1,793	567	1,226	204.2	28.2

\* 育児休業取得者の割合を算出するため、出産者および取得者の回答が無かった事業所については、集計から除外している。

## 育児休業取得日数は女性の9か月～12か月未満が多数

育児休業取得者の取得日数内訳は、女性の9か月～12か月未満が最も多く、331人となっている。

育児休業制度の取得日数内訳

区分	育児休業 取得者数	取得日数内訳回答者数		3か月未満		3か月～6か月未満		6か月～9か月未満		9か月～12か月未満		12か月～24か月未満		24か月以上		取得日数内訳不明	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	704	109	595	9	45	98	57	1	95	1	331	64	3				1
30～99人	188	99	89	1	9	98	12		7		44	17					
100～299人	223	2	221	2	10		18		49		117	26		1			1
300～499人	96	3	93	2	8		8	1	14		58	4		1			
500～999人	60		60		4		11		12		32	1					
1,000人以上	137	5	132	4	14		8		13	1	80	16		1			
建設業	3	1	2	1					1			1					
製造業	311	103	208	3	21	98	15	1	29	1	122	20		1			
電気・ガス・水道業	4	1	3	1								3					
通信・放送	2		2		1						1						
運輸業	4		4				1				1	2					
卸小売業	25		25		2		2		4		13	4					
金融・保険業	16		16		1		2		4		9						
医療、福祉	292	4	288	4	17		34		42		166	27		2			
サービス業	24		24		2		3		8		8	3					1
無回答	23		23		1				7		11	4					
労働組合有	224	4	220	3	7		14		38	1	138	21		2			
労働組合無	479	105	374	6	38	98	43	1	57		192	43		1			1
無回答	1		1								1						
23年調査計	696	10	686	7	86	1	85		97	2	381	32		5			1
22年調査計	466	10	449	9	63		86	1	77		194	25		4			7

## 2 育児短時間勤務制度

### (1) 規定状況

#### 育児短時間勤務制度等の規定率は87.8%

育児短時間勤務制度を就業規則に「定めている」事業所は全体の87.8%で、前年(86.2%)に比べ1.6ポイントの増加となった。

制度の内容については「短時間勤務制度」が72.1%と最も多く、以下「所定労働外の免除」46.8%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」35.8%などとなっている。

規模別に見ると、300～499人、500～999人で100.0%となっている。

産業別にみると、電気・ガス・水道業、金融・保険業で100.0%となっている。

区 分	総数	内容(複数回答)										定めていない
		育児短時間勤務制度を定めている	短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設の使用	育児に要する経費の援助措置	その他	無回答		
調 査 計	542 [100.0]	477 [87.8]	344 (72.1)	40 (8.4)	171 (35.8)	223 (46.8)	28 (5.9)	17 (3.6)	25 (5.2)	78 (16.4)	65 [12.2]	
30 ～ 99 人	262 [100.0]	212 [80.5]	143 (67.5)	11 (5.2)	76 (35.8)	80 (37.7)	6 (2.8)	4 (1.9)	11 (5.2)	41 (19.3)	50 [19.5]	
100 ～ 299 人	160 [100.0]	146 [91.1]	111 (76.0)	13 (8.9)	51 (34.9)	81 (55.5)	11 (7.5)	5 (3.4)	8 (5.5)	18 (12.3)	14 [8.9]	
300 ～ 499 人	40 [100.0]	40 [100.0]	22 (55.0)	3 (7.5)	13 (32.5)	15 (37.5)	3 (7.5)	1 (2.5)	1 (2.5)	13 (32.5)	-	
500 ～ 999 人	26 [100.0]	26 [100.0]	21 (80.8)	1 (3.8)	11 (42.3)	17 (65.4)	2 (7.7)	-	2 (7.7)	1 (3.8)	1 -	
1,000 人 以上	54 [100.0]	53 [98.1]	47 (88.7)	12 (22.6)	20 (37.7)	30 (56.6)	6 (11.3)	7 (13.2)	3 (5.7)	5 (9.4)	1 [1.9]	
建 設 業	41 [100.0]	38 [92.7]	30 (78.9)	2 (5.3)	15 (39.5)	15 (39.5)	-	1 (2.6)	-	6 (15.8)	3 (7.3)	
製 造 業	201 [100.0]	175 [86.9]	122 (69.7)	18 (10.3)	65 (37.1)	87 (49.7)	9 (5.1)	9 (5.1)	8 (4.6)	29 (16.6)	26 [13.1]	
電気・ガス・水道業	8 [100.0]	8 [100.0]	7 (87.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	1 (12.5)	-	
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	8 [88.9]	6 (75.0)	-	3 (37.5)	5 (62.5)	-	-	-	1 (12.5)	1 [11.1]	
運 輸 業	47 [100.0]	41 [87.0]	29 (70.7)	4 (9.8)	15 (36.6)	15 (36.6)	1 (2.4)	2 (4.9)	2 (4.9)	6 (14.6)	6 [13.0]	
卸 小 売 業	54 [100.0]	44 [81.1]	30 (68.2)	5 (11.4)	14 (31.8)	16 (36.4)	2 (4.5)	1 (2.3)	1 (2.3)	11 (25.0)	10 [18.9]	
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	14 [100.0]	11 (78.6)	-	6 (42.9)	12 (85.7)	-	-	1 (7.1)	1 (7.1)	-	
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	94 [93.9]	71 (75.5)	5 (5.3)	32 (34.0)	44 (46.8)	14 (14.9)	4 (4.3)	11 (11.7)	12 (12.8)	6 [6.1]	
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	27 [93.1]	20 (74.1)	2 (7.4)	11 (40.7)	15 (55.6)	-	-	1 (3.7)	4 (14.8)	2 [6.9]	
無 回 答	39 [100.0]	28 [70.3]	18 (64.3)	3 (10.7)	8 (28.6)	10 (35.7)	1 (3.6)	-	-	7 (25.0)	11 [29.7]	
労 働 組 合 有	170 [100.0]	160 [94.0]	122 (76.3)	22 (13.8)	59 (36.9)	89 (55.6)	8 (5.0)	6 (3.8)	8 (5.0)	20 (12.5)	10 [6.0]	
労 働 組 合 無	367 [100.0]	312 [84.8]	219 (70.2)	18 (5.8)	112 (35.9)	133 (42.6)	20 (6.4)	11 (3.5)	17 (5.4)	56 (17.9)	55 [15.2]	
無 回 答	5 [100.0]	5 [100.0]	3 (60.0)	-	-	1 (20.0)	-	-	-	2 (40.0)	-	
23 年 調 査 計	514 [100.0]	443 [86.2]	307 (69.3)	34 (7.7)	144 (32.5)	203 (45.8)	16 (3.6)	5 (1.1)	20 (4.5)	87 (19.6)	71 [13.8]	
22 年 調 査 計	795 [100.0]	661 [83.1]	525 (79.4)	83 (12.6)	270 (40.8)	348 (52.6)	19 (2.9)	24 (3.6)	40 (6.1)	11 (1.7)	123 [15.5]	

## 育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が60.0%

育児短時間勤務制度等の対象については「3歳まで」が60.0%を占めている。

育児短時間勤務制度等規定状況 ( )は%

区 分	育児短時間 勤務制度を 定めている	対 象			
		3歳まで	小学生まで	その他	無回答
調 査 計	477 (100.0)	286 (60.0)	48 (10.1)	135 (28.3)	8 (1.7)
30 ~ 99 人	212 (100.0)	132 (62.3)	25 (11.8)	49 (23.1)	6 (2.8)
100 ~ 299 人	146 (100.0)	99 (67.8)	12 (8.2)	33 (22.6)	2 (1.4)
300 ~ 499 人	40 (100.0)	27 (67.5)	4 (10.0)	9 (22.5)	-
500 ~ 999 人	26 (100.0)	12 (46.2)	5 (19.2)	9 (34.6)	-
1,000 人 以 上	53 (100.0)	16 (30.2)	2 (3.8)	35 (66.0)	-
建 設 業	38 (100.0)	17 (44.7)	8 (21.1)	13 (34.2)	-
製 造 業	175 (100.0)	104 (59.4)	11 (6.3)	57 (32.6)	3 (1.7)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	1 (12.5)	-	7 (87.5)	-
通 信・放 送	8 (100.0)	4 (50.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	-
運 輸 業	41 (100.0)	28 (68.3)	6 (14.6)	6 (14.6)	1 (2.4)
卸 小 売 業	44 (100.0)	23 (52.3)	6 (13.6)	14 (31.8)	1 (2.3)
金 融・保 険 業	14 (100.0)	12 (85.7)	1 (7.1)	1 (7.1)	-
医 療、福 祉	94 (100.0)	63 (67.0)	10 (10.6)	20 (21.3)	1 (1.1)
サ ー ビ ス 業	27 (100.0)	18 (66.7)	2 (7.4)	7 (25.9)	-
無 回 答	28 (100.0)	16 (57.1)	3 (10.7)	7 (25.0)	2 (7.1)
労 働 組 合 有	160 (100.0)	92 (57.5)	11 (6.9)	55 (34.4)	2 (1.3)
労 働 組 合 無	312 (100.0)	190 (60.9)	36 (11.5)	80 (25.6)	6 (1.9)
無 回 答	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	-	-
23 年 調 査 計	443 (100.0)	253 (57.1)	44 (9.9)	128 (28.9)	18 (4.1)
22 年 調 査 計	661 (100.0)	349 (52.8)	151 (22.8)	147 (22.2)	14 (2.1)

(2) 取得状況

育児短時間勤務制度を就業規則に「定めている」事業所の取得者数の状況については、「短時間勤務制度」(59 事業所)、「所定労働外の免除」(13 事業所)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」(10 事業所)などの利用が多い。

育児短時間勤務制度取得者の状況

( )は%

区分	育児短時間勤務制度を定めている事業所	短時間勤務制度				フレックスタイム制度			始業・終業時刻の繰上・繰下			所定外労働の免除			事業所内託児施設の使用			育児に要する経費の援助措置			その他			
		事業所数	男性	女性	平均短縮時間 男性	平均短縮時間 女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性
調査計	477 (100.0)	59 (12.4)	5	147	196.0分	105.0分	1 (0.2)	-	1	10 (2.1)	1	22	13 (2.7)	-	32	5 (1.0)	10	19	2 (0.4)	12	55	3 (0.6)	1	7
30 ~ 99 人	212 (100.0)	15 (7.1)	4	22	200.0分	115.9分	-	-	-	3 (1.4)	-	4	4 (1.9)	-	6	-	-	-	-	-	-	1 (0.5)	-	3
100 ~ 299 人	146 (100.0)	19 (13.0)	-	36	83.2分	-	-	-	3 (2.1)	1	4	5 (3.4)	-	8	1 (0.7)	1	5	1 (0.7)	12	48	1 (0.7)	-	1	
300 ~ 499 人	40 (100.0)	5 (12.5)	-	12	151.2分	-	-	-	1 (2.5)	-	1	1 (2.5)	-	2	2 (5.0)	-	11	-	-	-	-	-	-	
500 ~ 999 人	26 (100.0)	2 (7.7)	-	3	80.0分	-	-	-	1 (3.8)	-	1	-	-	2	2 (7.7)	9	3	-	-	-	1 (3.8)	-	4	
1,000 人以上	53 (100.0)	18 (34.0)	1	74	108.8分	108.8分	1 (1.9)	-	1	2 (3.8)	-	12	3 (5.7)	-	16	-	-	1 (1.9)	-	7	-	-	-	
産業	38 (100.0)	1 (2.6)	3	2	70.0分	120.0分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	175 (100.0)	26 (14.9)	1	84	430.0分	107.5分	1 (0.6)	-	1	2 (1.1)	1	2	2 (1.1)	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	8 (100.0)	2 (25.0)	-	4	120.0分	120.0分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	8 (100.0)	1 (12.5)	-	1	105.0分	105.0分	-	-	-	-	-	1 (12.5)	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	41 (100.0)	2 (4.9)	-	2	125.0分	125.0分	-	-	-	-	-	1 (2.4)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	44 (100.0)	9 (20.5)	1	30	73.3分	73.3分	-	-	3 (6.8)	-	5	2 (4.5)	-	3	-	-	-	1 (2.3)	-	7	-	-	-	
業	14 (100.0)	1 (7.1)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	94 (100.0)	14 (14.9)	-	17	123.8分	123.8分	-	-	4 (4.3)	-	14	6 (6.4)	-	21	5 (5.3)	10	19	1 (1.1)	12	48	3 (3.2)	1	7	
業	27 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (3.7)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	28 (100.0)	3 (10.7)	-	6	66.3分	66.3分	-	-	1 (3.6)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	160 (100.0)	24 (15.0)	1	60	330.0分	132.0分	-	-	5 (3.1)	1	15	4 (2.5)	-	17	1 (0.6)	9	2	-	-	-	1 (0.6)	-	4	
業	312 (100.0)	34 (10.9)	4	86	162.5分	89.0分	1 (0.3)	-	1	5 (1.6)	-	7	9 (2.9)	-	15	4 (1.3)	1	17	2 (0.6)	12	55	2 (0.6)	3	
業	5 (100.0)	1 (20.0)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業	443 (100.0)	49 (11.1)	2	120	112.5分	97.3分	4 (0.9)	191	45	20 (4.5)	-	64	18 (4.1)	-	55	13 (2.9)	23	233	1 (0.2)	5	2 (0.5)	-	2	
業	661 (100.0)	48 (7.3)	6	90	85.0分	91.0分	2 (0.3)	161	47	24 (3.6)	2	31	17 (2.6)	-	31	1 (0.2)	3	-	-	-	3 (0.5)	31	5	

3 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度の就業規則等での規定率 79.3%  
 期間は「5日」 94.2%  
 賃金は「無給」 68.8%

子の看護休暇制度を就業規則、または労働協約に定めている事業所は 430 事業所と、全体の 79.3% となっている。定めている期間については「5日」が最も多く 94.2%を占め、賃金支給については「無給」が最も多く 68.8%となっている。

規模別にみると、概ね規模が大きくなるに従い規定率も高くなり、100人以上では 80%以上が定めている。

子の看護休暇制度の規定内容

[ ], ( )は%

区 分	総数	子の看護休暇制度を定めている	期 間				賃 金				定めていない	無回答
			5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答		
調 査 計	542 [100.0]	430 [79.3]	-	405 (94.2)	21 (4.9)	4 (0.9)	105 (24.4)	25 (5.8)	296 (68.8)	4 (0.9)	104 [19.2]	8 [1.5]
30 ~ 99 人	262 [100.0]	174 [66.4]	-	162 (93.1)	10 (5.7)	2 (1.1)	43 (24.7)	10 (5.7)	119 (68.4)	2 (1.1)	81 [30.9]	7 [2.7]
100 ~ 299 人	160 [100.0]	142 [88.8]	-	134 (94.4)	6 (4.2)	2 (1.4)	34 (23.9)	7 (4.9)	99 (69.7)	2 (1.4)	17 [10.6]	1 [0.6]
300 ~ 499 人	40 [100.0]	38 [95.0]	-	35 (92.1)	3 (7.9)	-	7 (18.4)	3 (7.9)	28 (73.7)	-	2 -	-
500 ~ 999 人	26 [100.0]	24 [92.3]	-	24 (100.0)	-	-	5 (20.8)	1 (4.2)	18 (75.0)	-	2 -	-
1,000 人以上	54 [100.0]	52 [96.3]	-	50 (96.2)	2 (3.8)	-	16 (30.8)	4 (7.7)	32 (61.5)	-	2 [3.7]	-
建 設 業	41 [100.0]	34 [82.9]	-	26 (76.5)	7 (20.6)	1 (2.9)	10 (29)	2 (5.9)	22 (64.7)	-	6 (14.6)	1 (2.4)
製 造 業	201 [100.0]	157 [78.1]	-	148 (94.3)	7 (4.5)	2 (1.3)	31 (19.7)	9 (5.7)	115 (73.2)	2 (1.3)	42 [20.9]	2 [1.0]
電気・ガス・水道業	8 [100.0]	8 [100.0]	-	8 (100.0)	-	-	7 (87.5)	-	1 (12.5)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	7 [77.8]	-	7 (100.0)	-	-	3 (42.9)	-	4 (57.1)	-	2 [22.2]	-
運 輸 業	47 [100.0]	33 [70.2]	-	33 (100.0)	-	-	7 (21.2)	1 (3.0)	25 (75.8)	-	12 [25.5]	2 [4.3]
卸 小 売 業	54 [100.0]	38 [70.4]	-	35 (92.1)	3 (7.9)	-	6 (15.8)	4 (10.5)	28 (73.7)	-	15 [27.8]	1 [1.9]
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	14 [100.0]	-	13 (92.9)	1 (7.1)	-	6 (42.9)	1 (7.1)	7 (50.0)	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	90 [90.0]	-	87 (96.7)	2 (2.2)	1 (1.1)	28 (31.1)	7 (7.8)	54 (60.0)	1 (1.1)	10 [10.0]	-
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	22 [75.9]	-	22 (100.0)	-	-	2 (9.1)	-	20 (90.9)	-	7 [24.1]	-
無 回 答	39 [100.0]	27 [69.2]	-	26 (96.3)	1 (3.7)	-	5 (18.5)	1 (3.7)	20 (74.1)	1 (3.7)	10 [25.6]	2 [5.1]
労 働 組 合 有	170 [100.0]	148 [87.1]	-	142 (95.9)	5 (3.4)	1 (0.7)	36 (24.3)	11 (7.4)	99 (66.9)	2 (1.4)	21 [12.4]	1 [0.6]
労 働 組 合 無	367 [100.0]	278 [75.7]	-	259 (93.2)	16 (5.8)	3 (1.1)	68 (24.5)	13 (4.7)	195 (70.1)	2 (0.7)	82 [22.3]	7 [1.9]
無 回 答	5 [100.0]	4 [80.0]	-	4 (100.0)	-	-	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	-	1 [25.5]	-
23 年 調 査 計	514 [100.0]	397 [77.2]	368 (92.7)	23 (5.8)	-	6 (1.5)	105 (26.4)	20 (5.0)	269 (67.8)	2 (0.5)	113 [22.0]	4 [0.8]
22 年 調 査 計	795 [100.0]	584 [73.5]	517 (88.5)	63 (10.8)	-	4 (0.7)	126 (21.6)	31 (5.3)	426 (72.9)	1 (0.2)	203 [25.5]	8 [1.0]

#### 4 介護休業制度

##### (1) 規定状況

### 介護休業制度の就業規則等での規定率は91.5%

介護休業制度（従業員の家族、特に高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休暇が与えられる制度）を就業規則、または労働協約に定めている事業所は全体の91.5%となっており、前年（90.9%）に比べ0.6ポイントの増加となった。

（注）介護休業制度は、育児介護休業法により義務化され全事業所に適用されている。

なお、介護休業は労働基準法上の休暇に該当し、事業主は就業規則に定める必要がある。

ただし、就業規則に規定がない場合であっても、労働者からの申し出に対して、事業主はこれを拒むことはできない。

介護休業制度の規定状況

( )は%

区 分	総数	規定状況		
		定めている	定めていない	無回答
調 査 計	542 (100.0)	496 (91.5)	43 (7.9)	3 (0.6)
30 ～ 99 人	262 (100.0)	222 (84.7)	37 (14.1)	3 (1.1)
100 ～ 299 人	160 (100.0)	156 (97.5)	4 (2.5)	-
300 ～ 499 人	40 (100.0)	40 (100.0)	-	-
500 ～ 999 人	26 (100.0)	26 (100.0)	-	-
1,000 人 以 上	54 (100.0)	52 (96.3)	2 (3.7)	-
建 設 業	41 (100.0)	38 (92.7)	3 (7.3)	-
製 造 業	201 (100.0)	181 (90.0)	20 (10.0)	-
電 気・ガ ス・水 道 業	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	-
運 輸 業	47 (100.0)	42 (89.4)	4 (8.5)	1 (2.1)
卸 小 売 業	54 (100.0)	47 (87.0)	7 (13.0)	-
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	14 (100.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	97 (97.0)	2 (2.0)	1 (1.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	29 (100.0)	-	-
無 回 答	39 (100.0)	32 (82.1)	6 (15.4)	1 (2.6)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	162 (95.3)	7 (4.1)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	329 (89.6)	36 (9.8)	2 (0.5)
無 回 答	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-
23 年 調 査 計	514 (100.0)	467 (90.9)	45 (8.8)	2 (0.4)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	724 (91.1)	65 (8.2)	6 (0.8)

## (2) 規定内容・取得状況

介護休業制度の期間は 「93日」 76.2%  
賃金は 「無給」 90.9%

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所の介護休暇期間については、「93日」(76.2%)が最も多く、賃金支給については「無給」が90.9%を占めている。

規模別にみると、1,000人以上では「6ヶ月以上」が高く48.1%となっている。また、すべての事業規模で「無給」が多いものの、300～499人では「一部支給」が12.5%と他に比べ高い。

産業別にみると、電気・ガス・水道業は「6ヶ月以上」が87.5%と最も高い。

介護休業制度の規定状況

( )は%

区 分	介護休業制度を定めている事業所	期 間				賃 金			
		93日	6ヵ月未満	6ヵ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調 査 計	496 (100.0)	378 (76.2)	30 (6.0)	72 (14.5)	16 (3.2)	6 (1.2)	30 (6.0)	451 (90.9)	9 (1.8)
30 ～ 99 人	222 (100.0)	184 (82.9)	13 (5.9)	12 (5.4)	13 (5.9)	4 (1.8)	17 (7.7)	195 (87.8)	6 (2.7)
100 ～ 299 人	156 (100.0)	131 (84.0)	7 (4.5)	16 (10.3)	2 (1.3)	1 (0.6)	5 (3.2)	149 (95.5)	1 (0.6)
300 ～ 499 人	40 (100.0)	29 (72.5)	3 (7.5)	8 (20.0)	-	-	5 (12.5)	34 (85.0)	1 (2.5)
500 ～ 999 人	26 (100.0)	13 (50.0)	2 (7.7)	11 (42.3)	-	-	1 (3.8)	25 (96.2)	-
1,000 人 以 上	52 (100.0)	21 (40.4)	5 (9.6)	25 (48.1)	1 (1.9)	1 (1.9)	2 (3.8)	48 (92.3)	1 (1.9)
建 設 業	38 (100.0)	29 (76.3)	6 (15.8)	1 (2.6)	2 (5.3)	1 (2.6)	1 (2.6)	35 (92.1)	1 (2.6)
製 造 業	181 (100.0)	131 (72.4)	9 (5.0)	32 (17.7)	9 (5.0)	1 (0.6)	9 (5.0)	167 (92.3)	4 (2.2)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	1 (12.5)	-	7 (87.5)	-	-	-	8 (100.0)	-
通 信 ・ 放 送	8 (100.0)	5 (62.5)	-	3 (37.5)	-	-	1 (12.5)	7 (87.5)	-
運 輸 業	42 (100.0)	37 (88.1)	-	5 (11.9)	-	-	1 (2.4)	41 (97.6)	-
卸 小 売 業	47 (100.0)	34 (72.3)	3 (6.4)	8 (17.0)	2 (4.3)	1 (2.1)	8 (17.0)	36 (76.6)	2 (4.3)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	11 (78.6)	3 (21.4)	-	-	1 (7.1)	1 (7.1)	12 (85.7)	-
医 療 ・ 福 祉	97 (100.0)	84 (86.6)	5 (5.2)	7 (7.2)	1 (1.0)	1 (1.0)	6 (6.2)	89 (91.8)	1 (1.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	22 (75.9)	3 (10.3)	3 (10.3)	1 (3.4)	1 (3.4)	2 (6.9)	26 (89.7)	-
無 回 答	32 (100.0)	24 (75.0)	1 (3.1)	6 (18.8)	1 (3.1)	-	1 (3.1)	30 (93.8)	1 (3.1)
労 働 組 合 有	162 (100.0)	95 (58.6)	11 (6.8)	53 (32.7)	3 (1.9)	1 (0.6)	11 (6.8)	147 (90.7)	3 (1.9)
労 働 組 合 無	329 (100.0)	280 (85.1)	18 (5.5)	19 (5.8)	12 (3.6)	4 (1.2)	19 (5.8)	301 (91.5)	5 (1.5)
無 回 答	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)	-	3 (60.0)	1 (20.0)
23 年 調 査 計	467 (100.0)	350 (74.9)	30 (6.4)	75 (16.1)	12 (2.6)	1 (0.2)	29 (6.2)	430 (92.1)	7 (1.5)
22 年 調 査 計	724 (100.0)	530 (73.2)	45 (6.2)	143 (19.8)	6 (0.8)	-	45 (6.2)	673 (93.0)	6 (0.8)

介護休業取得状況

[ ]、( )は%

区 分	総数	取得者の あった事業 所数	介護休業取得の男女比		
			計	男性	女性
調 査 計	542 (100.0)	27 [5.4]	49 (100.0)	6 (12.2)	43 (87.8)
30 ～ 99 人	262 (100.0)	6 [2.7]	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
100 ～ 299 人	160 (100.0)	8 [5.1]	12 (100.0)	1 (8.3)	11 (91.7)
300 ～ 499 人	40 (100.0)	5 [12.5]	6 (100.0)	3 (50.0)	3 (50.0)
500 ～ 999 人	26 (100.0)	2 [7.7]	3 (100.0)	-	3 (100.0)
1,000 人 以 上	54 (100.0)	6 [11.5]	21 (100.0)	1 (4.8)	20 (95.2)
建 設 業	41 (100.0)	-	-	-	-
製 造 業	201 (100.0)	11 [6.1]	-	-	-
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	1 [12.5]	28 (100.0)	4 (14.3)	24 (85.7)
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-
運 輸 業	47 (100.0)	-	-	-	-
卸 小 売 業	54 (100.0)	1 [2.1]	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)
医 療 、 福 祉	100 (100.0)	14 [14.4]	-	-	-
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	-	19 (100.0)	1 (5.3)	18 (94.7)
無 回 答	39 (100.0)	-	-	-	-
労 働 組 合 有	170 (100.0)	5 [3.1]	-	-	-
労 働 組 合 無	367 (100.0)	22 [6.7]	21 (100.0)	1 (4.8)	20 (95.2)
無 回 答	5 (100.0)	-	28 (100.0)	5 (17.9)	23 (82.1)
23 年 調 査 計	514 (100.0)	21 [4.1]	28 (100.0)	4 (14.3)	24 (85.7)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	30 [3.8]	50 (100.0)	17 (34.0)	33 (66.0)

(V) 定 年 ・ 退 職 金 制 度

1 定年制

(1) 実施状況

定年制の実施率は **98.9%**  
 実施形態は 「一律定年制」 が **96.6%**

定年制がある事業所は、536 事業所と全体の 98.9%を占め、前年 (99.0%) より 0.1 ポイントの減少となっている。実施形態については「一律定年制」が最も高く 96.6%を占めている。

区 分	総数	形 態					なし	無回答
		あり	一律定年制	職種別定年制	その他	無回答		
調 査 計	542 [100.0]	536 [98.9]	518 (100.0)	16 (96.6)	2 (3.0)	6 [1.1]	-	
30 ~ 99 人	262 [100.0]	257 [98.1]	248 (100.0)	7 (96.5)	2 (2.7)	5 [1.9]	-	
100 ~ 299 人	160 [100.0]	160 [100.0]	155 (100.0)	5 (96.9)	-	-	-	
300 ~ 499 人	40 [100.0]	40 [100.0]	39 (100.0)	1 (97.5)	-	-	-	
500 ~ 999 人	26 [100.0]	25 [96.2]	25 (100.0)	-	-	1 [3.8]	-	
1,000 人 以 上	54 [100.0]	54 [100.0]	51 (100.0)	3 (94.4)	-	-	-	
建 設 業	41 [100.0]	41 [100.0]	40 (100)	1 (97.6)	1 (2.4)	-	-	
製 造 業	201 [100.0]	200 [99.5]	200 (100.0)	1 (100.0)	-	1 [0.5]	-	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	8 [100.0]	8 [100.0]	8 (100.0)	-	-	-	-	
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	9 [100.0]	9 (100.0)	-	-	-	-	
運 輸 業	47 [100.0]	46 [97.9]	45 (100.0)	1 (97.8)	-	1 [2.1]	-	
卸 小 売 業	54 [100.0]	53 [98.1]	51 (100.0)	2 (96.2)	-	1 [1.9]	-	
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	14 [100.0]	14 (100.0)	-	-	-	-	
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	98 [98.0]	85 (100.0)	12 (86.7)	1 (12.2)	2 [2.0]	-	
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	29 [100.0]	28 (100.0)	1 (96.6)	-	-	-	
無 回 答	39 [100.0]	38 [97.4]	38 (100.0)	-	-	1 [2.6]	-	
労 働 組 合 有	170 [100.0]	169 [99.4]	161 (100.0)	7 (95.3)	1 (4.1)	1 [0.6]	-	
労 働 組 合 無	367 [100.0]	362 [98.6]	352 (100.0)	9 (97.2)	1 (2.5)	5 [1.4]	-	
無 回 答	5 [100.0]	5 [100.0]	5 (100.0)	-	-	-	-	
23 年 調 査 計	514 [100.0]	509 [99.0]	476 (100.0)	19 (93.5)	2 (3.7)	12 (2.4)	5 [1.0]	
22 年 調 査 計	795 [100.0]	786 [98.9]	754 (100.0)	15 (95.9)	3 (1.9)	14 (1.8)	6 [0.8]	
							3 [0.4]	

## (2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で85.5%

一律定年制を実施している事業所（518事業所）の定年年齢については、「60歳」が85.5%と最も高く、前年（83.3%）より2.2ポイントの増加となった。また、65歳以上を定年としている事業所は12.0%と、前年（9.6%）より2.4ポイントの増加となっている。

一律定年制における定年年齢 ( )は%

区 分	一律定年制 を実施して いる事業所	定 年 年 齢				無回答
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳以上	
調 査 計	518 (100.0)	-	443 (85.5)	9 (1.8)	62 (12.0)	4 (0.8)
30 ～ 99 人	248 (100.0)	-	199 (80.2)	4 (1.6)	44 (17.7)	1 (0.4)
100 ～ 299 人	155 (100.0)	-	135 (87.1)	4 (2.5)	14 (9.0)	2 (1.3)
300 ～ 499 人	39 (100.0)	-	35 (89.7)	0 (0.0)	3 (7.7)	1 (2.6)
500 ～ 999 人	25 (100.0)	-	24 (96.0)	1 (4.0)	-	-
1,000 人 以 上	51 (100.0)	-	50 (98.0)	-	1 (2.0)	-
建 設 業	40 (100.0)	-	32 (80.0)	1 (2.5)	7 (17.5)	-
製 造 業	200 (100.0)	-	182 (91.0)	4 (2.0)	13 (6.5)	1 (0.5)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	-	8 (100.0)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	9 (100.0)	-	-	-
運 輸 業	45 (100.0)	-	35 (77.8)	1 (2.2)	9 (20.0)	-
卸 小 売 業	51 (100.0)	-	40 (78.4)	-	8 (15.7)	3 (5.9)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	-	14 (100.0)	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	85 (100.0)	-	67 (78.8)	2 (2.4)	16 (18.8)	-
サ ー ビ ス 業	28 (100.0)	-	25 (89.3)	-	3 (10.7)	-
無 回 答	38 (100.0)	-	31 (81.6)	1 (2.6)	6 (15.8)	-
労 働 組 合 有	161 (100.0)	-	147 (91.3)	5 (3.1)	6 (3.7)	3 (1.9)
労 働 組 合 無	352 (100.0)	-	292 (83.0)	3 (0.9)	56 (15.9)	1 (0.3)
無 回 答	5 (100.0)	-	4 (80.0)	1 (20.0)	-	-
23 年 調 査 計	509 (100.0)	1 (0.2)	424 (83.3)	10 (2.0)	49 (9.6)	25 (4.9)
22 年 調 査 計	754 (100.0)	1 (0.1)	678 (89.9)	25 (3.3)	47 (6.2)	3 (0.4)

(2) 定年後の再雇用等

定年後の再雇用を実施している事業所は95.4%

定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する「再雇用制度」と、退職させることなく引き続き雇用する「勤務延長制度」のいずれかの実施状況については、517事業所(95.4%)が「制度あり」となっており、前年(96.5%)より1.1ポイントの減少となった。

実施している形態については「再雇用制度のみ」が84.3%を占め、「勤務延長制度のみ」は3.9%、「両制度の併用」は10.6%となっている。

定年後の特別扱いの形態

[ ], ( )は%

区 分	総数	定年後の再雇用制度等あり				実施形態			定年後の特別扱いなし	無回答
		再雇用制度のみ	勤務延長制度のみ	両者の併用	無回答	再雇用制度のみ	勤務延長制度のみ	両者の併用		
調 査 計	542 [100.0]	517 [95.4]	436 (100.0) (84.3)	20 (3.9)	55 (10.6)	6 (1.2)	21 (3.9)	4 [0.7]		
30 ~ 99 人	262 [100.0]	241 [92.0]	190 (100.0) (78.8)	15 (6.2)	31 (12.9)	5 (2.1)	18 (6.9)	3 [1.1]		
100 ~ 299 人	160 [100.0]	158 [98.8]	141 (100.0) (89.2)	4 (2.5)	12 (7.6)	1 (0.6)	2 (1.3)	-		
300 ~ 499 人	40 [100.0]	40 [100.0]	36 (100.0) (90.0)	-	4 (10.0)	-	-	-		
500 ~ 999 人	26 [100.0]	25 [96.2]	22 (100.0) (88.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	-	-	1 3.8		
1,000 人 以上	54 [100.0]	53 [98.1]	47 (100.0) (88.7)	-	6 (11.3)	-	1 (1.9)	-		
建 設 業	41 [100.0]	41 [100.0]	29 (100) (70.7)	2 (4.9)	9 (22.0)	1 (2.4)	-	-		
製 造 業	201 [100.0]	196 [97.5]	168 (100.0) (85.7)	9 (4.6)	16 (8.2)	3 (1.5)	4 (2.0)	1 [0.5]		
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 [100.0]	8 [100.0]	8 (100.0)	-	-	-	-	-		
通 信・放 送	9 [100.0]	9 [100.0]	8 (100.0) (88.9)	-	1 (11.1)	-	-	-		
運 輸 業	47 [100.0]	42 [89.4]	35 (100.0) (83.3)	4 (9.5)	3 (7.1)	-	5 (10.6)	-		
卸 小 売 業	54 [100.0]	51 [94.4]	44 (100.0) (86.3)	-	7 (13.7)	-	2 (3.7)	1 [1.9]		
金 融・保 険 業	14 [100.0]	14 [100.0]	14 (100.0)	-	-	-	-	-		
医 療、福 祉	100 [100.0]	95 [95.0]	77 (100.0) (81.1)	4 (4.2)	14 (14.7)	-	3 (3.0)	2 [2.0]		
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	27 [93.1]	25 (100.0) (92.6)	-	1 (3.7)	1 (3.7)	2 (6.9)	-		
無 回 答	39 [100.0]	34 [87.2]	28 (100.0) (82.4)	1 (2.9)	4 (11.8)	1 (2.9)	5 (12.8)	-		
労 働 組 合 有	170 [100.0]	168 [98.8]	148 (100.0) (88.1)	1 (0.6)	19 (11.3)	-	1 (0.6)	1 [0.6]		
労 働 組 合 無	367 [100.0]	345 [94.0]	284 (100.0) (82.3)	19 (5.5)	36 (10.4)	6 (1.7)	19 (5.2)	3 [0.8]		
無 回 答	5 [100.0]	4 [80.0]	4 (100.0)	-	-	-	1 (20.0)	-		
23 年 調 査 計	514 [100.0]	496 [96.5]	416 (100.0) (83.9)	28 (5.6)	50 (10.1)	2 (0.4)	12 [2.3]	6 [1.2]		
22 年 調 査 計	795 [100.0]	759 [95.5]	634 (100.0) (83.5)	38 (5.0)	71 (9.4)	16 (2.1)	27 [3.4]	9 [1.1]		

## 2 退職金制度

### (1) 実施状況

#### 退職金制度「あり」は92.1%

退職金制度の実施状況について、「制度あり」は499事業所(92.1%)となっており、前年(92.0%)より0.1ポイントの増加となった。

#### 退職金制度の形態は「退職一時金のみ」が58.3%

「退職一時金と退職年金の併用」が20.2%

「一方又は両方を労働者が選択」が17.4%

退職金制度の形態については「退職一時金のみ」が58.3%、「退職一時金と退職年金の併用」が20.2%、「一方又は両方を労働者が選択」が17.4%となっている。

規模別にみると、概ね規模が小さくなるにつれて「退職一時金のみ」が高く、規模が大きくなるに従い「退職一時金と退職年金の併用」が高くなっている。

退職金制度の実施状況

[ ]、( )は%

区 分	総数	あり		形 態				なし	無回答	
				退職一時金 制度のみ	退職年金制 度のみ	両者の併用	一方又は両 方を労働者 が選択			無回答
調 査 計	542 [100.0]	499 [92.1]	(100.0)	291 (58.3)	10 (2.0)	101 (20.2)	87 (17.4)	10 (2.0)	41 [7.6]	2 [0.4]
30 ~ 99 人	262 [100.0]	230 [87.8]	(100.0)	175 (76.1)	7 (3.0)	22 (9.6)	20 (8.7)	6 (2.6)	30 [11.5]	2 [0.8]
100 ~ 299 人	160 [100.0]	151 [94.4]	(100.0)	81 (53.6)	1 (0.7)	33 (21.9)	33 (21.9)	3 (2.0)	9 [5.6]	-
300 ~ 499 人	40 [100.0]	39 [97.5]	(100.0)	13 (33.3)	-	14 (35.9)	12 (30.8)	-	1 [2.5]	-
500 ~ 999 人	26 [100.0]	25 [96.2]	(100.0)	7 (28.0)	1 (4.0)	10 (40.0)	7 (28.0)	-	1 [3.8]	-
1,000 人以上	54 [100.0]	54 [100.0]	(100.0)	15 (27.8)	1 (1.9)	22 (40.7)	15 (27.8)	1 (1.9)	-	-
建 設 業	41 [100.0]	41 [100.0]	(100)	31 (75.6)	1 (2.4)	3 (7.3)	5 (12.2)	1 (2.4)	-	-
製 造 業	201 [100.0]	183 [91.0]	(100.0)	97 (53.0)	3 (1.6)	36 (19.7)	44 (24.0)	3 (1.6)	18 [9.0]	-
電気・ガス・水道業	8 [100.0]	8 [100.0]	(100.0)	1 (12.5)	-	7 (87.5)	-	-	-	-
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	7 [77.8]	(100.0)	1 (14.3)	-	3 (42.9)	2 (28.6)	1 (14.3)	2 [22.2]	-
運 輸 業	47 [100.0]	38 [80.9]	(100.0)	26 (68.4)	1 (2.6)	7 (18.4)	3 (7.9)	1 (2.6)	9 [19.1]	-
卸 小 売 業	54 [100.0]	51 [94.4]	(100.0)	22 (43.1)	2 (3.9)	13 (25.5)	14 (27.5)	-	3 [5.6]	-
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	14 [100.0]	(100.0)	2 (14.3)	-	9 (64.3)	3 (21.4)	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	97 [97.0]	(100.0)	73 (75.3)	2 (2.1)	11 (11.3)	9 (9.3)	2 (2.1)	3 [3.0]	-
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	28 [96.6]	(100.0)	16 (57.1)	-	5 (17.9)	6 (21.4)	1 (3.6)	1 [3.4]	-
無 回 答	39 [100.0]	32 [82.1]	(100.0)	22 (68.8)	1 (3.1)	7 (21.9)	1 (3.1)	1 (3.1)	5 [12.8]	2 [5.1]
労 働 組 合 有	170 [100.0]	162 [95.3]	(100.0)	67 (41.4)	2 (1.2)	51 (31.5)	40 (24.7)	2 (1.2)	7 [4.1]	1 [0.6]
労 働 組 合 無	367 [100.0]	332 [90.5]	(100.0)	221 (66.6)	8 (2.4)	48 (14.5)	47 (14.2)	8 (2.4)	34 [9.3]	1 [0.3]
無 回 答	5 [100.0]	5 [100.0]	(100.0)	3 (60.0)	-	2 (40.0)	-	-	-	-
23 年 調 査 計	514 [100.0]	473 [92.0]	(100.0)	262 (55.4)	15 (3.2)	100 (21.1)	93 (19.7)	3 (0.6)	41 [8.0]	-
22 年 調 査 計	795 [100.0]	725 [91.2]	(100.0)	357 (49.2)	22 (3.0)	197 (27.2)	138 (19.0)	11 (1.5)	66 [8.3]	4 [0.5]

(2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で44.1%

退職金制度のある事業所（499 事業所）の支払い準備形態については、「社内準備」44.1%が最も高くなっており、次いで「中小企業退職金共済制度」32.7%、「特定退職金共済制度」13.2%などが続いている。

規模別にみると、全体的に「社内準備」が最も高い。また、規模が小さくなるに従い「中小企業退職金共済制度」が高くなっており、30～99人では51.7%を占めている。

産業別にみると、「社内準備」が高いのは、電気・ガス・水道業（100.0%）、サービス業（71.4%）などである。

退職金の支払い準備形態

( )は%

区 分	退職金制度のある事業所	支払準備形態(複数回答)								
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険、福祉厚生保険など	社内準備	調整年金(厚生年金基金)	適格年金	調整年金と適格年金の併用	その他	無回答
調 査 計	499 (100.0)	163 (32.7)	66 (13.2)	22 (4.4)	220 (44.1)	42 (8.4)	57 (11.4)	9 (1.8)	84 (16.8)	17 (3.4)
30 ~ 99 人	230 (100.0)	119 (51.7)	35 (15.2)	12 (5.2)	82 (35.7)	9 (3.9)	13 (5.7)	1 (0.4)	19 (8.3)	10 (4.3)
100 ~ 299 人	151 (100.0)	39 (25.8)	22 (14.6)	7 (4.6)	67 (44.4)	17 (11.3)	29 (19.2)	5 (3.3)	22 (14.6)	4 (2.6)
300 ~ 499 人	39 (100.0)	4 (10.3)	7 (17.9)	2 (5.1)	20 (51.3)	8 (20.5)	6 (15.4)	2 (5.1)	11 (28.2)	1 (2.6)
500 ~ 999 人	25 (100.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	15 (60.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	-	8 (32.0)	2 (8.0)
1,000 人 以上	54 (100.0)	-	-	-	36 (66.7)	5 (9.3)	5 (9.3)	1 (1.9)	24 (44.4)	-
建 設 業	41 (100.0)	28 (68.3)	7 (17.1)	3 (7.3)	11 (26.8)	2 (4.9)	5 (12.2)	-	4 (9.8)	1 (2.4)
製 造 業	183 (100.0)	76 (41.5)	7 (3.8)	8 (4.4)	76 (41.5)	9 (4.9)	24 (13.1)	3 (1.6)	34 (18.6)	8 (4.4)
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	-	8 (100.0)	-	1 (12.5)	1 (12.5)	5 (62.5)	-
通 信 ・ 放 送	7 (100.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	-	2 (28.6)	-	1 (14.3)	-	3 (42.9)	-
運 輸 業	38 (100.0)	16 (42.1)	2 (5.3)	1 (2.6)	20 (52.6)	5 (13.2)	3 (7.9)	-	3 (7.9)	1 (2.6)
卸 小 売 業	51 (100.0)	14 (27.5)	6 (11.8)	1 (2.0)	25 (49.0)	8 (15.7)	8 (15.7)	-	8 (15.7)	2 (3.9)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	-	-	-	8 (57.1)	3 (21.4)	4 (28.6)	3 (21.4)	3 (21.4)	-
医 療 、 福 祉	97 (100.0)	14 (14.4)	30 (30.9)	6 (6.2)	37 (38.1)	12 (12.4)	4 (4.1)	1 (1.0)	15 (15.5)	4 (4.1)
サ ー ビ ス 業	28 (100.0)	2 (7.1)	9 (32.1)	1 (3.6)	20 (71.4)	2 (7.1)	5 (17.9)	-	3 (10.7)	-
無 回 答	32 (100.0)	12 (37.5)	4 (12.5)	2 (6.3)	13 (40.6)	1 (3.1)	2 (6.3)	1 (3.1)	6 (18.8)	1 (3.1)
労 働 組 合 有	162 (100.0)	21 (13.0)	15 (9.3)	4 (2.5)	98 (60.5)	19 (11.7)	23 (14.2)	5 (3.1)	35 (21.6)	6 (3.7)
労 働 組 合 無	332 (100.0)	141 (42.5)	50 (15.1)	18 (5.4)	119 (35.8)	22 (6.6)	33 (9.9)	4 (1.2)	49 (14.8)	11 (3.3)
無 回 答	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	-
23 年 調 査 計	473 (100.0)	142 (30.0)	51 (10.8)	27 (5.7)	218 (46.1)	43 (9.1)	59 (12.5)	15 (3.2)	78 (16.5)	11 (2.3)
22 年 調 査 計	725 (100.0)	256 (35.3)	55 (7.6)	49 (6.8)	337 (46.5)	68 (9.4)	135 (18.6)	24 (3.3)	109 (15.0)	18 (2.5)

(3) 退職年金の従業員拠出制

退職年金の掛け金の従業員拠出のないものが51.9%

退職年金の掛け金の従業員拠出については、「無拠出制」が51.9%、「拠出制」が18.2%となっている。

退職年金の従業員拠出掛金の有無 ( )は%

区 分	総数	( )は%		
		拠出制	無拠出制	無回答
調 査 計	499 (100.0)	91 (18.2)	259 (51.9)	149 (29.9)
30 ~ 99 人	230 (100.0)	29 (12.6)	117 (50.9)	84 (36.5)
100 ~ 299 人	151 (100.0)	30 (19.9)	83 (55.0)	38 (25.2)
300 ~ 499 人	39 (100.0)	13 (33.3)	17 (43.6)	9 (23.1)
500 ~ 999 人	25 (100.0)	4 (16.0)	16 (64.0)	5 (20.0)
1,000 人 以 上	54 (100.0)	15 (27.8)	26 (48.1)	13 (24.1)
建 設 業	41 (100.0)	8 (19.5)	22 (53.7)	11 (26.8)
製 造 業	183 (100.0)	27 (14.8)	110 (60.1)	46 (25.1)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	6 (75.0)	1 (12.5)	1 (12.5)
通 信 ・ 放 送	7 (100.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	-
運 輸 業	38 (100.0)	1 (2.6)	23 (60.5)	14 (36.8)
卸 小 売 業	51 (100.0)	13 (25.5)	22 (43.1)	16 (31.4)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	5 (35.7)	8 (57.1)	1 (7.1)
医 療、福 祉	97 (100.0)	21 (21.6)	35 (36.1)	41 (42.3)
サ ー ビ ス 業	28 (100.0)	1 (3.6)	14 (50.0)	13 (46.4)
無 回 答	32 (100.0)	6 (18.8)	20 (62.5)	6 (18.8)
労 働 組 合 有	162 (100.0)	42 (25.9)	81 (50.0)	39 (24.1)
労 働 組 合 無	332 (100.0)	46 (13.9)	177 (53.3)	109 (32.8)
無 回 答	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
23 年 調 査 計	514 (100.0)	83 (16.1)	239 (46.5)	192 (37.4)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	123 (15.5)	400 (50.3)	272 (34.2)

## (4) 非正規の職員の退職金制度

## 非正規の職員の退職金制度「あり」は14.6%

非正規の職員の退職金制度については、「制度あり」が14.6%、「制度なし」が81.4%となっている。

非正規の職員の退職金制度の有無 ( )は%

区 分	回答事業所	制度あり	制度なし	無回答
調 査 計	542 (100.0)	79 (14.6)	441 (81.4)	22 (4.1)
30 ~ 99 人	262 (100.0)	36 (13.7)	209 (79.8)	17 (6.5)
100 ~ 299 人	160 (100.0)	26 (16.3)	130 (81.3)	4 (2.5)
300 ~ 499 人	40 (100.0)	8 (20.0)	32 (80.0)	-
500 ~ 999 人	26 (100.0)	3 (11.5)	23 (88.5)	-
1,000 人 以 上	54 (100.0)	6 (11.1)	47 (87.0)	1 (1.9)
建 設 業	41 (100.0)	10 (24.4)	30 (73.2)	1 (2.4)
製 造 業	201 (100.0)	15 (7.5)	179 (89.1)	7 (3.5)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	-	8 (100.0)	-
通 信・放 送	9 (100.0)	-	8 (88.9)	1 (11.1)
運 輸 業	47 (100.0)	4 (8.5)	37 (78.7)	6 (12.8)
卸 小 売 業	54 (100.0)	12 (22.2)	40 (74.1)	2 (3.7)
金 融・保 険 業	14 (100.0)	-	14 (100.0)	-
医 療、福 祉	100 (100.0)	32 (32.0)	68 (68.0)	-
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	3 (10.3)	25 (86.2)	1 (3.4)
無 回 答	39 (100.0)	3 (7.7)	32 (82.1)	4 (10.3)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	26 (15.3)	138 (81.2)	6 (3.5)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	53 (14.4)	299 (81.5)	15 (4.1)
無 回 答	5 (100.0)	-	4 (80.0)	1 (20.0)
23 年 調 査 計	514 (100.0)	70 (13.6)	425 (82.7)	19 (3.7)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	69 (8.7)	692 (97.0)	34 (4.3)

(5) モデル退職金

モデル退職金とは、通常に学校を卒業してすぐ入社した者が、普通の能力と成績で勤務した場合に、当該事業所の退職金規定に基づき、当該する勤続年数で仮に退職した場合に、どの程度の退職金が支給されるのかを算出した金額である。

[利用上の注意]

- ア 退職金額とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は退職年金原価額、両者の併用の場合は合計額をいう。
- イ 事業所独自の退職金制度がある場合の他、中小企業退職金共済制度等公的制度を利用している場合も含まれている。
- ウ 年金原価額とは、何年かにわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して、現在の金額に換算した額とする。支払期間が終身の場合は、支給保証期間（支給保証期間がない場合は15年）で算出したものとする。（なお、厚生年金、国民年金等の公的年金は含まれていない。）
- エ 表中、（ ）内の数字は、有効回答のあった事業所数である。
- オ 規模別、産業別の集計表は、別掲載統計附表を参照。  
なお、特に回答数の少ない産業に関しては、平均値として不適切なものもある。

モデル退職金			( )内は事業所数				
学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	123 (260)	55 (74)	98 (280)	48 (80)
	20	38	平均額 (事業所数)	357 (263)	159 (74)	315 (280)	158 (80)
	30	48	平均額 (事業所数)	702 (259)	312 (71)	689 (276)	331 (78)
	定年		平均額 (事業所数)	1,089 (246)	557 (70)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	153 (232)	62 (69)	121 (248)	55 (75)
	20	42	平均額 (事業所数)	444 (234)	188 (68)	396 (250)	187 (74)
	30	52	平均額 (事業所数)	861 (228)	363 (67)	818 (241)	387 (73)
	定年		平均額 (事業所数)	1,183 (219)	665 (69)		

(VI) 男 女 共 同 参 画

1 女性の昇進・参画

(1) 昇給等の男女間格差

大卒標準労働者が、入社から昇給・昇格していくときに男女間の差があるかについては「男性の方が女性より早く昇給・昇格する者が多い」は12.9%、「女性の方が男性より早く昇給・昇格する者が多い」は0.2%、「男女とも変わらない」は50.4%となっている。

格差が生じる時期については、「入社してから6～10年目まで」が23.9%、「入社してから5年目まで」が19.7%、「管理職に昇進するとき」が11.3%、「入社してから11～15年目まで」が9.9%となっている。

(注) 大卒標準労働者・・・大学卒業後、直ちに企業に入社し同一企業に継続して勤務している労働者

昇給等での男女間の格差の有無

( )は%

区 分	総数	男性の方が女性よりはやく昇給する	女性の方が男性よりはやく昇格する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調 査 計	542 (100.0)	70 (12.9)	1 (0.2)	273 (50.4)	30 (5.5)	142 (26.2)	26 (4.8)
30 ～ 99 人	262 (100.0)	32 (12.2)	1 (0.4)	110 (42.0)	16 (6.1)	86 (32.8)	17 (6.5)
100 ～ 299 人	160 (100.0)	23 (14.4)	-	85 (53.1)	9 (5.6)	37 (23.1)	6 (3.8)
300 ～ 499 人	40 (100.0)	6 (15.0)	-	27 (67.5)	1 (2.5)	5 (12.5)	1 (2.5)
500 ～ 999 人	26 (100.0)	1 (3.8)	-	17 (65.4)	1 (3.8)	6 (23.1)	1 (3.8)
1,000 人 以上	54 (100.0)	8 (14.8)	-	34 (63.0)	3 (5.6)	8 (14.8)	1 (1.9)
建 設 業	41 (100.0)	6 (14.6)	-	14 (34.1)	2 (4.9)	17 (41.5)	2 (4.9)
製 造 業	201 (100.0)	38 (18.9)	-	72 (35.8)	12 (6.0)	69 (34.3)	10 (5.0)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	-	-	6 (75.0)	-	2 (25.0)	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	-	7 (77.8)	-	2 (22.2)	-
運 輸 業	47 (100.0)	5 (10.6)	-	12 (25.5)	5 (10.6)	23 (48.9)	2 (4.3)
卸 小 売 業	54 (100.0)	10 (18.5)	1 (1.9)	33 (61.1)	3 (5.6)	5 (9.3)	2 (3.7)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	4 (28.6)	-	9 (64.3)	1 (7.1)	-	-
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	2 (2.0)	-	88 (88.0)	2 (2.0)	5 (5.0)	3 (3.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	-	-	20 (69.0)	2 (6.9)	5 (17.2)	2 (6.9)
無 回 答	39 (100.0)	5 (12.8)	-	12 (30.8)	3 (7.7)	14 (35.9)	5 (12.8)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	23 (13.5)	-	101 (59.4)	9 (5.3)	31 (18.2)	6 (3.5)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	47 (12.8)	1 (0.3)	169 (46.0)	20 (5.4)	110 (30.0)	20 (5.4)
無 回 答	5 (100.0)	-	-	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-
23 年 調 査 計	514 (100.0)	54 (10.5)	1 (0.2)	233 (45.3)	37 (7.2)	165 (32.1)	24 (4.7)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	100 (12.6)	3 (0.4)	282 (35.5)	39 (4.9)	317 (39.9)	54 (6.8)

昇給等での男女間の格差が生じる時期

( )は%

区 分	格差のある 事業所	入社後の男女間格差の生じる時期							
		入社してか ら5年目まで	入社してか ら6～10年 目まで	入社してか ら11～15年 目まで	入社してか ら16～20年 目まで	管理職に昇 進するとき	その他	わからない	無回答
調 査 計	71 (100.0)	14 (19.7)	17 (23.9)	7 (9.9)	2 (2.8)	8 (11.3)	5 (7.0)	14 (19.7)	4 (5.6)
30 ～ 99 人	33 (100.0)	5 (15.2)	7 (21.2)	3 (9.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	9 (27.3)	3 (9.1)
100 ～ 299 人	23 (100.0)	3 (13.0)	6 (26.1)	3 (13.0)	-	4 (17.4)	3 (13.0)	3 (13.0)	1 (4.3)
300 ～ 499 人	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-
500 ～ 999 人	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-
1,000 人 以 上	8 (100.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	-	1 (12.5)	-
建 設 業	6 (100.0)	-	2 (33.3)	-	-	1 (16.7)	-	3 (50.0)	-
製 造 業	38 (100.0)	6 (15.8)	11 (28.9)	4 (10.5)	-	6 (15.8)	2 (5.3)	7 (18.4)	2 (5.3)
電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通 信 ・ 放 送	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)	-
卸 小 売 業	11 (100.0)	6 (54.5)	1 (9.1)	1 (9.1)	-	-	-	2 (18.2)	1 (9.1)
金 融 ・ 保 険 業	4 (100.0)	-	-	2 (50.0)	-	1 (25.0)	1 (25.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	2 (100.0)	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 回 答	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	-	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
労 働 組 合 有	23 (100.0)	7 (30.4)	6 (26.1)	2 (8.7)	1 (4.3)	2 (8.7)	2 (8.7)	3 (13.0)	-
労 働 組 合 無	48 (100.0)	7 (14.6)	11 (22.9)	5 (10.4)	1 (2.1)	6 (12.5)	3 (6.3)	11 (22.9)	4 (8.3)
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 年 調 査 計	55 (100.0)	7 (12.7)	17 (30.9)	3 (5.5)	-	10 (18.2)	2 (3.6)	15 (27.3)	1 (1.8)
22 年 調 査 計	103 (100.0)	8 (7.8)	26 (25.2)	10 (9.7)	3 (2.9)	21 (20.4)	2 (1.9)	25 (24.3)	8 (7.8)

(2) 管理職への登用状況

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の84.8%に比べ女性は15.2%にとどまっている。

年齢別にみると、最も人数が多いのが男性は「40～49歳」次いで「50～59歳」で、女性は「50～59歳」次いで「40～49歳」となっている。

管理職ポスト別にみると、男性では、部長は「50～59歳」、課長、係長は「40～49歳」が最も多く、女性では、部長、課長は「50～59歳」、係長は「40～49歳」が最も多い。

以下の表は、全体および管理職ポストごとに集計した表である。

管理職人数(全体) <span style="float: right;">[ ], ( )は%</span>													
区 分	総数			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調 査 計	10,254 (100.0) [100.0]	8,691 (84.8)	1,563 (15.2)	105 (71.9) [1.0]	41 (28.1) [0.4]	1,315 (79.7) [12.8]	335 (20.3) [3.3]	3,718 (87.7) [36.3]	520 (12.3) [5.1]	3,134 (84.0) [30.6]	596 (16.0) [5.8]	419 (85.5) [4.1]	71 (14.5) [0.7]
30 ～ 99 人	2,481 (100.0) [100.0]	2,120 (85.4)	361 (14.6)	45 (68.2) [1.8]	21 (31.8) [0.8]	375 (84.1) [15.1]	71 (15.9) [2.9]	809 (87.8) [32.6]	112 (12.2) [4.5]	712 (84.2) [28.7]	134 (15.8) [5.4]	179 (88.6) [7.2]	23 (11.4) [0.9]
100 ～ 299 人	3,493 (100.0) [100.0]	2,863 (82.0)	630 (18.0)	16 (59.3) [0.5]	11 (40.7) [0.3]	494 (77.2) [14.1]	146 (22.8) [4.2]	1,173 (85.1) [33.6]	206 (14.9) [5.9]	1,016 (81.2) [29.1]	235 (18.8) [6.7]	164 (83.7) [4.7]	32 (16.3) [0.9]
300 ～ 499 人	1,615 (100.0) [100.0]	1,240 (76.8)	375 (23.2)	38 (80.9) [2.4]	9 (19.1) [0.6]	208 (69.1) [12.9]	93 (30.9) [5.8]	510 (81.7) [31.6]	114 (18.3) [7.1]	451 (74.7) [27.9]	153 (25.3) [9.5]	33 (84.6) [2.0]	6 (15.4) [0.4]
500 ～ 999 人	648 (100.0) [100.0]	566 (87.3)	82 (12.7)	-	-	62 (82.7) [9.6]	13 (17.3) [2.0]	247 (88.2) [38.1]	33 (11.8) [5.1]	232 (87.5) [35.8]	33 (12.5) [5.1]	25 (89.3) [3.9]	3 (10.7) [0.5]
1,000 人 以上	2,017 (100.0) [100.0]	1,902 (94.3)	115 (5.7)	6 (100.0) [0.3]	-	176 (93.6) [8.7]	12 (6.4) [0.6]	979 (94.7) [48.5]	55 (5.3) [2.7]	723 (94.6) [35.8]	41 (5.4) [2.0]	18 (72.0) [0.9]	7 (28.0) [0.3]
建 設 業	957 (100.0) [100.0]	908 (94.9)	49 (5.1)	5 (71.4) [0.5]	2 (28.6) [0.2]	140 (89.7) [14.6]	16 (10.3) [1.7]	316 (96.9) [33.0]	10 (3.1) [1.0]	355 (94.9) [37.1]	19 (5.1) [2.0]	92 (97.9) [9.6]	2 (2.1) [0.2]
製 造 業	3,772 (100.0) [100.0]	3,556 (94.3)	216 (5.7)	60 (93.8) [1.6]	4 (6.3) [0.1]	571 (92.5) [15.1]	46 (7.5) [1.2]	1,598 (95.6) [42.4]	73 (4.4) [1.9]	1,204 (93.6) [31.9]	83 (6.4) [2.2]	123 (92.5) [3.3]	10 (7.5) [0.3]
電 気・ガ 斯・水 道 業	266 (100.0) [100.0]	263 (98.9)	3 (1.1)	-	-	1 (100.0) [0.4]	-	114 (100.0) [42.9]	-	137 (97.9) [51.5]	3 (2.1) [1.1]	-	-
通 信 ・ 放 送	282 (100.0) [100.0]	272 (96.5)	10 (3.5)	-	-	27 (93.1) [9.6]	2 (6.9) [0.7]	152 (100.0) [53.9]	-	91 (92.9) [32.3]	7 (7.1) [2.5]	2 (66.7) [0.7]	1 (33.3) [0.4]
運 輸 業	426 (100.0) [100.0]	394 (92.5)	32 (7.5)	7 (77.8) [1.6]	2 (22.2) [0.5]	49 (90.7) [11.5]	5 (9.3) [1.2]	146 (93.6) [34.3]	10 (6.4) [2.3]	134 (92.4) [31.5]	11 (7.6) [2.6]	58 (93.5) [13.6]	4 (6.5) [0.9]
卸 小 売 業	576 (100.0) [100.0]	508 (88.2)	68 (11.8)	12 (85.7) [2.1]	2 (14.3) [0.3]	94 (87.9) [16.3]	13 (12.1) [2.3]	224 (88.1) [38.9]	38 (14.5) [6.6]	163 (91.6) [28.3]	15 (8.4) [2.6]	15 (100.0) [2.6]	-
金 融 ・ 保 険 業	637 (100.0) [100.0]	577 (90.6)	60 (9.4)	-	-	70 (78.7) [11.0]	19 (21.3) [3.0]	236 (88.1) [37.0]	32 (11.9) [5.0]	265 (96.7) [41.6]	9 (3.3) [1.4]	6 (100.0) [0.9]	-
医 療 ・ 福 祉	1,791 (100.0) [100.0]	815 (45.5)	976 (54.5)	8 (22.9) [0.4]	27 (77.1) [1.5]	162 (82.9) [9.0]	216 (57.1) [16.9]	302 (49.3) [16.9]	310 (50.7) [17.3]	256 (40.6) [14.3]	375 (59.4) [20.9]	87 (64.4) [4.9]	48 (35.6) [2.7]
サ ー ビ ス 業	774 (100.0) [100.0]	658 (85.0)	116 (15.0)	9 (81.8) [1.2]	2 (18.2) [0.3]	71 (83.5) [9.2]	14 (16.5) [1.8]	265 (88.9) [34.2]	33 (11.1) [4.3]	306 (82.5) [39.5]	65 (17.5) [8.4]	7 (77.8) [0.9]	2 (22.2) [0.3]
無 回 答	773 (100.0) [100.0]	740 (95.7)	33 (4.3)	4 (66.7) [0.5]	2 (33.3) [0.3]	130 (97.0) [16.8]	4 (3.0) [0.5]	365 (96.3) [47.2]	17 (3.7) [1.8]	223 (96.1) [28.8]	9 (3.9) [1.2]	18 (81.8) [2.3]	4 (18.2) [0.5]
労 働 組 合 有	4,650 (100.0) [100.0]	4,127 (88.8)	523 (11.2)	41 (93.2) [0.9]	3 (6.8) [0.1]	448 (85.0) [9.6]	79 (15.0) [1.7]	1,868 (91.3) [40.2]	177 (8.7) [3.8]	1,625 (86.9) [34.9]	244 (13.1) [5.2]	145 (87.9) [3.1]	20 (12.1) [0.4]
労 働 組 合 無	5,538 (100.0) [100.0]	4,504 (81.3)	1,034 (18.7)	56 (59.6) [1.0]	38 (40.4) [0.7]	847 (76.8) [15.3]	256 (23.2) [4.6]	1,831 (84.3) [33.1]	341 (15.7) [6.2]	1,498 (81.1) [27.0]	350 (18.9) [6.3]	272 (84.7) [4.9]	49 (15.3) [0.9]
無 回 答	66 (100.0) [100.0]	60 (90.9)	6 (9.1)	8 (100.0) [12.1]	-	20 (100.0) [30.3]	-	19 (90.5) [28.8]	11 (9.5) [3.0]	11 (84.6) [16.7]	2 (15.4) [3.0]	2 (50.0) [3.0]	2 (50.0) [3.0]
23 年 調 査 計	10,215 (100.0) [100.0]	8,595 (84.1)	1,620 (15.9)	118 (69.4) [1.2]	52 (30.6) [0.5]	1,561 (82.9) [15.3]	323 (17.1) [3.2]	3,184 (84.3) [31.2]	591 (15.7) [5.8]	3,342 (85.0) [32.7]	588 (15.0) [5.8]	390 (85.5) [3.8]	66 (14.5) [0.6]
22 年 調 査 計	14,812 (100.0) [100.0]	13,764 (92.9)	1,048 (7.1)	170 (85.4) [1.1]	29 (14.6) [0.2]	2,504 (91.7) [16.9]	226 (8.3) [1.5]	5,443 (93.5) [36.7]	381 (6.5) [2.6]	5,188 (93.2) [35.0]	376 (6.8) [2.5]	459 (92.7) [3.1]	36 (7.3) [0.2]
部 長	1,834 (100.0) [100.0]	1,680 (91.6)	154 (8.4)	3 (60.0) [0.2]	2 (40.0) [0.1]	43 (86.0) [2.3]	7 (14.0) [0.4]	391 (90.5) [21.3]	41 (7.2) [2.2]	972 (92.8) [53.0]	75 (16.0) [4.1]	271 (90.3) [14.8]	29 (9.7) [1.6]
課 長	3,642 (100.0) [100.0]	3,153 (86.6)	489 (13.4)	18 (94.7) [0.5]	1 (5.3) [0.0]	348 (85.5) [9.6]	59 (14.5) [1.6]	1,377 (90.0) [37.8]	153 (10.0) [4.2]	1,326 (84.2) [36.4]	249 (15.8) [6.8]	84 (75.7) [2.3]	27 (24.3) [0.7]
係 長	4,197 (100.0) [100.0]	3,277 (78.1)	920 (21.9)	84 (68.9) [2.0]	38 (31.1) [0.9]	924 (77.5) [22.0]	269 (22.5) [6.4]	1,369 (80.8) [32.6]	326 (19.2) [7.8]	836 (75.5) [19.9]	272 (24.5) [6.5]	64 (81.0) [1.5]	15 (19.0) [0.4]

(3) 女性活用の問題点

女性を活用するに当たっての問題点については、「家庭責任を考慮する必要」(41.0%)が最も高く、女性の家庭での役割を考慮しなければならないと考えている事業所が4割以上となっている。

以下、「時間外労働、深夜業をさせにくい」(26.6%)、「女性の勤務年数が平均的に短い」(15.3%)などがあげられている。一方で、「特になし」と回答している事業所は36.0%となっている。

女性活用の問題点

( )は%

区分	総数	女性の勤務年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に女性は職業意識が低い	顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働、深夜業をさせにくい	女性のための就業環境の整備にコストがかかる	重量物の取り扱い等、法律上の規制がある	女性の活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	542 (100.0)	83 (15.3)	222 (41.0)	41 (7.6)	26 (4.8)	31 (5.7)	144 (26.6)	15 (2.8)	50 (9.2)	4 (0.7)	10 (1.8)	195 (36.0)	35 (6.5)
30 ~ 99 人	262 (100.0)	39 (14.9)	105 (40.1)	24 (9.2)	15 (5.7)	13 (5.0)	73 (27.9)	5 (1.9)	22 (8.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	95 (36.3)	22 (8.4)
100 ~ 299 人	160 (100.0)	25 (15.6)	72 (45.0)	15 (9.4)	6 (3.8)	10 (6.3)	47 (29.4)	6 (3.8)	18 (11.3)	1 (0.6)	2 (1.3)	53 (33.1)	9 (5.6)
300 ~ 499 人	40 (100.0)	2 (5.0)	19 (47.5)	-	2 (5.0)	1 (2.5)	7 (17.5)	2 (5.0)	8 (20.0)	-	1 (2.5)	12 (30.0)	2 (5.0)
500 ~ 999 人	26 (100.0)	4 (15.4)	10 (38.5)	1 (3.8)	-	1 (3.8)	4 (15.4)	-	-	-	1 (3.8)	12 (46.2)	2 (7.7)
1,000 人以上	54 (100.0)	13 (24.1)	16 (29.6)	1 (1.9)	3 (5.6)	6 (11.1)	13 (24.1)	2 (3.7)	2 (3.7)	1 (1.9)	-	23 (42.6)	-
建設業	41 (100.0)	6 (14.6)	22 (53.7)	3 (7.3)	3 (7.3)	1 (2.4)	14 (34.1)	-	3 (7.3)	-	3 (7.3)	13 (31.7)	2 (4.9)
製造業	201 (100.0)	31 (15.4)	97 (48.3)	17 (8.5)	12 (6.0)	18 (9.0)	69 (34.3)	7 (3.5)	27 (13.4)	2 (1.0)	1 (0.5)	60 (29.9)	9 (4.5)
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	1 (12.5)	-	-	-	1 (12.5)	1 (12.5)	-	-	-	6 (75.0)	-
通信・放送	9 (100.0)	3 (33.3)	2 (22.2)	-	1 (11.1)	-	1 (11.1)	-	-	-	-	3 (33.3)	-
運輸業	47 (100.0)	3 (6.4)	22 (46.8)	4 (8.5)	4 (8.5)	5 (10.6)	18 (38.3)	-	11 (23.4)	1 (2.1)	1 (2.1)	11 (23.4)	5 (10.6)
卸小売業	54 (100.0)	12 (22.2)	15 (27.8)	5 (9.3)	-	-	13 (24.1)	1 (1.9)	2 (3.7)	1 (1.9)	-	21 (38.9)	5 (9.3)
金融・保険業	14 (100.0)	8 (57.1)	7 (50.0)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	3 (21.4)	-	-	-	-	3 (21.4)	-
医療、福祉	100 (100.0)	11 (11.0)	31 (31.0)	4 (4.0)	-	1 (1.0)	9 (9.0)	5 (5.0)	3 (3.0)	-	3 (3.0)	54 (54.0)	7 (7.0)
サービス業	29 (100.0)	2 (6.9)	11 (37.9)	2 (6.9)	2 (6.9)	-	7 (24.1)	1 (3.4)	4 (13.8)	-	1 (3.4)	12 (41.4)	2 (6.9)
無回答	39 (100.0)	7 (17.9)	14 (35.9)	5 (12.8)	3 (7.7)	5 (12.8)	9 (23.1)	-	-	-	1 (2.6)	12 (30.8)	5 (12.8)
労働組合有	170 (100.0)	26 (15.3)	66 (38.8)	8 (4.7)	4 (2.4)	10 (5.9)	43 (25.3)	6 (3.5)	17 (10.0)	1 (0.6)	2 (1.2)	65 (38.2)	8 (4.7)
労働組合無	367 (100.0)	55 (15.0)	154 (42.0)	32 (8.7)	22 (6.0)	21 (5.7)	99 (27.0)	9 (2.5)	33 (9.0)	3 (0.8)	8 (2.2)	129 (35.1)	27 (7.4)
無回答	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	-	-	2 (40.0)	-	-	-	-	1 (20.0)	-
23 年調査計	514 (100.0)	82 (16.0)	212 (41.2)	33 (6.4)	26 (5.1)	35 (6.8)	126 (24.5)	15 (2.9)	48 (9.3)	1 (0.2)	10 (1.9)	204 (39.7)	28 (5.4)
22 年調査計	795 (100.0)	134 (16.9)	365 (45.9)	61 (7.7)	44 (5.5)	58 (7.3)	220 (27.7)	21 (2.6)	80 (10.1)	5 (0.6)	21 (2.6)	255 (32.1)	49 (6.2)

(4) 教育研修実施状況

平成23年8月から平成24年7月までの1年間で、職務能力向上のための教育研修参加者の男女比については、一般職では男性の37.5%に対し女性は62.5%と、男性を上回った。  
管理職では男性が68.0%に対し女性は32.0%と、大きく男性を下回った。

区 分	総数			管理職		一般	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調 査 計	44,124 (100.0) [100.0]	7,808 (17.7)	36,316 (82.3)	5,311 (68.0) [12.0]	2,497 (32.0) [5.7]	13,620 (37.5) [30.9]	22,696 (62.5) [51.4]
30 ～ 99 人	8,466 (100.0) [100.0]	2,021 (23.9)	6,445 (76.1)	1,306 (64.6) [15.4]	715 (35.4) [8.4]	2,712 (42.1) [32.0]	3,733 (57.9) [44.1]
100 ～ 299 人	13,474 (100.0) [100.0]	2,425 (18.0)	11,049 (82.0)	1,798 (74.1) [13.3]	627 (25.9) [4.7]	4,141 (37.5) [30.7]	6,908 (62.5) [51.3]
300 ～ 499 人	6,504 (100.0) [100.0]	1,388 (21.3)	5,116 (78.7)	965 (69.5) [14.8]	423 (30.5) [6.5]	2,415 (47.2) [37.1]	2,701 (52.8) [41.5]
500 ～ 999 人	3,287 (100.0) [100.0]	794 (24.2)	2,493 (75.8)	722 (90.9) [22.0]	72 (9.1) [2.2]	1,709 (68.6) [52.0]	784 (31.4) [23.9]
1,000 人 以 上	12,393 (100.0) [100.0]	1,180 (9.5)	11,213 (90.5)	520 (44.1) [4.2]	660 (55.9) [5.3]	2,643 (23.6) [21.3]	8,570 (76.4) [69.2]
建 設 業	1,547 (100.0) [100.0]	631 (40.8)	916 (59.2)	575 (91.1) [37.2]	56 (8.9) [3.6]	823 (89.8) [53.2]	93 (10.2) [6.0]
製 造 業	7,164 (100.0) [100.0]	1,344 (18.8)	5,820 (81.2)	1,298 (96.6) [18.1]	46 (3.4) [0.6]	4,269 (73.4) [59.6]	1,551 (26.6) [21.6]
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	575 (100.0) [100.0]	129 (22.4)	446 (77.6)	129 (100.0) [22.4]	- -	388 (87.0) [67.5]	58 (13.0) [10.1]
通 信 ・ 放 送	490 (100.0) [100.0]	245 (50.0)	245 (50.0)	235 (95.9) [48.0]	10 (4.1) [2.0]	172 (70.2) [35.1]	73 (29.8) [14.9]
運 輸 業	783 (100.0) [100.0]	159 (20.3)	624 (79.7)	155 (97.5) [19.8]	4 (2.5) [0.5]	606 (97.1) [77.4]	18 (2.9) [2.3]
卸 小 売 業	712 (100.0) [100.0]	221 (31.0)	491 (69.0)	198 (89.6) [27.8]	23 (10.4) [3.2]	310 (63.1) [43.5]	181 (36.9) [25.4]
金 融 ・ 保 険 業	747 (100.0) [100.0]	263 (35.2)	484 (64.8)	242 (92.0) [32.4]	21 (8.0) [2.8]	385 (79.5) [51.5]	99 (20.5) [13.3]
医 療 ・ 福 祉	27,433 (100.0) [100.0]	3,718 (13.6)	23,715 (86.4)	1,579 (42.5) [5.8]	2,139 (57.5) [7.8]	4,446 (18.7) [16.2]	19,269 (81.3) [70.2]
サ ー ビ ス 業	3,966 (100.0) [100.0]	951 (24.0)	3,015 (76.0)	759 (79.8) [19.1]	192 (20.2) [4.8]	1,780 (59.0) [44.9]	1,235 (41.0) [31.1]
無 回 答	707 (100.0) [100.0]	147 (20.8)	560 (79.2)	141 (95.9) [19.9]	6 (4.1) [0.8]	441 (78.8) [62.4]	119 (21.3) [16.8]
労 働 組 合 有	21,891 (100.0) [100.0]	3,257 (14.9)	18,634 (85.1)	2,346 (72.0) [10.7]	911 (28.0) [4.2]	7,105 (38.1) [32.5]	11,529 (61.9) [52.7]
労 働 組 合 無	22,112 (100.0) [100.0]	4,460 (20.2)	17,652 (79.8)	2,944 (66.0) [13.3]	1,516 (34.0) [6.9]	6,504 (36.8) [29.4]	11,148 (63.2) [50.4]
無 回 答	121 (100.0) [100.0]	91 (75.2)	30 (24.8)	21 (23.1) [17.4]	70 (76.9) [57.9]	11 (36.7) [9.1]	19 (63.3) [15.7]
23 年 調 査 計	40,612 (100.0) [100.0]	18,811 (46.3)	21,801 (53.7)	4,638 (55.4) [11.4]	3,735 (44.6) [9.2]	14,173 (44.0) [34.9]	18,066 (56.0) [44.5]
22 年 調 査 計	42,036 (100.0) [100.0]	33,673 (80.1)	8,363 (19.9)	8,121 (92.6) [19.3]	646 (7.4) [1.5]	25,552 (76.8) [60.8]	7,717 (23.2) [18.4]

(5) ポジティブ・アクションの措置

男女間の雇用の格差を解消するためのポジティブ・アクションの措置については、「ある」(5.2%)または「検討中である」(6.3%)と回答した事業所は1割強にとどまり、措置の内容については「女性がいない役職に積極的に登用」(32.5%)が最も多く、次いで「女性がいない職務で積極的に登用」(23.8%)となっている。

(注) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)・・・採用や管理職登用などで、男女間で事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置。

区 分	総数	ポジティブアクション措置の有無				ポジティブアクション措置の内容(複数回答)							
		ある	検討中である	ない	無回答	あるまたは 検討中	女性がいない 職務で積 極的に採用	女性がいない 役職に積 極的に登用	女性がいない 役職に従 事するた めの教育訓練 を実施	具体的な計 画・目標数 を設定	その他	無回答	
調 査 計	542 (100.0)	28 (5.2)	34 (6.3)	462 (85.2)	18 (3.3)	80 (100.0)	19 (23.8)	26 (32.5)	13 (16.3)	13 (16.3)	5 (6.3)	27 (33.8)	
30 ~ 99 人	262 (100.0)	7 (2.7)	12 (4.6)	235 (89.7)	8 (3.1)	27 (100.0)	6 (22.2)	8 (29.6)	5 (18.5)	3 (11.1)	1 (3.7)	12 (44.4)	
100 ~ 299 人	160 (100.0)	9 (5.6)	11 (6.9)	137 (85.6)	3 (1.9)	23 (100.0)	7 (30.4)	11 (47.8)	2 (8.7)	2 (8.7)	1 (4.3)	5 (21.7)	
300 ~ 499 人	40 (100.0)	1 (2.5)	4 (10.0)	32 (80.0)	3 (7.5)	8 (100.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	-	3 (37.5)	
500 ~ 999 人	26 (100.0)	3 (11.5)	2 (7.7)	20 (76.9)	1 (3.8)	6 (100.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	
1,000 人 以上	54 (100.0)	8 (14.8)	5 (9.3)	38 (70.4)	3 (5.6)	16 (100.0)	3 (18.8)	2 (12.5)	3 (18.8)	6 (37.5)	2 (12.5)	5 (31.3)	
建 設 業	41 (100.0)	1 (2.4)	2 (4.9)	37 (90.2)	1 (2.4)	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	-	1 (25.0)	
製 造 業	201 (100.0)	8 (4.0)	15 (7.5)	172 (85.6)	6 (3.0)	29 (100.0)	6 (20.7)	14 (48.3)	4 (13.8)	6 (20.7)	3 (10.3)	7 (24.1)	
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	8 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)	-	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	
運 輸 業	47 (100.0)	2 (4.3)	4 (8.5)	39 (83.0)	2 (4.3)	8 (100.0)	5 (62.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	
卸 小 売 業	54 (100.0)	9 (16.7)	6 (11.1)	38 (70.4)	1 (1.9)	16 (100.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	2 (12.5)	3 (18.8)	1 (6.3)	6 (37.5)	
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	3 (21.4)	-	10 (71.4)	1 (7.1)	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	-	1 (25.0)	
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	1 (1.0)	2 (2.0)	95 (95.0)	2 (2.0)	5 (100.0)	2 (40.0)	-	1 (20.0)	-	-	2 (40.0)	
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	3 (10.3)	1 (3.4)	25 (86.2)	-	4 (100.0)	-	2 (50.0)	1 (25.0)	-	-	1 (25.0)	
無 回 答	39 (100.0)	-	3 (7.7)	31 (79.5)	5 (12.8)	8 (100.0)	-	-	-	1 (12.5)	-	7 (87.5)	
労 働 組 合 有	170 (100.0)	9 (5.3)	12 (7.1)	140 (82.4)	9 (5.3)	30 (100.0)	5 (16.7)	10 (33.3)	6 (20.0)	8 (26.7)	1 (3.3)	11 (36.7)	
労 働 組 合 無	367 (100.0)	19 (5.2)	22 (6.0)	317 (86.4)	9 (2.5)	50 (100.0)	14 (28.0)	16 (32.0)	7 (14.0)	5 (10.0)	4 (8.0)	16 (32.0)	
無 回 答	5 (100.0)	-	-	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
23 年 調 査 計	514 (100.0)	20 (3.9)	27 (5.3)	451 (87.7)	16 (3.1)	46 (100.0)	14 (60.4)	21 (45.7)	14 (30.4)	11 (23.9)	4 (8.7)	3 (6.5)	
22 年 調 査 計	795 (100.0)	42 (5.3)	49 (6.2)	662 (83.3)	42 (5.3)	91 (100.0)	27 (29.7)	46 (50.5)	25 (27.5)	11 (12.1)	7 (7.7)	12 (13.2)	

2 育児等による退職者の再雇用制度

結婚・出産・育児等による退職者を再雇用する制度については、「再雇用制度がある」事業者は 78 事業所で 14.4%となっており、「検討中である」は 388 事業所で 71.6%である。

再雇用制度の利用人数については、実際に利用した人数は男性 3 人、女性 13 人、計 16 人となっている。

育児等による退職者の再雇用制度

[ ], ( )は%

区 分	総数 (事業所)	再雇用制度 がある (事業所)	再雇用制度の利用人数						ない (事業所)	検討中である (事業所)	無回答 (事業所)	
			総数 (人)	常用		臨時		パートタイマー				
				男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)				女性 (人)
調 査 計	542 (100.0)	78 (14.4)	16 [100.0]	6 [37.5]	-	-	3 [18.8]	7 [43.8]	67 (12.4)	388 (71.6)	9 (1.7)	
30 ~ 99 人	262 (100.0)	41 (15.6)	3 [100.0]	3 [100.0]	-	-	-	-	38 (14.5)	177 (67.6)	6 (2.3)	
100 ~ 299 人	160 (100.0)	15 (9.4)	10 [100.0]	-	-	-	3 [30.0]	7 [70.0]	17 (10.6)	127 (79.4)	1 (0.6)	
300 ~ 499 人	40 (100.0)	5 (12.5)	2 [100.0]	2 [100.0]	-	-	-	-	3 (7.5)	31 (77.5)	1 (2.5)	
500 ~ 999 人	26 (100.0)	2 (7.7)	-	-	-	-	-	-	2 (7.7)	21 (80.8)	1 (3.8)	
1,000 人 以上	54 (100.0)	15 (27.8)	1 [100.0]	1 [100.0]	-	-	-	-	7 (13.0)	32 (59.3)	-	
建 設 業	41 (100.0)	8 (19.5)	3 [100.0]	3 [100.0]	-	-	-	-	6 (14.6)	26 (63.4)	1 (2.4)	
製 造 業	201 (100.0)	22 (10.9)	1 [100.0]	1 [100.0]	-	-	-	-	21 (10.4)	156 (77.6)	2 (1.0)	
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (100.0)	-	
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	2 (22.2)	-	-	-	-	-	-	1 (11.1)	6 (66.7)	-	
運 輸 業	47 (100.0)	5 (10.6)	-	-	-	-	-	-	7 (14.9)	34 (72.3)	1 (2.1)	
卸 小 売 業	54 (100.0)	16 (29.6)	-	-	-	-	-	-	11 (20.4)	27 (50.0)	-	
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	2 (14.3)	-	-	-	-	-	-	-	12 (85.7)	-	
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	13 (13.0)	2 [100.0]	2 [100.0]	-	-	-	-	12 (12.0)	73 (73.0)	2 (2.0)	
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	5 (17.2)	10 [100.0]	-	-	-	3 [30.0]	7 [70.0]	2 (6.9)	22 (75.9)	-	
無 回 答	39 (100.0)	5 (12.8)	-	-	-	-	-	-	7 (17.9)	24 (61.5)	3 (7.7)	
労 働 組 合 有	170 (100.0)	26 (15.3)	-	-	-	-	-	-	16 (9.4)	125 (73.5)	3 (1.8)	
労 働 組 合 無	367 (100.0)	51 (13.9)	16 [100.0]	6 [37.5]	-	-	3 [18.8]	7 [43.8]	51 (13.9)	259 (70.6)	6 (1.6)	
無 回 答	5 (100.0)	1 (20.0)	-	-	-	-	-	-	-	4 (80.0)	-	
23 年 調 査 計	514 (100.0)	69 (13.4)	13 [100.0]	7 [53.8]	-	2 [15.4]	1 [7.7]	3 [23.1]	391 (76.1)	45 (8.8)	9 (1.8)	
22 年 調 査 計	795 (100.0)	120 (15.1)	17 [100.0]	10 [58.8]	-	-	-	7 [41.2]	579 (72.8)	76 (9.6)	20 (2.5)	

### 3 職場環境

#### (1) セクシャル・ハラスメントの防止

女性の社会参画が進むに従い、セクシャル・ハラスメントが職場での大きな問題となっているが、従業員に対してセクシャル・ハラスメントの防止を周知しているかについては、防止を「周知している」が466事業所(86.0%)と、8割以上の事業所で実施しており、前年(82.5%)に比べて3.5ポイントの増加となっている。

相談窓口設置状況については、「男女とも相談員がいる」が21.8%で、次に「男性相談員のみ」が19.6%となっており、相談件数は20件だった。

規模別にみると、30～99人は77.1%だったものの、他の規模の事業所では9割以上が周知している。相談窓口の設置状況については、300～499人で「男女とも相談員がいる」の割合が高く40.0%となっている。

区 分	セクシャルハラスメント防止周知の有無				セクシャルハラスメント相談窓口設置状況						
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調 査 計	542 (100.0)	466 (86.0)	69 (12.7)	7 (1.3)	542 (100.0)	106 (19.6)	53 (9.8)	118 (21.8)	20	245 (45.2)	20 (3.7)
30 ～ 99 人	262 (100.0)	202 (77.1)	54 (20.6)	6 (2.3)	262 (100.0)	41 (15.6)	24 (9.2)	26 (9.9)	3	156 (59.5)	15 (5.7)
100 ～ 299 人	160 (100.0)	149 (93.1)	11 (6.9)	-	160 (100.0)	37 (23.1)	18 (11.3)	49 (30.6)	12	53 (33.1)	3 (1.9)
300 ～ 499 人	40 (100.0)	38 (95.0)	1 (2.5)	1 (2.5)	40 (100.0)	8 (20.0)	5 (12.5)	16 (40.0)	2	9 (22.5)	2 (5.0)
500 ～ 999 人	26 (100.0)	24 (92.3)	2 (7.7)	-	26 (100.0)	11 (42.3)	3 (11.5)	8 (30.8)	1	4 (15.4)	-
1,000 人 以上	54 (100.0)	53 (98.1)	1 (1.9)	-	54 (100.0)	9 (16.7)	3 (5.6)	19 (35.2)	2	23 (42.6)	-
建 設 業	41 (100.0)	34 (82.9)	6 (14.6)	1 (2.4)	41 (100.0)	16 (39.0)	2 (4.9)	5 (12.2)	-	17 (41.5)	1 (2.4)
製 造 業	201 (100.0)	171 (85.1)	29 (14.4)	1 (0.5)	201 (100.0)	43 (21.4)	17 (8.5)	49 (24.4)	8	85 (42.3)	7 (3.5)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-	8 (100.0)	3 (37.5)	-	5 (62.5)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	-	9 (100.0)	3 (33.3)	-	2 (22.2)	-	4 (44.4)	-
運 輸 業	47 (100.0)	38 (80.9)	8 (17.0)	1 (2.1)	47 (100.0)	10 (21.3)	2 (4.3)	5 (10.6)	4	27 (57.4)	3 (6.4)
卸 小 売 業	54 (100.0)	49 (90.7)	5 (9.3)	-	54 (100.0)	5 (9.3)	7 (13.0)	8 (14.8)	-	33 (61.1)	1 (1.9)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	14 (100.0)	-	-	14 (100.0)	2 (14.3)	4 (28.6)	5 (35.7)	-	3 (21.4)	-
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	88 (88.0)	11 (11.0)	1 (1.0)	100 (100.0)	9 (9.0)	16 (16.0)	29 (29.0)	8	42 (42.0)	4 (4.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	27 (93.1)	2 (6.9)	-	29 (100.0)	10 (34.5)	1 (3.4)	6 (20.7)	-	12 (41.4)	-
無 回 答	39 (100.0)	29 (74.4)	7 (17.9)	3 (7.7)	39 (100.0)	5 (12.8)	4 (10.3)	4 (10.3)	-	22 (56.4)	4 (10.3)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	159 (93.5)	10 (5.9)	1 (0.6)	170 (100.0)	41 (24.1)	14 (8.2)	53 (31.2)	9	58 (34.1)	4 (2.4)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	303 (82.6)	58 (15.8)	6 (1.6)	367 (100.0)	64 (17.4)	39 (10.6)	64 (17.4)	11	184 (50.1)	16 (4.4)
無 回 答	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	-	5 (100.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	-	3 (60.0)	-
23 年 調 査 計	514 (100.0)	424 (82.5)	82 (16.0)	8 (1.6)	514 (100.0)	109 (21.2)	53 (10.3)	112 (21.8)	21	224 (43.6)	16 (3.1)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	654 (82.3)	121 (15.2)	20 (2.5)	795 (100.0)	171 (21.5)	59 (7.4)	189 (23.8)	41	345 (43.4)	31 (3.9)

(2) 女性のみ適用される職場制度や慣行

女性のみ適用される職場制度や慣行については、「特になし」が350事業所(64.6%)と最も多く、過半数以上の事業所が特別な慣行などはないとしている。

以下、「職員または来客に対するお茶出し」(23.2%)、「制服の着用」(11.6%)などとなっている。規模別にみると、1,000人以上で「特になし」が92.6%を占めている。

(注) これらの女性のみ適用される職場慣行等が制度化している場合は、男女雇用機会均等法違反となる場合があり、是正が求められるものである。

女性のみ適用される慣行等(複数回答)

( )は%

区 分	総数	補助的、内部的 仕事の 分けをする	制服の着用	職員又は来客 に対する お茶出し	職場内の清 掃	結婚退職又 は出産退職	資金貸付の 場合配偶者 の所得証明 添付	住宅手当等 支給時配偶 者の所得証 明添付	その他	特になし	無回答
調 査 計	542 (100.0)	15 (2.8)	63 (11.6)	126 (23.2)	22 (4.1)	4 (0.7)	-	2 (0.4)	4 (0.7)	350 (64.6)	26 (4.8)
30 ~ 99 人	262 (100.0)	9 (3.4)	23 (8.8)	58 (22.1)	14 (5.3)	2 (0.8)	-	-	3 (1.1)	174 (66.4)	14 (5.3)
100 ~ 299 人	160 (100.0)	5 (3.1)	25 (15.6)	48 (30.0)	5 (3.1)	1 (0.6)	-	-	1 (0.6)	92 (57.5)	8 (5.0)
300 ~ 499 人	40 (100.0)	1 (2.5)	8 (20.0)	12 (30.0)	1 (2.5)	-	-	-	-	18 (45.0)	4 (10.0)
500 ~ 999 人	26 (100.0)	-	4 (15.4)	6 (23.1)	1 (3.8)	-	-	1 (3.8)	-	16 (61.5)	-
1,000 人 以上	54 (100.0)	-	3 (5.6)	2 (3.7)	1 (1.9)	1 (1.9)	-	1 (1.9)	-	50 (92.6)	-
建 設 業	41 (100.0)	3 (7.3)	3 (7.3)	14 (34.1)	2 (4.9)	-	-	-	-	23 (56.1)	1 (2.4)
製 造 業	201 (100.0)	6 (3.0)	18 (9.0)	64 (31.8)	11 (5.5)	2 (1.0)	-	1 (0.5)	2 (1.0)	125 (62.2)	6 (3.0)
電気・ガス・水道業	8 (100.0)	-	-	2 (25.0)	1 (12.5)	-	-	-	-	6 (75.0)	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	-	2 (22.2)	1 (11.1)	-	-	-	-	-	5 (55.6)	1 (11.1)
運 輸 業	47 (100.0)	3 (6.4)	7 (14.9)	12 (25.5)	3 (6.4)	1 (2.1)	-	-	1 (2.1)	27 (57.4)	5 (10.6)
卸 小 売 業	54 (100.0)	1 (1.9)	7 (13.0)	9 (16.7)	-	1 (1.9)	-	-	-	37 (68.5)	3 (5.6)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	1 (7.1)	8 (57.1)	3 (21.4)	1 (7.1)	-	-	-	-	4 (28.6)	-
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	-	9 (9.0)	10 (10.0)	1 (1.0)	-	-	1 (1.0)	-	78 (78.0)	4 (4.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	1 (3.4)	7 (24.1)	2 (6.9)	2 (6.9)	-	-	-	-	19 (65.5)	2 (6.9)
無 回 答	39 (100.0)	-	2 (5.1)	9 (23.1)	1 (2.6)	-	-	-	1 (2.6)	26 (66.7)	4 (10.3)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	5 (2.9)	25 (14.7)	39 (22.9)	7 (4.1)	2 (1.2)	-	1 (0.6)	1 (0.6)	111 (65.3)	5 (2.9)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	10 (2.7)	38 (10.4)	87 (23.7)	15 (4.1)	2 (0.5)	-	1 (0.3)	3 (0.8)	235 (64.0)	20 (5.4)
無 回 答	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)
23 年 調 査 計	514 (100.0)	11 (2.1)	58 (11.3)	126 (24.5)	25 (4.9)	7 (1.4)	-	4 (0.8)	5 (1.0)	329 (64.0)	22 (4.3)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	23 (2.9)	92 (11.6)	238 (29.9)	43 (5.4)	-	-	1 (0.1)	8 (1.0)	458 (57.6)	50 (6.3)

## (VII) 賃 金 制 度

### 1 7月分賃金

以下は、平成24年7月の1人当たりの平均賃金を算出したものである。

[利用上の注意]

ア 「常用労働者」とは、以下のものをいう。

- ・期間を決めず、または1か月以内を超える期間を決めて雇われている労働者。
- ・日々、または1か月以内の期間を限って雇われている労働者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。
- ・役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ・家族従業員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

イ 「常用労働者」には、パートタイマーを含まない。

なお、パートタイマーとは、以下の労働者をいう。

- ・1日の所定労働時間が、一般の労働者より短い労働者。
- ・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働時間が一般の労働者より短い労働者。

ウ 規模別、産業別の集計表は、別掲統計附表を参照。

平成24年7月分平均賃金

区 分	7月分の賃金 支給対象者 となった常用 労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢
調 査 計	人 48,561	千円 248	千円 30	千円 278	年 12.6	歳 38.4
男 子	28,919	278	34	312	12.9	39.6
事務・販売・技術	12,543	316	29	339	13.6	40.5
技能・労務	16,376	254	37	291	13.4	41.8
女 子	19,642	204	28	232	14.9	40.3
事務・販売・技術	8,627	211	18	228	12.9	40.2
技能・労務	11,015	181	-	181	11.6	40.3
うち製造業 男 女	25,845	233	29	262	12.4	36.7
男 子	15,586	258	33	291	12.6	36.8
事務・販売・技術	5,231	328	28	355	14.7	40.1
技能・労務	10,355	240	35	275	12.6	36.4
女 子	10,259	185	18	203	11.7	37.2
事務・販売・技術	2,765	199	18	217	12.5	37.3
技能・労務	7,494	174	-	174	12.1	38.7
23 年 調 査 計	47,473	265	34	299	12.3	32.9
22 年 調 査 計	64,121	261	36	297	14.4	36.3

2 各種手当

通勤手当 93.9% 役付手当 84.1%

毎月支払っている手当の中で最も多いのは「通勤手当」で93.9%（前年93.6%）となっており、次いで「役付手当」84.1%（前年81.9%）、「家族手当」74.5%（前年74.7%）となっている。

各種手当実施状況

( )は%

区 分	総数	役付手当	家族手当	通勤手当	住宅手当	その他	無回答
調 査 計	542 (100.0)	456 (84.1)	404 (74.5)	509 (93.9)	250 (46.1)	242 (44.6)	14 (2.6)
30 ~ 99 人	262 (100.0)	212 (80.9)	173 (66.0)	240 (91.6)	98 (37.4)	133 (50.8)	10 (3.8)
100 ~ 299 人	160 (100.0)	147 (91.9)	134 (83.8)	156 (97.5)	98 (61.3)	73 (45.6)	2 (1.3)
300 ~ 499 人	40 (100.0)	36 (90.0)	36 (90.0)	39 (97.5)	25 (62.5)	16 (40.0)	-
500 ~ 999 人	26 (100.0)	18 (69.2)	19 (73.1)	23 (88.5)	10 (38.5)	10 (38.5)	-
1,000 人 以 上	54 (100.0)	43 (79.6)	42 (77.8)	51 (94.4)	19 (35.2)	10 (18.5)	2 (3.7)
建 設 業	41 (100.0)	39 (95.1)	27 (65.9)	38 (92.7)	12 (29.3)	18 (43.9)	-
製 造 業	201 (100.0)	173 (86.1)	152 (75.6)	192 (95.5)	79 (39.3)	99 (49.3)	2 (1.0)
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	-
通 信 ・ 放 送	9 (100.0)	6 (66.7)	6 (66.7)	8 (88.9)	7 (77.8)	3 (33.3)	1 (11.1)
運 輸 業	47 (100.0)	35 (74.5)	31 (66.0)	38 (80.9)	15 (31.9)	19 (40.4)	4 (8.5)
卸 小 売 業	54 (100.0)	46 (85.2)	39 (72.2)	52 (96.3)	22 (40.7)	10 (18.5)	1 (1.9)
金 融 ・ 保 険 業	14 (100.0)	11 (78.6)	10 (71.4)	13 (92.9)	6 (42.9)	6 (42.9)	1 (7.1)
医 療、福 祉	100 (100.0)	90 (90.0)	83 (83.0)	98 (98.0)	83 (83.0)	59 (59.0)	2 (2.0)
サ ー ビ ス 業	29 (100.0)	23 (79.3)	25 (86.2)	29 (100.0)	10 (34.5)	17 (58.6)	-
無 回 答	39 (100.0)	25 (64.1)	23 (59.0)	33 (84.6)	14 (35.9)	10 (25.6)	3 (7.7)
労 働 組 合 有	170 (100.0)	139 (81.8)	141 (82.9)	159 (93.5)	86 (50.6)	59 (34.7)	5 (2.9)
労 働 組 合 無	367 (100.0)	313 (85.3)	260 (70.8)	346 (94.3)	161 (43.9)	183 (49.9)	8 (2.2)
無 回 答	5 (100.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	-	1 (20.0)
23 年 調 査 計	514 (100.0)	421 (81.9)	384 (74.7)	481 (93.6)	248 (48.2)	196 (38.1)	14 (2.7)
22 年 調 査 計	795 (100.0)	646 (81.3)	596 (75.0)	744 (93.6)	338 (42.5)	372 (46.8)	22 (2.8)

### 3 モデル賃金

モデル賃金とは、通常に学校を卒業してすぐ入社した者が、普通能力と成績で勤務した場合に、当該事業所の賃金規定または昇給事情に基づき、勤続年数に応じてどのように賃金が上昇するのかを算出した賃金をいう。

[利用上の注意]

ア 表中（ ）内の数字は、有効回答のあった事業所数である。

イ 規模別、産業別の集計表は、別掲統計附表を参照。

なお、特に回答数の少ない産業に関しては、平均値として不適切なものもある。

#### 初任給・モデル賃金(基本給)

( )は事業所数

規模	満年齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	(百円)	勤続年数	(百円)	勤続年数	(百円)	勤続年数	(百円)
調査計	初任給	初任給	1,253 (46)	初任給	1,428 (344)	初任給	1,543 (261)	初任給	1,798 (287)
	20	5年	1,412 (37)	2年	1,493 (257)				
	25	10年	1,541 (36)	7年	1,702 (258)	5年	1,745 (196)	3年	1,859 (219)
	30	15年	1,744 (36)	12年	1,949 (243)	10年	2,004 (192)	8年	2,159 (214)
	35	20年	1,951 (33)	17年	2,169 (244)	15年	2,375 (182)	13年	2,433 (205)
	40	25年	2,154 (34)	22年	2,448 (231)	20年	2,508 (179)	18年	2,713 (205)
	45	30年	2,358 (33)	27年	2,704 (227)	25年	2,795 (174)	23年	3,016 (196)
	50	35年	2,522 (34)	32年	2,954 (214)	30年	3,039 (171)	28年	3,358 (196)
	55	40年	2,682 (36)	37年	3,129 (207)	35年	3,266 (168)	33年	3,493 (190)
製造業	初任給	初任給	1,248 (18)	初任給	1,461 (133)	初任給	1,624 (81)	初任給	1,844 (90)
	20	5年	1,481 (13)	2年	1,517 (98)				
	25	10年	1,550 (12)	7年	1,706 (98)	5年	1,833 (50)	3年	1,969 (63)
	30	15年	1,731 (11)	12年	1,909 (86)	10年	2,081 (52)	8年	2,270 (62)
	35	20年	1,886 (11)	17年	2,134 (87)	15年	2,305 (46)	13年	2,552 (55)
	40	25年	2,104 (12)	22年	2,394 (82)	20年	2,559 (45)	18年	2,808 (55)
	45	30年	2,236 (10)	27年	2,593 (80)	25年	2,868 (43)	23年	3,150 (51)
	50	35年	2,511 (12)	32年	2,881 (70)	30年	3,127 (43)	28年	3,458 (52)
	55	40年	2,629 (12)	37年	3,041 (65)	35年	3,364 (40)	33年	3,610 (49)

## (Ⅷ) 労働者の状況等

### 1 労働者の状況

#### (1) 労働者数

労働者数の男女別の割合については、常用労働者では、男性が63.3%と女性の36.7%を大きく上回っている。

正規の職員では、男性が7割近くを占めているが、正規の職員以外では女性が男性を上回っている。

臨時労働者では、女性が約6割、パートタイマーでは女性が約8割を占めている。

常用労働者では、正規の職員が51,129人、85.0%に対して、正規の職員以外が8,991人で非正規の割合は15.0%となっている。また、常用労働者の正規の職員以外、臨時労働者及びパートタイマーの合計は15,843人となり、労働者数(66,972人)に占める割合は23.6%となっている。

区分	総数			常用労働者									臨時労働者数			パートタイマー		
	計	男性	女性	合計			正規の職員			正規の職員以外			計	男性	女性	計	男性	女性
				計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性						
調査計	66,972 (100.0)	39,548 (59.1)	27,424 (40.9)	60,120 (100.0)	38,068 (63.3)	22,052 (36.7)	51,129 (100.0)	34,167 (66.8)	16,962 (33.2)	8,991 (100.0)	3,901 (43.4)	5,090 (56.6)	614 (100.0)	252 (41.0)	362 (59.0)	6,238 (100.0)	1,228 (19.7)	5,010 (80.3)
	[100.0]			[89.8]	[56.8]	[32.9]	[85.0]	[56.8]	[28.2]	[15.0]	[6.5]	[8.5]	[0.9]	[0.4]	[0.5]	[9.3]	[1.8]	[7.5]
30～99人	14,755 (100.0)	8,726 (59.1)	6,029 (40.9)	12,592 (100.0)	8,078 (64.2)	4,514 (35.8)	10,862 (100.0)	7,376 (67.9)	3,486 (32.1)	1,730 (100.0)	702 (40.6)	1,028 (59.4)	124 (100.0)	64 (51.6)	60 (48.4)	2,039 (100.0)	584 (28.6)	1,455 (71.4)
100～299人	21,811 (100.0)	11,766 (53.9)	10,045 (46.1)	19,309 (100.0)	11,341 (58.7)	7,968 (41.3)	16,019 (100.0)	9,970 (62.2)	6,049 (37.8)	3,290 (100.0)	1,371 (41.7)	1,919 (58.3)	202 (100.0)	82 (40.6)	120 (59.4)	2,300 (100.0)	343 (14.9)	1,957 (85.1)
300～499人	9,274 (100.0)	5,039 (54.3)	4,235 (45.7)	8,428 (100.0)	4,916 (58.3)	3,512 (41.7)	7,207 (100.0)	4,560 (63.3)	2,647 (36.7)	1,221 (100.0)	356 (29.2)	865 (70.8)	93 (100.0)	41 (44.1)	52 (55.9)	753 (100.0)	82 (10.9)	671 (89.1)
500～999人	5,082 (100.0)	2,760 (54.3)	2,322 (45.7)	4,519 (100.0)	2,685 (59.4)	1,834 (40.6)	3,806 (100.0)	2,377 (62.5)	1,429 (37.5)	713 (100.0)	308 (43.2)	405 (56.8)	-	-	-	563 (100.0)	75 (13.3)	488 (86.7)
1,000人以上	16,050 (100.0)	11,257 (70.1)	4,793 (29.9)	15,272 (100.0)	11,048 (72.3)	4,224 (27.7)	13,235 (100.0)	9,884 (74.7)	3,351 (25.3)	2,037 (100.0)	1,164 (57.1)	873 (42.9)	195 (100.0)	65 (33.3)	130 (66.7)	583 (100.0)	144 (24.7)	439 (75.3)
建設業	2,638 (100.0)	2,245 (85.1)	393 (14.9)	2,544 (100.0)	2,197 (86.4)	347 (13.6)	2,269 (100.0)	2,027 (89.3)	242 (10.7)	275 (100.0)	170 (61.8)	105 (38.2)	30 (100.0)	24 (80.0)	6 (20.0)	64 (100.0)	24 (37.5)	40 (62.5)
製造業	30,856 (100.0)	20,888 (67.7)	9,968 (32.3)	29,426 (100.0)	20,579 (69.9)	8,847 (30.1)	25,260 (100.0)	16,883 (74.0)	8,377 (26.0)	4,166 (100.0)	1,896 (45.5)	2,270 (54.5)	135 (100.0)	30 (22.2)	105 (77.8)	1,295 (100.0)	279 (21.5)	1,016 (78.5)
電気・ガス・水道業	968 (100.0)	908 (93.8)	60 (6.2)	958 (100.0)	908 (94.8)	50 (5.2)	935 (100.0)	886 (94.8)	49 (5.2)	23 (100.0)	22 (95.7)	1 (4.3)	2 (100.0)	-	2 (100.0)	8 (100.0)	-	8 (100.0)
通信・放送	892 (100.0)	730 (81.8)	162 (18.2)	857 (100.0)	714 (83.3)	143 (16.7)	778 (100.0)	676 (86.9)	102 (13.1)	79 (100.0)	38 (48.1)	41 (51.9)	-	-	-	35 (100.0)	16 (45.7)	19 (54.3)
運輸業	3,455 (100.0)	3,036 (87.9)	419 (12.1)	3,336 (100.0)	2,975 (89.2)	361 (10.8)	2,859 (100.0)	2,599 (90.9)	260 (9.1)	477 (100.0)	376 (78.8)	101 (21.2)	26 (100.0)	25 (96.2)	1 (3.8)	93 (100.0)	36 (38.7)	57 (61.3)
卸小売業	4,368 (100.0)	1,995 (45.7)	2,373 (54.3)	2,434 (100.0)	1,533 (63.0)	901 (37.0)	1,911 (100.0)	1,408 (73.7)	503 (26.3)	523 (100.0)	125 (23.9)	398 (76.1)	172 (100.0)	55 (32.0)	117 (68.0)	1,762 (100.0)	407 (23.1)	1,355 (76.9)
金融・保険業	1,656 (100.0)	1,063 (64.2)	593 (35.8)	1,505 (100.0)	1,043 (69.3)	462 (30.7)	1,391 (100.0)	979 (70.4)	412 (29.6)	114 (100.0)	64 (56.1)	50 (43.9)	-	-	-	151 (100.0)	20 (13.2)	131 (86.8)
医療・福祉	13,415 (100.0)	3,223 (24.0)	10,192 (76.0)	11,650 (100.0)	2,947 (25.3)	8,703 (74.7)	10,068 (100.0)	2,584 (25.7)	7,484 (74.3)	1,582 (100.0)	363 (22.9)	1,219 (77.1)	136 (100.0)	40 (29.4)	96 (70.6)	1,629 (100.0)	236 (14.5)	1,393 (85.5)
サービス業	3,287 (100.0)	1,783 (54.2)	1,504 (45.8)	2,621 (100.0)	1,673 (63.8)	948 (36.2)	2,086 (100.0)	1,477 (70.8)	609 (29.2)	535 (100.0)	196 (36.6)	339 (63.4)	38 (100.0)	20 (52.6)	18 (47.4)	628 (100.0)	90 (14.3)	538 (85.7)
無回答	5,437 (100.0)	3,677 (67.6)	1,760 (32.4)	4,789 (100.0)	3,499 (73.1)	1,290 (26.9)	3,572 (100.0)	2,848 (79.7)	724 (20.3)	1,217 (100.0)	651 (53.5)	566 (46.5)	75 (100.0)	58 (77.3)	17 (22.7)	573 (100.0)	120 (20.9)	453 (79.1)
労働組合有	30,258 (100.0)	19,519 (64.5)	10,739 (35.5)	27,802 (100.0)	19,017 (68.4)	8,785 (31.6)	23,486 (100.0)	16,976 (72.3)	6,510 (27.7)	4,316 (100.0)	2,041 (47.3)	2,275 (52.7)	202 (100.0)	109 (54.0)	93 (46.0)	2,254 (100.0)	393 (17.4)	1,861 (82.6)
労働組合無	36,494 (100.0)	19,919 (54.6)	16,575 (45.4)	32,124 (100.0)	18,942 (59.0)	13,182 (41.0)	27,476 (100.0)	17,090 (62.2)	10,386 (37.8)	4,648 (100.0)	1,852 (39.8)	2,796 (60.2)	412 (100.0)	143 (34.7)	269 (65.3)	3,958 (100.0)	834 (21.1)	3,124 (78.9)
無回答	220 (100.0)	110 (50.0)	110 (50.0)	194 (100.0)	109 (56.2)	85 (43.8)	167 (100.0)	101 (60.5)	66 (39.5)	27 (100.0)	8 (29.6)	19 (70.4)	-	-	-	26 (100.0)	1 (3.8)	25 (96.2)
23年調査計	4,949 (100.0)	40,141 (60.8)	25,867 (39.2)	4,949 (100.0)	38,638 (64.3)	21,406 (35.7)	4,949 (100.0)	35,039 (67.1)	17,171 (32.9)	4,949 (100.0)	3,599 (45.9)	4,235 (54.1)	4,949 (100.0)	572 (56.4)	443 (43.6)	4,949 (100.0)	931 (18.8)	4,018 (81.2)
22年調査計	9,973 (100.0)	64,363 (68.6)	29,480 (31.4)	9,973 (100.0)	61,677 (74.4)	21,168 (25.6)	9,973 (100.0)	55,449 (78.2)	15,427 (21.8)	9,973 (100.0)	6,228 (52.0)	5,741 (48.0)	9,973 (100.0)	588 (57.4)	437 (42.6)	9,973 (100.0)	2,098 (21.0)	7,875 (79.0)

(注)「常用労働者」と「常用労働者の職種別内訳」の設問が別になっており、いずれか一方の設問にし  
か回答しない場合があるため、次ページの常用労働者数とは一致しない。

(2) 労働者の職種別内訳

常用労働者の職種別人数については、全ての職種で男性が女性を上回っている。

常用労働者の職種別内訳

[ ], ( )は%

	総数			事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	62,728 (100.0) [100.0]	39,246 (62.6)	23,482 (37.4)	6,144 (58.9) [9.8]	4,290 (41.1) [6.8]	2,498 (53.8) [4.0]	2,143 (46.2) [3.4]	9,318 (54.1) [14.9]	7,914 (45.9) [12.6]	18,922 (70.9) [30.2]	7,784 (29.1) [12.4]	2,364 (63.6) [3.8]	1,351 (36.4) [2.2]
30 ~ 99 人	13,269 (100.0)	8,272 (62.3)	4,997 (37.7)	721 (48.0)	782 (52.0)	1,029 (56.1)	805 (43.9)	1,598 (53.8)	1,371 (46.2)	4,396 (71.4)	1,759 (28.6)	528 (65.3)	280 (34.7)
100 ~ 299 人	19,594 (100.0)	11,420 (58.3)	8,174 (41.7)	2,050 (57.9)	1,489 (42.1)	861 (54.3)	724 (45.7)	2,799 (48.3)	2,995 (51.7)	5,178 (68.6)	2,372 (31.4)	532 (47.2)	594 (52.8)
300 ~ 499 人	9,203 (100.0)	5,247 (57.0)	3,956 (43.0)	1,384 (64.8)	752 (35.2)	241 (43.5)	313 (56.5)	1,138 (40.3)	1,683 (59.7)	2,151 (71.0)	878 (29.0)	333 (50.2)	330 (49.8)
500 ~ 999 人	4,793 (100.0)	2,705 (56.4)	2,088 (43.6)	776 (64.1)	435 (35.9)	90 (79.6)	23 (20.4)	541 (45.9)	638 (54.1)	1,200 (55.6)	959 (44.4)	98 (74.8)	33 (25.2)
1,000 人以上	15,869 (100.0)	11,602 (73.1)	4,267 (26.9)	1,213 (59.3)	832 (40.7)	277 (49.9)	278 (50.1)	3,242 (72.5)	1,227 (27.5)	5,997 (76.8)	1,816 (23.2)	873 (88.4)	114 (11.6)
建設業	2,824 (100.0)	2,438 (86.3)	386 (13.7)	149 (40.4)	220 (59.6)	116 (94.3)	7 (5.7)	1,146 (96.4)	43 (3.6)	709 (88.2)	95 (11.8)	318 (93.8)	21 (6.2)
製造業	29,955 (100.0)	20,934 (69.9)	9,021 (30.1)	2,356 (62.5)	1,413 (37.5)	403 (57.6)	297 (42.4)	3,704 (80.9)	874 (19.1)	13,117 (69.1)	5,854 (30.9)	1,354 (69.9)	583 (30.1)
電気・ガス・水道業	889 (100.0)	844 (94.9)	45 (5.1)	117 (75.5)	38 (24.5)	15 (100.0)	-	705 (99.0)	7 (1.0)	3 (100.0)	-	4 (100.0)	-
通信・放送	874 (100.0)	719 (82.3)	155 (17.7)	293 (74.4)	101 (25.6)	50 (80.6)	12 (19.4)	292 (89.3)	35 (10.7)	84 (92.3)	7 (7.7)	-	-
運輸業	3,340 (100.0)	2,973 (89.0)	367 (11.0)	290 (61.8)	179 (38.2)	30 (96.8)	1 (3.2)	133 (89.3)	16 (10.7)	2,427 (93.6)	165 (6.4)	93 (93.9)	6 (6.1)
卸小売業	3,283 (100.0)	1,872 (57.0)	1,411 (43.0)	160 (36.6)	277 (63.4)	1,210 (57.1)	909 (42.9)	118 (57.3)	88 (42.7)	202 (91.8)	18 (8.2)	182 (60.5)	119 (39.5)
金融・保険業	1,503 (100.0)	1,043 (69.4)	460 (30.6)	1,015 (69.7)	441 (30.3)	19 (54.3)	16 (45.7)	-	-	7 (87.5)	1 (12.5)	2 (50.0)	2 (50.0)
医療、福祉	12,226 (100.0)	3,200 (26.2)	9,026 (73.8)	548 (40.7)	800 (59.3)	133 (24.3)	414 (75.7)	2,057 (23.8)	6,572 (76.2)	194 (22.5)	668 (77.5)	268 (31.9)	572 (68.1)
サービス業	2,771 (100.0)	1,691 (61.0)	1,080 (39.0)	751 (57.2)	563 (42.8)	320 (52.7)	287 (47.3)	291 (83.6)	57 (16.4)	247 (60.7)	160 (39.3)	82 (86.3)	13 (13.7)
無回答	5,063 (100.0)	3,532 (69.8)	1,531 (30.2)	465 (64.3)	258 (35.7)	202 (50.2)	200 (49.8)	872 (79.7)	222 (20.3)	1,932 (70.3)	816 (29.7)	61 (63.5)	35 (36.5)
労働組合有	28,728 (100.0)	19,546 (68.0)	9,182 (32.0)	3,762 (64.3)	2,093 (35.7)	865 (46.9)	980 (53.1)	3,729 (54.4)	3,125 (45.6)	9,921 (78.3)	2,745 (21.7)	1,269 (84.2)	239 (15.8)
労働組合無	33,806 (100.0)	19,591 (58.0)	14,215 (42.0)	2,362 (52.0)	2,184 (48.0)	1,593 (57.9)	1,159 (42.1)	5,566 (54.1)	4,721 (45.9)	8,975 (64.0)	5,039 (36.0)	1,095 (49.6)	1,112 (50.4)
無回答	194 (100.0)	109 (56.2)	85 (43.8)	20 (60.6)	13 (39.4)	40 (90.9)	4 (9.1)	23 (25.3)	68 (74.7)	26 (100.0)	-	-	-
23年調査計	59,698 (100.0)	38,429 (64.4)	21,269 (35.6)	6,466 (61.2)	4,101 (38.8)	1,920 (59.4)	1,310 (40.6)	10,305 (56.6)	7,899 (43.4)	18,154 (72.5)	6,870 (27.5)	1,584 (59.3)	1,089 (40.7)
22年調査計	82,845 (100.0)	61,737 (74.5)	21,108 (25.5)	9,912 (62.3)	6,004 (37.7)	4,408 (73.3)	1,605 (26.7)	13,266 (87.0)	1,991 (13.0)	31,003 (75.6)	9,990 (24.4)	3,148 (67.5)	1,518 (32.5)

(3) パートタイマーの状況

正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は 158 事業所 (29.2%) となっており、うち、賃金等の面で均等待遇を行っているのは 71 事業所 (44.9%) である。

パートタイマーの状況

[ ], ( )は%

区 分	総数	正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる		賃金等の面で均等待遇を行っているか			正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいない	無回答
				行っている	行っていない	無回答		
調 査 計	542 [100.0]	158 [29.2]	(100.0)	71 (44.9)	78 (49.4)	9 (5.7)	367 [67.7]	17 [3.1]
30 ~ 99 人	262 [100.0]	89 [34.0]	(100.0)	37 (41.6)	48 (53.9)	4 (4.5)	164 [62.6]	9 [3.4]
100 ~ 299 人	160 [100.0]	50 [31.3]	(100.0)	26 (52.0)	21 (42.0)	3 (6.0)	106 [66.3]	4 [2.5]
300 ~ 499 人	40 [100.0]	9 [22.5]	(100.0)	3 (33.3)	5 (55.6)	1 (11.1)	30 75	1 2.5
500 ~ 999 人	26 [100.0]	6 [23.1]	(100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	19 73.1	1 3.8
1,000 人 以上	54 [100.0]	4 [7.4]	(100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	-	48 [88.9]	2 [3.7]
建 設 業	41 [100.0]	5 [12.2]	(100.0)	5 (100.0)	-	-	35 [85.4]	1 [2.4]
製 造 業	201 [100.0]	62 [30.8]	(100.0)	23 (37.1)	36 (58.1)	3 (4.8)	132 [65.7]	7 [3.5]
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 [100.0]	-	-	-	-	-	8	-
通 信・放 送	9 [100.0]	2 [22.2]	(100.0)	-	2 (100.0)	-	6 [66.7]	1 [11.1]
運 輸 業	47 [100.0]	5 [10.6]	(100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	-	40 [85.1]	2 [4.3]
卸 小 売 業	54 [100.0]	13 [24.1]	(100.0)	5 (38.5)	5 (38.5)	3 (23.1)	40 [74.1]	1 [1.9]
金 融・保 険 業	14 [100.0]	3 [21.4]	(100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	-	10 71.4	1 7.1
医 療、福 祉	100 [100.0]	48 [48.0]	(100.0)	26 (54.2)	21 (43.8)	1 (2.1)	51 [51.0]	1 [1.0]
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	8 [27.6]	(100.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	2 (25.0)	21 [72.4]	-
無 回 答	39 [100.0]	12 [30.8]	(100.0)	6 (50.0)	6 (50.0)	-	24 [61.5]	3 [7.7]
労 働 組 合 有	170 [100.0]	30 [17.6]	(100.0)	9 (30.0)	18 (60.0)	3 (10.0)	135 [79.4]	5 [2.9]
労 働 組 合 無	367 [100.0]	128 [34.9]	(100.0)	62 (48.4)	60 (46.9)	6 (4.7)	229 [62.4]	10 [2.7]
無 回 答	5 [100.0]	-	-	-	-	-	3 60	2 40
23 年 調 査 計	514 [100.0]	134 [26.1]	(100.0)	57 (42.5)	70 (52.2)	7 (5.2)	368 [71.6]	12 [2.3]
22 年 調 査 計	795 [100.0]	178 [22.4]	(100.0)	78 (43.8)	88 (49.4)	12 (6.7)	585 [73.6]	32 [4.0]

(4) パートタイマーから正規職員への転換制度

パートタイマーから正規職員への転換制度のある事業所は 200 事業所 (36.9%) と前年 (32.1%) より 4.8 ポイントの増加となっている。

転換制度のない 279 事業所 (51.5%) のうち、今後の検討状況については、「検討していない」が 64.9% を占め、「検討している」は 17.9%にとどまっている。

パートタイムとフルタイムの相互転換制度の有無

[ ], ( ) は%

区 分	総数	相互転換制 度がある	相互転換制 度がない	検討状況			無回答
				検討してい る	検討してい ない	無回答	
調 査 計	542 [100.0]	200 [36.9]	279 [51.5]	50 (17.9)	181 (64.9)	48 (17.2)	63 [11.6]
30 ～ 99 人	262 [100.0]	74 [28.2]	153 [58.4]	25 (16.3)	100 (65.4)	28 (18.3)	35 [13.4]
100 ～ 299 人	160 [100.0]	67 [41.9]	77 [48.1]	21 (27.3)	45 (58.4)	11 (14.3)	16 [10.0]
300 ～ 499 人	40 [100.0]	19 [47.5]	18 [45.0]	1 (5.6)	12 (66.7)	5 (27.8)	3 7.5
500 ～ 999 人	26 [100.0]	12 [46.2]	10 [38.5]	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	4 15.4
1,000 人 以 上	54 [100.0]	28 [51.9]	21 [38.9]	-	19 (90.5)	2 (9.5)	5 [9.3]
建 設 業	41 [100.0]	6 [14.6]	25 [61.0]	3 (12.0)	19 (76.0)	3 (12.0)	10 (24.4)
製 造 業	201 [100.0]	53 [26.4]	122 [60.7]	22 (18.0)	74 (60.7)	26 (21.3)	26 [12.9]
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 [100.0]	5 [62.5]	3 [37.5]	-	2 (66.7)	1 (33.3)	-
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	2 [22.2]	6 [66.7]	-	5 (83.3)	1 (16.7)	1 [11.1]
運 輸 業	47 [100.0]	6 [12.8]	28 [59.6]	5 (17.9)	17 (60.7)	6 (21.4)	13 [27.7]
卸 小 売 業	54 [100.0]	33 [61.1]	18 [33.3]	4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)	3 [5.6]
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	8 [57.1]	4 [28.6]	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	2 14.3
医 療、福 祉	100 [100.0]	60 [60.0]	37 [37.0]	9 (24.3)	24 (64.9)	4 (10.8)	3 [3.0]
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	17 [58.6]	12 [41.4]	2 (16.7)	6 (50.0)	4 (33.3)	-
無 回 答	39 [100.0]	10 [25.6]	24 [61.5]	4 (16.7)	20 (83.3)	-	5 [12.8]
労 働 組 合 有	170 [100.0]	75 [44.1]	76 [44.7]	11 (14.5)	50 (65.8)	15 (19.7)	19 [11.2]
労 働 組 合 無	367 [100.0]	124 [33.8]	201 [54.8]	39 (19.4)	130 (64.7)	32 (15.9)	42 [11.4]
無 回 答	5 [100.0]	1 [20.0]	2 [40.0]	-	1 (50.0)	1 (50.0)	2 [40.0]
23 年 調 査 計	514 [100.0]	165 [32.1]	309 [60.1]	49 (15.9)	212 (68.6)	48 (15.5)	40 [7.8]
22 年 調 査 計	795 [100.0]	227 [28.6]	467 [58.7]	67 (14.3)	332 (71.1)	68 (14.6)	101 [12.7]

## 2 派遣労働者の受入状況

派遣労働者の受入状況は、144 事業所（26.6%）が受け入れており、平均受入人数は 15.9 人となっている。

受入業務については「技能・労務」（57.6%）、「事務」（31.3%）が多い。

規模別にみると、500～999 人で 46.2%、次いで 300～499 人で 45.0%と受入率が高い。

平均受入人数については、1,000 人以上が最も多く、52.4 人となっている。

派遣労働者の受入状況

[ ], ( )は%

区 分	総数	受入業務						平均人数
		受け入れている	事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	
調 査 計	542 [100.0]	144 [26.6] (100.0)	45 (31.3)	9 (6.3)	38 (26.4)	83 (57.6)	13 (9.0)	15.9
30 ～ 99 人	262 [100.0]	50 [19.1] (100.0)	8 (16.0)	2 (4.0)	12 (24.0)	32 (64.0)	2 (4.0)	5.7
100 ～ 299 人	160 [100.0]	49 [30.6] (100.0)	16 (32.7)	1 (2.0)	11 (22.4)	27 (55.1)	8 (16.3)	8.8
300 ～ 499 人	40 [100.0]	18 [45.0] (100.0)	6 (33.3)	3 (16.7)	3 (16.7)	11 (61.1)	1 (5.6)	33.8
500 ～ 999 人	26 [100.0]	12 [46.2] (100.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	2 (16.7)	14.4
1,000 人 以上	54 [100.0]	15 [27.8] (100.0)	9 (60.0)	2 (13.3)	9 (60.0)	7 (46.7)	-	52.4
建 設 業	41 [100.0]	3 [7.3] (100)	1 (33.3)	-	2 (66.7)	-	-	2.0
製 造 業	201 [100.0]	83 [41.3] (100.0)	21 (25.3)	3 (3.6)	17 (20.5)	64 (77.1)	5 (6.0)	20.2
電気・ガス・水道業	8 [100.0]	1 [12.5] (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	4.0
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	5 [55.6] (100.0)	2 (40.0)	-	3 (60.0)	1 (20.0)	-	14.2
運 輸 業	47 [100.0]	4 [8.5] (100.0)	1 (25.0)	-	-	4 (100.0)	-	14.3
卸 小 売 業	54 [100.0]	5 [9.3] (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	-	-	1 (20.0)	5.0
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	3 [21.4] (100.0)	3 (100.0)	-	-	-	-	3.0
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	28 [28.0] (100.0)	8 (28.6)	2 (7.1)	13 (46.4)	6 (21.4)	7 (25.0)	7.7
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	4 [13.8] (100.0)	3 (75.0)	-	1 (25.0)	-	-	4.8
無 回 答	39 [100.0]	8 [20.5] (100.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)	-	25.1
労 働 組 合 有	170 [100.0]	49 [28.8] (100.0)	25 (51.0)	5 (10.2)	16 (32.7)	25 (51.0)	4 (8.2)	12.6
労 働 組 合 無	367 [100.0]	95 [25.9] (100.0)	20 (21.1)	4 (4.2)	22 (23.2)	58 (61.1)	9 (9.5)	17.5
無 回 答	5 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-
23 年 調 査 計	514 [100.0]	139 [27.0] (100.0)	49 (35.3)	6 (4.3)	43 (30.9)	80 (57.6)	13 (9.4)	20.0
22 年 調 査 計	795 [100.0]	219 [27.5] (100.0)	79 (36.1)	10 (4.6)	62 (28.3)	138 (63.0)	22 (10.0)	20.4

### 3 業務請負会社の利用状況

業務請負会社の利用状況は、54 事業所（10.0%）が利用しており、平均受入人数は 65.5 人となっている。

受入業務については「技能・労務」が最も高く、72.2%となっている。

規模別にみると、500～999 人（19.2%）で比較的利用が多い。

また、産業別では製造業で「技能・労務」（83.3%）の利用が多くなっている。

業務請負会社の利用状況

[ ], ( ) は%

区 分	総数	受入業務								平均人数
		利用している	事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答		
調 査 計	542 [100.0]	54 [10.0] (100.0)	6 (11.1)	1 (1.9)	7 (13.0)	39 (72.2)	11 (20.4)	1 (1.9)	65.5	
30 ～ 99 人	262 [100.0]	19 [7.3] (100.0)	-	-	2 (10.5)	13 (68.4)	4 (21.1)	1 (5.3)	20.2	
100 ～ 299 人	160 [100.0]	18 [11.3] (100.0)	2 (11.1)	1 (5.6)	2 (11.1)	11 (61.1)	4 (22.2)	-	15.7	
300 ～ 499 人	40 [100.0]	5 [12.5] (100.0)	-	-	-	5 (100.0)	-	-	216.2	
500 ～ 999 人	26 [100.0]	5 [19.2] (100.0)	1 (20.0)	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)	-	61.8	
1,000 人 以上	54 [100.0]	7 [13.0] (100.0)	3 (42.9)	-	3 (42.9)	6 (85.7)	2 (28.6)	-	211.7	
建 設 業	41 [100.0]	2 [4.9] (100.0)	-	-	1 (50.0)	2 (100.0)	-	-	42.0	
製 造 業	201 [100.0]	30 [14.9] (100.0)	3 (10.0)	-	2 (6.7)	25 (83.3)	5 (16.7)	1 (3.3)	98.3	
電 気・ガ 斯・水 道 業	8 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 信 ・ 放 送	9 [100.0]	1 [11.1] (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	60.0	
運 輸 業	47 [100.0]	1 [2.1] (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	60.0	
卸 小 売 業	54 [100.0]	1 [1.9] (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	52.0	
金 融 ・ 保 険 業	14 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 療 ・ 福 祉	100 [100.0]	19 [19.0] (100.0)	3 (15.8)	1 (5.3)	2 (10.5)	11 (57.9)	6 (31.6)	-	17.6	
サ ー ビ ス 業	29 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-	
無 回 答	39 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-	
労 働 組 合 有	170 [100.0]	18 [10.6] (100.0)	2 (11.1)	-	4 (22.2)	14 (77.8)	3 (16.7)	-	135.9	
労 働 組 合 無	367 [100.0]	36 [9.8] (100.0)	4 (11.1)	1 (2.8)	3 (8.3)	25 (69.4)	8 (22.2)	1 (2.8)	30.3	
無 回 答	5 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-	
23 年 調 査 計	514 [100.0]	61 [11.9] (100.0)	7 (11.5)	2 (3.3)	11 (18.0)	41 (67.2)	14 (23.0)	-	44.7	
22 年 調 査 計	795 [100.0]	101 [12.7] (100.0)	9 (8.9)	6 (5.9)	29 (28.7)	72 (71.3)	19 (18.8)	-	45.5	

#### 4 正規職員の状況

正規職員の割合は、48,923人で、全体に占める割合は69.6%となっている。  
規模別にみると、300～499人（64.6%）で正規職員の割合が低いものの、その他は7割前後となっている。

産業別にみると、正規職員の割合が高いのは、電気・ガス・水道業（95.3%）、建設業（83.5%）、金融・保険業（83.5%）、運輸業（79.0%）などで、卸小売業（41.4%）は低くなっている。

正規職員の状況

( )は%

	総数	常用労働者		臨時労働者数	パートタイマー	派遣労働者	業務請負
		正規の職員	正規の職員以外				
調査計	70,294 (100.0)	48,923 (69.6)	8,967 (12.8)	614 (0.9)	5,969 (8.5)	2,283 (3.2)	3,538 (5.0)
30～99人	14,535 (100.0)	10,055 (69.2)	1,735 (11.9)	124 (0.9)	1,953 (13.4)	284 (2.0)	384 (2.6)
100～299人	22,130 (100.0)	15,655 (70.7)	3,261 (14.7)	202 (0.9)	2,299 (10.4)	431 (1.9)	282 (1.3)
300～499人	10,043 (100.0)	6,486 (64.6)	1,221 (12.2)	93 (0.9)	553 (5.5)	609 (6.1)	1,081 (10.8)
500～999人	5,563 (100.0)	3,805 (68.4)	713 (12.8)	-	563 (10.1)	173 (3.1)	309 (5.6)
1,000人以上	18,023 (100.0)	12,922 (71.7)	2,037 (11.3)	195 (1.1)	601 (3.3)	786 (4.4)	1,482 (8.2)
建設業	2,788 (100.0)	2,328 (83.5)	276 (9.9)	30 (1.1)	64 (2.3)	6 (0.2)	84 (3.0)
製造業	34,786 (100.0)	24,601 (70.7)	4,126 (11.9)	135 (0.4)	1,301 (3.7)	1,675 (4.8)	2,948 (8.5)
電気・ガス・水道業	981 (100.0)	935 (95.3)	23 (2.3)	2 (0.2)	17 (1.7)	4 (0.4)	-
通信・放送	988 (100.0)	743 (75.2)	79 (8.0)	-	35 (3.5)	71 (7.2)	60 (6.1)
運輸業	3,394 (100.0)	2,681 (79.0)	477 (14.1)	26 (0.8)	93 (2.7)	57 (1.7)	60 (1.8)
卸小売業	4,220 (100.0)	1,745 (41.4)	523 (12.4)	172 (4.1)	1,703 (40.4)	25 (0.6)	52 (1.2)
金融・保険業	1,663 (100.0)	1,389 (83.5)	114 (6.9)	-	151 (9.1)	9 (0.5)	-
医療、福祉	13,229 (100.0)	9,536 (72.1)	1,587 (12.0)	136 (1.0)	1,420 (10.7)	216 (1.6)	334 (2.5)
サービス業	3,276 (100.0)	2,057 (62.8)	535 (16.3)	38 (1.2)	627 (19.1)	19 (0.6)	-
無回答	4,969 (100.0)	2,908 (58.5)	1,227 (24.7)	75 (1.5)	558 (11.2)	201 (4.0)	-
労働組合有	32,388 (100.0)	22,801 (70.4)	4,323 (13.3)	202 (0.6)	1,996 (6.2)	619 (1.9)	2,447 (7.6)
労働組合無	37,686 (100.0)	25,955 (68.9)	4,617 (12.3)	412 (1.1)	3,947 (10.5)	1,664 (4.4)	1,091 (2.9)
無回答	220 (100.0)	167 (75.9)	27 (12.3)	-	26 (11.8)	-	-
23年調査計	71,373 (100.0)	52,210 (73.2)	7,834 (11.0)	1,015 (1.4)	4,949 (6.9)	2,637 (3.7)	2,728 (3.8)
22年調査計	110,570 (100.0)	75,707 (68.5)	11,424 (10.3)	1,741 (1.6)	14,049 (12.7)	3,877 (3.5)	3,722 (3.4)

## 統 計 附 表

○モデル退職金（規模別）

○モデル退職金（産業別）

○モデル退職金（労組別）

○平成 24 年 7 月分平均賃金（規模別）

○平成 24 年 7 月分平均賃金（産業別）

○平成 24 年 7 月分平均賃金（労組別）

○初任給・モデル賃金【基本給】（規模別）

○初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

○初任給・モデル賃金【基本給】（労組別）

\*表中、（ ）内の数字は、有効回答のあった事業所数である。

\*退職（年）金額の回答事業者数に比して、年金原価額の回答事業者数が極端に少ない場合に「退職（年）金額」より「年金原価額」の方が上回る場合がある。

モデル退職金(規模別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	123 (260)	55 (74)	98 (280)	48 (80)
	20	38	平均額 (事業所数)	357 (263)	159 (74)	315 (280)	158 (80)
	30	48	平均額 (事業所数)	702 (259)	312 (71)	689 (276)	331 (78)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	153 (232)	62 (69)	121 (248)	55 (75)
	20	42	平均額 (事業所数)	444 (234)	188 (68)	396 (250)	187 (74)
	30	52	平均額 (事業所数)	861 (228)	363 (67)	818 (241)	387 (73)
定年				平均額 (事業所数)	1,089 (246)	557 (70)	

30人~99人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	102 (125)	31 (34)	95 (134)	34 (36)
	20	38	平均額 (事業所数)	283 (126)	77 (34)	266 (134)	100 (36)
	30	48	平均額 (事業所数)	535 (125)	145 (32)	611 (133)	216 (35)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	124 (108)	33 (30)	110 (114)	37 (33)
	20	42	平均額 (事業所数)	355 (110)	83 (30)	344 (116)	111 (33)
	30	52	平均額 (事業所数)	666 (107)	154 (30)	686 (112)	231 (33)
定年				平均額 (事業所数)	800 (110)	215 (27)	

100人~299人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	137 (78)	73 (16)	99 (84)	58 (18)
	20	38	平均額 (事業所数)	401 (81)	224 (18)	340 (85)	204 (20)
	30	48	平均額 (事業所数)	799 (79)	447 (18)	701 (84)	406 (20)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	166 (64)	74 (13)	120 (70)	67 (14)
	20	42	平均額 (事業所数)	483 (65)	250 (14)	401 (71)	232 (15)
	30	52	平均額 (事業所数)	923 (64)	483 (14)	803 (69)	445 (15)
定年				平均額 (事業所数)	1,228 (77)	814 (18)	

300人~499人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	136 (22)	43 (4)	107 (23)	27 (4)
	20	38	平均額 (事業所数)	451 (22)	122 (4)	394 (23)	79 (4)
	30	48	平均額 (事業所数)	942 (22)	197 (4)	887 (22)	167 (4)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	182 (21)	56 (4)	150 (22)	42 (4)
	20	42	平均額 (事業所数)	570 (21)	165 (4)	498 (22)	125 (4)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,098 (21)	306 (4)	1,035 (21)	287 (4)
定年				平均額 (事業所数)	1,382 (23)	361 (4)	

500人~999人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	140 (13)	59 (6)	96 (16)	56 (8)
	20	38	平均額 (事業所数)	403 (12)	197 (4)	326 (15)	193 (6)
	30	48	平均額 (事業所数)	822 (12)	415 (4)	760 (15)	413 (6)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	169 (15)	65 (7)	129 (18)	63 (9)
	20	42	平均額 (事業所数)	499 (14)	215 (5)	427 (17)	225 (7)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,017 (14)	419 (5)	992 (17)	452 (7)
定年				平均額 (事業所数)	1,407 (15)	717 (7)	

1,000人以上

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	168 (22)	95 (14)	111 (23)	72 (14)
	20	38	平均額 (事業所数)	497 (22)	275 (14)	417 (23)	251 (14)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,012 (21)	539 (13)	869 (22)	538 (13)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	210 (24)	111 (15)	145 (24)	84 (15)
	20	42	平均額 (事業所数)	601 (24)	337 (15)	521 (24)	309 (15)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,300 (22)	687 (14)	1,203 (22)	687 (14)
定年				平均額 (事業所数)	1,546 (21)	863 (14)	

モデル退職金(産業別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	123 (260)	55 (74)	98 (280)	48 (80)
	20	38	平均額 (事業所数)	357 (263)	159 (74)	315 (280)	158 (80)
	30	48	平均額 (事業所数)	702 (259)	312 (71)	689 (276)	331 (78)
	定年	平均額 (事業所数)	1,089 (246)	557 (70)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	153 (232)	62 (69)	121 (248)	55 (75)
	20	42	平均額 (事業所数)	444 (234)	188 (68)	396 (250)	187 (74)
	30	52	平均額 (事業所数)	861 (228)	363 (67)	818 (241)	387 (73)
	定年	平均額 (事業所数)	1,183 (219)	665 (69)			

建設業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	106 (27)	34 (5)	91 (25)	30 (4)
	20	38	平均額 (事業所数)	288 (28)	78 (5)	263 (26)	72 (4)
	30	48	平均額 (事業所数)	560 (28)	129 (4)	525 (26)	129 (4)
	定年	平均額 (事業所数)	853 (23)	509 (4)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	115 (23)	37 (3)	97 (21)	37 (3)
	20	42	平均額 (事業所数)	317 (24)	85 (3)	288 (22)	85 (3)
	30	52	平均額 (事業所数)	608 (23)	353 (4)	573 (21)	353 (4)
	定年	平均額 (事業所数)	880 (21)	566 (4)			

製造業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	117 (97)	63 (30)	82 (105)	48 (31)
	20	38	平均額 (事業所数)	317 (99)	177 (29)	268 (104)	163 (30)
	30	48	平均額 (事業所数)	606 (95)	366 (27)	535 (100)	357 (28)
	定年	平均額 (事業所数)	1,009 (93)	678 (28)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	151 (77)	71 (27)	107 (82)	56 (28)
	20	42	平均額 (事業所数)	403 (77)	199 (26)	339 (82)	185 (27)
	30	52	平均額 (事業所数)	773 (73)	405 (24)	706 (76)	382 (25)
	定年	平均額 (事業所数)	1,128 (71)	909 (27)			

製造業 食料品・たばこ

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	112 (11)	50 (5)	100 (14)	36 (5)
	20	38	平均額 (事業所数)	291 (11)	182 (5)	296 (14)	143 (5)
	30	48	平均額 (事業所数)	486 (11)	321 (5)	509 (13)	261 (5)
	定年	平均額 (事業所数)	870 (12)	523 (5)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	110 (9)	14 (4)	113 (11)	14 (4)
	20	42	平均額 (事業所数)	254 (9)	117 (4)	312 (11)	68 (4)
	30	52	平均額 (事業所数)	446 (9)	181 (4)	525 (10)	106 (4)
	定年	平均額 (事業所数)	784 (9)	228 (4)			

製造業 繊維・衣服

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	80 (3)	- (-)	51 (3)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	267 (4)	- (-)	195 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	480 (4)	- (-)	403 (4)	- (-)
	定年	平均額 (事業所数)	511 (2)	- (-)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	80 (1)	- (-)	50 (1)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	236 (2)	- (-)	215 (2)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	378 (1)	- (-)	378 (1)	- (-)
	定年	平均額 (事業所数)	520 (1)	- (-)			

製造業 木材・家具

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	137 (5)	53 (3)	93 (5)	30 (3)
	20	38	平均額 (事業所数)	335 (5)	176 (3)	258 (5)	134 (3)
	30	48	平均額 (事業所数)	561 (5)	321 (3)	506 (5)	281 (3)
	定年	平均額 (事業所数)	920 (5)	566 (3)			
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	149 (4)	96 (2)	115 (4)	60 (2)
	20	42	平均額 (事業所数)	423 (4)	311 (2)	385 (4)	273 (2)
	30	52	平均額 (事業所数)	720 (4)	630 (2)	700 (4)	592 (2)
	定年	平均額 (事業所数)	1,084 (4)	958 (2)			

\*製造業 パルプ・紙では、回答事業所がなかった。

モデル退職金(産業別)

製造業 出版・印刷

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	54 (1)	- (-)	54 (1)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	150 (1)	- (-)	150 (1)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	330 (1)	- (-)	330 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	741 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	54 (1)	- (-)	54 (1)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	150 (1)	- (-)	150 (1)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	330 (1)	- (-)	330 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	741 (1)	- (-)	- (-)	- (-)

製造業 化学・ゴム

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	140 (13)	95 (6)	103 (15)	73 (7)
	20	38	平均額 (事業所数)	394 (13)	275 (6)	351 (15)	268 (7)
	30	48	平均額 (事業所数)	783 (13)	553 (6)	660 (15)	551 (7)
	定年		平均額 (事業所数)	1,455 (14)	893 (6)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	178 (13)	119 (6)	131 (14)	89 (7)
	20	42	平均額 (事業所数)	504 (13)	362 (6)	446 (14)	342 (7)
	30	52	平均額 (事業所数)	988 (13)	738 (6)	1,025 (14)	661 (7)
	定年		平均額 (事業所数)	1,651 (13)	2,574 (6)	- (-)	- (-)

製造業 窯業・土石

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	110 (8)	72 (2)	100 (6)	72 (2)
	20	38	平均額 (事業所数)	312 (8)	144 (2)	291 (5)	144 (2)
	30	48	平均額 (事業所数)	607 (7)	432 (1)	627 (5)	432 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	827 (8)	840 (2)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	128 (6)	144 (1)	104 (5)	144 (1)
	20	42	平均額 (事業所数)	405 (6)	288 (1)	361 (5)	288 (1)
	30	52	平均額 (事業所数)	737 (6)	432 (1)	733 (5)	432 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	930 (7)	549 (3)	- (-)	- (-)

製造業 鉄鋼・非鉄

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	118 (4)	- (-)	63 (4)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	401 (4)	- (-)	321 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	712 (4)	- (-)	764 (4)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,353 (4)	- (-)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	155 (3)	- (-)	77 (3)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	409 (3)	- (-)	278 (3)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	743 (3)	- (-)	666 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	967 (2)	- (-)	- (-)	- (-)

製造業 金属製品

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	103 (8)	23 (5)	61 (9)	20 (5)
	20	38	平均額 (事業所数)	312 (8)	101 (5)	212 (9)	95 (5)
	30	48	平均額 (事業所数)	600 (8)	263 (5)	435 (9)	263 (5)
	定年		平均額 (事業所数)	794 (9)	401 (5)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	134 (7)	12 (4)	78 (8)	12 (4)
	20	42	平均額 (事業所数)	377 (7)	27 (4)	239 (8)	27 (4)
	30	52	平均額 (事業所数)	690 (7)	133 (4)	442 (8)	133 (4)
	定年		平均額 (事業所数)	779 (8)	176 (4)	- (-)	- (-)

製造業 一般機器他

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	115 (39)	81 (8)	76 (43)	60 (8)
	20	38	平均額 (事業所数)	300 (40)	177 (7)	246 (42)	163 (7)
	30	48	平均額 (事業所数)	600 (37)	376 (6)	511 (39)	376 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	971 (33)	937 (6)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	169 (29)	86 (9)	112 (31)	64 (9)
	20	42	平均額 (事業所数)	430 (28)	190 (8)	346 (30)	175 (8)
	30	52	平均額 (事業所数)	847 (25)	391 (6)	725 (26)	391 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	1,168 (22)	559 (7)	- (-)	- (-)

モデル退職金(産業別)

製造業 その他

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	124 (4)	- (-)	78 (4)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	320 (4)	- (-)	265 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	570 (4)	- (-)	501 (4)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	876 (4)	- (-)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	146 (3)	- (-)	72 (3)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	403 (3)	- (-)	272 (3)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	764 (3)	- (-)	642 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,139 (3)	- (-)	- (-)	- (-)

電気・ガス・水道業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	129 (4)	- (-)	89 (4)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	505 (4)	- (-)	484 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,145 (4)	- (-)	1,113 (4)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,706 (4)	- (-)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	160 (5)	- (-)	98 (5)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	540 (5)	- (-)	489 (5)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,146 (5)	- (-)	1,052 (5)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,520 (5)	- (-)	- (-)	- (-)

通信・放送業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	108 (26)	27 (10)	85 (29)	23 (11)
	20	38	平均額 (事業所数)	292 (26)	41 (10)	254 (29)	54 (11)
	30	48	平均額 (事業所数)	527 (27)	95 (10)	511 (30)	87 (11)
	定年		平均額 (事業所数)	782 (23)	122 (8)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	118 (21)	21 (9)	86 (22)	19 (9)
	20	42	平均額 (事業所数)	317 (21)	46 (9)	268 (22)	46 (9)
	30	52	平均額 (事業所数)	601 (21)	72 (9)	540 (22)	72 (9)
	定年		平均額 (事業所数)	811 (18)	63 (7)	- (-)	- (-)

運輸業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	127 (20)	105 (9)	102 (18)	77 (9)
	20	38	平均額 (事業所数)	352 (20)	296 (9)	312 (18)	262 (9)
	30	48	平均額 (事業所数)	660 (20)	544 (9)	666 (18)	544 (9)
	定年		平均額 (事業所数)	1,006 (18)	692 (9)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	200 (19)	130 (9)	175 (18)	98 (9)
	20	42	平均額 (事業所数)	621 (19)	386 (9)	573 (18)	341 (9)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,126 (19)	716 (9)	1,127 (18)	716 (9)
	定年		平均額 (事業所数)	1,409 (19)	949 (9)	- (-)	- (-)

卸売・小売業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	167 (10)	88 (3)	129 (12)	99 (5)
	20	38	平均額 (事業所数)	598 (10)	361 (4)	505 (12)	310 (6)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,303 (10)	721 (4)	1,187 (12)	629 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	2,016 (11)	1,109 (6)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	218 (10)	112 (3)	163 (12)	123 (5)
	20	42	平均額 (事業所数)	706 (10)	467 (4)	600 (12)	392 (6)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,473 (10)	846 (4)	1,359 (12)	746 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	1,951 (11)	1,060 (6)	- (-)	- (-)

金融保険業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	123 (42)	20 (12)	126 (53)	32 (15)
	20	38	平均額 (事業所数)	363 (42)	74 (12)	355 (53)	127 (15)
	30	48	平均額 (事業所数)	710 (42)	118 (12)	913 (53)	284 (15)
	定年		平均額 (事業所数)	1,040 (44)	167 (11)	- (-)	- (-)
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	131 (44)	21 (13)	133 (54)	34 (16)
	20	42	平均額 (事業所数)	393 (44)	61 (12)	421 (54)	132 (15)
	30	52	平均額 (事業所数)	762 (45)	94 (12)	863 (54)	286 (15)
	定年		平均額 (事業所数)	1,093 (44)	120 (12)	- (-)	- (-)

モデル退職金(産業別)

医療・福祉

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	152 (18)	80 (2)	132 (18)	68 (2)
	20	38	平均額 (事業所数)	529 (18)	280 (2)	500 (18)	238 (2)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,141 (18)	550 (2)	1,098 (18)	468 (2)
	定年		平均額 (事業所数)	1,644 (17)	800 (2)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	196 (18)	80 (2)	171 (18)	68 (2)
	20	42	平均額 (事業所数)	636 (18)	280 (2)	580 (18)	238 (2)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,280 (18)	550 (2)	1,210 (18)	468 (2)
	定年		平均額 (事業所数)	1,616 (17)	800 (2)		

サービス業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	144 (14)	67 (2)	78 (14)	45 (3)
	20	38	平均額 (事業所数)	410 (14)	143 (2)	247 (14)	95 (3)
	30	48	平均額 (事業所数)	808 (13)	236 (2)	478 (13)	157 (3)
	定年		平均額 (事業所数)	1,074 (12)	351 (2)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	173 (14)	70 (2)	90 (15)	46 (3)
	20	42	平均額 (事業所数)	482 (14)	149 (2)	300 (15)	99 (3)
	30	52	平均額 (事業所数)	971 (13)	241 (2)	576 (14)	160 (3)
	定年		平均額 (事業所数)	1,118 (13)	347 (2)		

モデル退職金(労組別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	123 (260)	55 (74)	98 (280)	48 (80)
	20	38	平均額 (事業所数)	357 (263)	159 (74)	315 (280)	158 (80)
	30	48	平均額 (事業所数)	702 (259)	312 (71)	689 (276)	331 (78)
	定年		平均額 (事業所数)	1,089 (246)	557 (70)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	153 (232)	62 (69)	121 (248)	55 (75)
	20	42	平均額 (事業所数)	444 (234)	188 (68)	396 (250)	187 (74)
	30	52	平均額 (事業所数)	861 (228)	363 (67)	818 (241)	387 (73)
	定年		平均額 (事業所数)	1,183 (219)	665 (69)		

労働組合有

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	145 (85)	77 (27)	108 (94)	60 (30)
	20	38	平均額 (事業所数)	448 (86)	226 (25)	395 (93)	218 (28)
	30	48	平均額 (事業所数)	933 (83)	455 (24)	965 (91)	455 (27)
	定年		平均額 (事業所数)	1,469 (86)	804 (29)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	187 (74)	89 (25)	142 (82)	74 (27)
	20	42	平均額 (事業所数)	568 (73)	274 (23)	496 (81)	267 (25)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,155 (72)	551 (23)	1,070 (80)	552 (25)
	定年		平均額 (事業所数)	1,575 (75)	1,159 (26)		

労働組合無

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	112 (172)	42 (47)	94 (183)	40 (50)
	20	38	平均額 (事業所数)	311 (174)	125 (49)	273 (184)	126 (52)
	30	48	平均額 (事業所数)	589 (173)	238 (47)	552 (182)	265 (51)
	定年		平均額 (事業所数)	889 (158)	383 (41)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	137 (155)	47 (44)	112 (163)	45 (48)
	20	42	平均額 (事業所数)	385 (158)	144 (45)	348 (166)	146 (49)
	30	52	平均額 (事業所数)	721 (153)	264 (44)	693 (158)	300 (48)
	定年		平均額 (事業所数)	985 (142)	366 (43)		

平成24年7月分賃金実態額(規模別)

産業 項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
全規模 男女	48,561	248	30	278	12.6	38.4
男子	28,919	278	34	312	12.9	39.6
事務	12,543	316	29	339	13.6	40.5
生産	16,376	254	37	291	13.4	41.8
女子	19,642	204	28	232	14.9	40.3
事務	8,627	211	18	228	12.9	40.2
生産	11,015	181	-	181	11.6	40.3
30人~99人 男女	12,027	232	24	256	10.9	37.9
男子	6,526	260	27	288	11.3	39.7
事務	2,362	301	24	325	12.4	41.1
生産	4,164	241	31	272	11.5	41.0
女子	5,501	188	38	226	16.7	43.8
事務	1,444	198	14	212	12.5	44.7
生産	4,057	171	-	171	9.5	41.4
100人~299人 男女	16,039	250	31	281	12.3	40.1
男子	8,564	283	36	318	12.6	40.6
事務	3,877	327	29	356	13.7	40.3
生産	4,687	246	40	287	12.1	44.3
女子	7,475	215	20	235	11.9	38.7
事務	4,023	219	20	239	11.7	37.0
生産	3,452	187	-	187	10.9	39.9
300人~499人 男女	5,526	266	32	298	21.0	37.6
男子	3,497	299	35	334	21.5	39.1
事務	1,867	326	28	354	16.5	40.5
生産	1,630	255	46	300	30.7	40.6
女子	2,029	212	19	231	19.7	34.9
事務	1,240	224	18	242	20.6	36.1
生産	789	181	-	181	29.0	38.2
500人~999人 男女	3,799	279	22	301	14.3	36.9
男子	2,291	302	25	327	13.5	36.6
事務	1,260	337	21	357	15.1	38.1
生産	1,031	243	27	271	12.7	37.9
女子	1,508	221	13	234	12.2	33.5
事務	899	233	12	245	12.8	33.4
生産	609	176	-	176	11.6	36.5
1,000人以上 男女	11,170	299	62	361	14.9	37.8
男子	8,041	325	67	392	15.3	38.4
事務	3,177	337	54	391	15.8	38.9
生産	4,864	399	75	474	15.9	40.3
女子	3,129	235	30	265	12.2	34.7
事務	1,021	229	26	255	11.9	34.0
生産	2,108	231	-	231	15.3	39.5

平成24年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
調査産業計	男女	48,561	248	30	278	12.6	38.4
	男子	28,919	278	34	312	12.9	39.6
	事務	12,543	316	29	339	13.6	40.5
	生産	16,376	254	37	291	13.4	41.8
	女子	19,642	204	28	232	14.9	40.3
	事務	8,627	211	18	228	12.9	40.2
	生産	11,015	181	-	181	11.6	40.3
建設業	男女	2,028	271	25	297	15.6	42.9
	男子	1,833	280	22	302	13.7	41.4
	事務	882	314	20	334	14.8	42.4
	生産	951	248	24	272	12.9	43.8
	女子	195	198	184	381	50.0	70.8
	事務	171	198	12	211	18.4	70.6
	生産	24	183	-	183	10.2	43.1
製造業	男女	25,845	233	29	262	12.4	36.7
	男子	15,586	258	33	291	12.6	36.8
	事務	5,231	328	28	355	14.7	40.1
	生産	10,355	240	35	275	12.6	36.4
	女子	10,259	185	18	203	11.7	37.2
	事務	2,765	199	18	217	12.5	37.3
	生産	7,494	174	-	174	12.1	38.7
製造業 食料品・たばこ	男女	3,441	218	23	241	12.3	39.9
	男子	904	251	25	276	12.8	40.4
	事務	306	317	22	339	13.8	42.9
	生産	598	228	24	252	12.5	38.9
	女子	2,537	171	23	194	10.1	37.2
	事務	1,228	186	35	220	10.0	37.1
	生産	1,309	164	-	164	10.7	37.5
製造業 繊維・衣服	男女	828	174	11	184	9.8	32.9
	男子	176	260	12	272	10.8	35.5
	事務	44	329	4	334	16.5	41.6
	生産	132	252	14	266	9.5	32.6
	女子	652	153	12	165	9.8	32.5
	事務	31	208	12	220	15.6	41.6
	生産	621	151	-	151	9.6	32.1
製造業 木材・家具	男女	305	188	26	215	9.5	34.1
	男子	252	205	34	239	9.8	33.9
	事務	42	302	33	334	9.8	35.5
	生産	210	185	38	223	9.5	33.6
	女子	53	151	5	156	9.1	36.7
	事務	26	159	6	165	7.6	37.1
	生産	27	121	0	121	9.6	36.6

平成24年7月分賃金実態額(産業別)

項目 産業	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
製造業 パルプ・紙 男女	206	247	69	316	10.1	31.3
男子	187	255	74	329	10.7	31.8
事務	76	277	42	318	10.7	33.2
生産	111	239	96	336	10.7	30.8
女子	19	172	14	186	4.3	26.8
事務	19	172	14	186	4.3	26.8
生産	-	-	-	-	-	-
製造業 出版・印刷 男女	1,153	252	37	289	13.3	38.0
男子	884	279	39	318	13.0	37.3
事務	118	423	43	465	15.1	42.8
生産	766	243	42	285	13.1	36.0
女子	269	183	27	211	13.9	40.2
事務	67	191	37	228	12.8	38.5
生産	202	189	-	189	14.7	41.3
製造業 化学・ゴム 男女	5,360	257	35	292	15.0	37.2
男子	2,741	287	39	326	15.9	40.0
事務	628	337	36	373	16.0	42.1
生産	2,113	278	42	320	16.8	42.5
女子	2,619	205	21	225	12.6	34.2
事務	209	222	21	244	15.1	35.6
生産	2,410	183	-	183	12.5	36.5
製造業 窯業・土石 男女	423	255	7	262	15.1	43.6
男子	340	267	7	274	15.5	43.4
事務	91	333	3	335	21.9	47.5
生産	249	251	10	261	15.2	43.5
女子	83	200	7	208	13.5	44.5
事務	33	217	9	226	15.2	41.3
生産	50	185	-	185	14.5	50.7
製造業 鉄鋼・非鉄 男女	652	298	50	348	16.4	38.5
男子	606	306	52	358	16.9	38.7
事務	186	427	29	456	19.6	42.5
生産	420	254	59	314	16.0	37.5
女子	46	219	23	242	12.8	36.1
事務	31	235	25	260	13.1	35.2
生産	15	201	-	201	11.1	38.3
製造業 金属製品 男女	1,109	251	34	284	11.0	34.7
男子	907	263	37	300	11.1	34.2
事務	199	312	29	341	11.9	36.6
生産	708	250	41	291	11.1	33.6
女子	202	191	18	209	10.4	38.9
事務	76	207	16	223	10.9	37.0
生産	126	176	-	176	9.5	39.3

平成24年7月分賃金実態額(産業別)

産業 項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
製造業 一般機器等 男女	11,871	233	38	272	12.3	36.9
男子	8,301	253	36	288	12.3	36.2
事務	3,471	325	30	355	15.0	40.5
生産	4,830	234	38	272	12.5	36.2
女子	3,570	188	17	205	12.6	38.4
事務	996	195	13	208	13.2	37.9
生産	2,574	181	-	181	14	40.4
製造業 その他 男女	438	212	29	242	11.0	27.0
男子	235	233	18	251	10.7	26.4
事務	56	266	7	274	8.3	21.4
生産	179	219	20	239	10.6	26.6
女子	203	178	9	187	11.2	29.3
事務	47	189	4	193	9.4	24.7
生産	156	183	-	183	13.9	34.5
電気・ガス・水道業 男女	341	412	69	481	19.8	41.7
男子	320	417	70	487	20.3	42.4
事務	90	413	27	440	19.8	45.2
生産	230	420	80	500	24.2	45.1
女子	21	325	52	377	15.3	35.5
事務	17	330	53	383	16.0	35.7
生産	4	280	-	280	9.7	32.8
通信・放送業 男女	811	307	63	370	15.8	38.3
男子	683	323	70	392	16.5	38.8
事務	560	326	78	404	16.1	38.7
生産	123	259	101	360	18.5	58.0
女子	128	223	36	259	11.1	34.8
事務	126	223	35	259	11.3	34.9
生産	2	192	-	192	1.0	52.0
運輸業 男女	2,643	228	63	291	11.6	43.1
男子	2,312	240	67	307	11.8	43.5
事務	350	289	52	341	13.9	45.0
生産	1,962	228	66	294	10.3	43.0
女子	331	183	23	205	11.3	43.5
事務	124	186	20	206	12.4	43.4
生産	207	171	-	171	9.8	46.4
卸売小売業 男女	1,584	263	28	291	11.7	41.6
男子	1,082	282	33	315	12.4	43.3
事務	862	294	32	326	12.9	38.4
生産	220	229	27	256	12.3	79.5
女子	502	209	18	227	10.0	35.3
事務	414	214	17	231	10.1	35.2
生産	88	140	-	140	5.6	43.9

平成24年7月分賃金実態額(産業別)

項目 産業	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
金融保険業 男 女	1,389	331	12	343	18.8	38.8
男子	986	357	12	369	20.7	40.8
事務	983	357	12	370	20.7	40.8
生産	3	245	11	256	15.0	57.0
女子	403	256	12	268	13.1	33.3
事務	403	256	12	268	13.1	33.3
生産	0	-	0	0	-	-
医療・福祉 男 女	8,698	250	15	266	9.0	35.7
男子	2,254	320	22	342	9.9	40.6
事務	1,437	321	18	338	9.7	40.2
生産	817	320	26	346	11.9	47.9
女子	6,444	227	14	241	8.7	34.9
事務	3,658	233	13	246	10.1	37.1
生産	2,786	212	0	212	8.2	39.4
サービス業 男 女	2,362	260	23	283	20.0	40.3
男子	1,560	279	26	304	20.6	41.7
事務	1,297	301	29	330	15.9	39.7
生産	263	249	20	268	35.2	45.2
女子	802	225	15	240	19.3	37.8
事務	674	233	16	248	22.0	36.4
生産	128	152	0	152	29.8	42.3

平成24年7月分賃金実態額(労組別)

産業 項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
全体 男 女	48,561	248	30	278	12.6	38.4
男子	28,919	278	34	312	12.9	39.6
事務	12,543	316	29	339	13.6	40.5
生産	16,376	254	37	291	13.4	41.8
女子	19,642	204	28	232	14.9	40.3
事務	8,627	211	18	228	12.9	40.2
生産	11,015	181	-	181	11.6	40.3
労働組合有 男 女	21,452	287	41	328	16.3	40.0
男子	14,722	311	44	355	16.8	41.3
事務	5,649	343	35	377	16.4	41.4
生産	9,073	291	48	339	18.7	44.2
女子	6,730	233	20	253	14.3	37.5
事務	3,004	237	17	254	15.1	37.5
生産	3,726	206	0	206	16.4	41.4
労働組合無 男 女	26,991	231	26	257	11.0	37.9
男子	14,097	263	30	293	11.3	39.0
事務	6,847	304	26	330	12.3	40.1
生産	7,250	239	33	272	11.4	41.0
女子	12,894	191	32	223	15.1	41.6
事務	5,619	199	18	217	11.8	41.3
生産	7,275	172	0	172	10.0	40.1

初任給・モデル賃金【基本給】（規模別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)
全 体	初任給	初任給	1,253 (46)	初任給	1,428 (344)	初任給	1,543 (261)	初任給	1,798 (287)
	20	5年	1,412 (37)	2年	1,493 (257)				
	25	10年	1,541 (36)	7年	1,702 (258)	5年	1,745 (196)	3年	1,859 (219)
	30	15年	1,744 (36)	12年	1,949 (243)	10年	2,004 (192)	8年	2,159 (214)
	35	20年	1,951 (33)	17年	2,169 (244)	15年	2,375 (182)	13年	2,433 (205)
	40	25年	2,154 (34)	22年	2,448 (231)	20年	2,508 (179)	18年	2,713 (205)
	45	30年	2,358 (33)	27年	2,704 (227)	25年	2,795 (174)	23年	3,016 (196)
	50	35年	2,522 (34)	32年	2,954 (214)	30年	3,039 (171)	28年	3,358 (196)
	55	40年	2,682 (36)	37年	3,129 (207)	35年	3,266 (168)	33年	3,493 (190)
30人～99人	初任給	初任給	1,227 (24)	初任給	1,393 (152)	初任給	1,495 (104)	初任給	1,820 (108)
	20	5年	1,372 (18)	2年	1,462 (107)				
	25	10年	1,517 (18)	7年	1,668 (112)	5年	1,700 (83)	3年	1,795 (81)
	30	15年	1,737 (18)	12年	1,902 (100)	10年	1,934 (81)	8年	2,104 (80)
	35	20年	1,971 (15)	17年	2,099 (104)	15年	2,206 (74)	13年	2,353 (75)
	40	25年	2,156 (15)	22年	2,383 (91)	20年	2,382 (71)	18年	2,596 (75)
	45	30年	2,399 (15)	27年	2,620 (93)	25年	2,603 (71)	23年	2,854 (75)
	50	35年	2,500 (15)	32年	2,870 (83)	30年	2,831 (67)	28年	3,154 (72)
	55	40年	2,701 (17)	37年	3,063 (79)	35年	3,095 (66)	33年	3,329 (70)
100人～299人	初任給	初任給	1,273 (15)	初任給	1,421 (110)	初任給	1,514 (88)	初任給	1,691 (93)
	20	5年	1,437 (14)	2年	1,481 (88)				
	25	10年	1,518 (13)	7年	1,660 (85)	5年	1,702 (66)	3年	1,809 (72)
	30	15年	1,683 (13)	12年	1,905 (83)	10年	1,958 (64)	8年	2,062 (70)
	35	20年	1,854 (13)	17年	2,077 (80)	15年	2,475 (61)	13年	2,269 (65)
	40	25年	2,076 (14)	22年	2,309 (80)	20年	2,385 (61)	18年	2,524 (67)
	45	30年	2,229 (13)	27年	2,559 (76)	25年	2,684 (57)	23年	2,831 (62)
	50	35年	2,458 (14)	32年	2,762 (73)	30年	2,888 (59)	28年	3,243 (66)
	55	40年	2,563 (14)	37年	2,958 (71)	35年	3,129 (58)	33年	3,307 (62)

初任給・モデル賃金【基本給】（規模別）

項目 規模	満年齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)
300人～499人	初任給	初任給	1,292 (6)	初任給	1,469 (30)	初任給	1,655 (28)	初任給	1,826 (31)
	20	5年	1,510 (4)	2年	1,523 (23)				
	25	10年	1,753 (4)	7年	1,784 (23)	5年	1,898 (20)	3年	1,906 (24)
	30	15年	2,043 (4)	12年	2,030 (22)	10年	2,163 (20)	8年	2,266 (24)
	35	20年	2,307 (4)	17年	2,303 (23)	15年	2,446 (20)	13年	2,586 (24)
	40	25年	2,569 (4)	22年	2,609 (22)	20年	2,769 (20)	18年	2,903 (23)
	45	30年	2,818 (4)	27年	2,903 (22)	25年	3,092 (20)	23年	3,258 (22)
	50	35年	3,058 (4)	32年	3,160 (21)	30年	3,389 (19)	28年	3,575 (22)
	55	40年	3,271 (4)	37年	3,385 (21)	35年	3,658 (19)	33年	3,782 (23)
500人～999人	初任給	初任給	1,352 (1)	初任給	1,457 (16)	初任給	1,606 (15)	初任給	1,868 (18)
	20	5年	1,387 (1)	2年	1,530 (13)				
	25	10年	1,424 (1)	7年	1,766 (13)	5年	1,839 (13)	3年	1,968 (15)
	30	15年	1,461 (1)	12年	2,045 (13)	10年	2,108 (13)	8年	2,255 (15)
	35	20年	1,498 (1)	17年	2,366 (13)	15年	2,438 (13)	13年	2,623 (15)
	40	25年	1,537 (1)	22年	2,610 (13)	20年	2,715 (13)	18年	2,939 (15)
	45	30年	1,576 (1)	27年	3,050 (12)	25年	3,240 (12)	23年	3,508 (14)
	50	35年	1,615 (1)	32年	3,314 (12)	30年	3,605 (12)	28年	3,916 (14)
	55	40年	1,655 (1)	37年	3,481 (12)	35年	3,578 (11)	33年	4,015 (13)
1,000人以上	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,549 (36)	初任給	1,674 (26)	初任給	1,947 (37)
	20	5年	- (-)	2年	1,616 (26)				
	25	10年	- (-)	7年	1,884 (25)	5年	1,904 (14)	3年	2,084 (27)
	30	15年	- (-)	12年	2,160 (25)	10年	2,292 (14)	8年	2,449 (25)
	35	20年	- (-)	17年	2,546 (24)	15年	2,675 (14)	13年	2,822 (26)
	40	25年	- (-)	22年	2,899 (25)	20年	3,118 (14)	18年	3,259 (25)
	45	30年	- (-)	27年	3,138 (24)	25年	3,418 (14)	23年	3,510 (23)
	50	35年	- (-)	32年	3,442 (25)	30年	3,713 (14)	28年	3,799 (22)
	55	40年	- (-)	37年	3,448 (24)	35年	3,857 (14)	33年	3,926 (22)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満年齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)
調査産業計	初任給	初任給	1,253 (46)	初任給	1,428 (344)	初任給	1,543 (261)	初任給	1,798 (287)
	20	5年	1,412 (37)	2年	1,493 (257)				
	25	10年	1,541 (36)	7年	1,702 (258)	5年	1,745 (196)	3年	1,859 (219)
	30	15年	1,744 (36)	12年	1,949 (243)	10年	2,004 (192)	8年	2,159 (214)
	35	20年	1,951 (33)	17年	2,169 (244)	15年	2,375 (182)	13年	2,433 (205)
	40	25年	2,154 (34)	22年	2,448 (231)	20年	2,508 (179)	18年	2,713 (205)
	45	30年	2,358 (33)	27年	2,704 (227)	25年	2,795 (174)	23年	3,016 (196)
	50	35年	2,522 (34)	32年	2,954 (214)	30年	3,039 (171)	28年	3,358 (196)
	55	40年	2,682 (36)	37年	3,129 (207)	35年	3,266 (168)	33年	3,493 (190)
建設業	初任給	初任給	730 (2)	初任給	1,404 (29)	初任給	1,466 (18)	初任給	1,637 (21)
	20	5年	858 (2)	2年	1,432 (20)				
	25	10年	985 (2)	7年	1,619 (20)	5年	1,636 (18)	3年	1,723 (15)
	30	15年	1,113 (2)	12年	2,063 (19)	10年	2,082 (14)	8年	2,222 (14)
	35	20年	2,550 (1)	17年	2,355 (18)	15年	2,560 (13)	13年	2,630 (14)
	40	25年	3,050 (1)	22年	2,622 (17)	20年	2,692 (12)	18年	2,938 (13)
	45	30年	3,550 (1)	27年	2,873 (17)	25年	3,060 (12)	23年	3,299 (14)
	50	35年	4,050 (1)	32年	3,075 (16)	30年	3,433 (12)	28年	3,680 (13)
	55	40年	3,710 (2)	37年	3,413 (14)	35年	3,756 (12)	33年	4,050 (12)
製造業	初任給	初任給	1,248 (18)	初任給	1,461 (133)	初任給	1,624 (81)	初任給	1,844 (90)
	20	5年	1,481 (13)	2年	1,517 (98)				
	25	10年	1,550 (12)	7年	1,706 (98)	5年	1,833 (50)	3年	1,969 (63)
	30	15年	1,731 (11)	12年	1,909 (86)	10年	2,081 (52)	8年	2,270 (62)
	35	20年	1,886 (11)	17年	2,134 (87)	15年	2,305 (46)	13年	2,552 (55)
	40	25年	2,104 (12)	22年	2,394 (82)	20年	2,559 (45)	18年	2,808 (55)
	45	30年	2,236 (10)	27年	2,593 (80)	25年	2,868 (43)	23年	3,150 (51)
	50	35年	2,511 (12)	32年	2,881 (70)	30年	3,127 (43)	28年	3,458 (52)
	55	40年	2,629 (12)	37年	3,041 (65)	35年	3,364 (40)	33年	3,610 (49)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額
			(百円)		(百円)		(百円)		(百円)
製造業 食料品・たば こ	初任給	初任給	1,275 (1)	初任給	1,476 (18)	初任給	1,620 (17)	初任給	1,819 (15)
	20	5年	- (-)	2年	1,550 (9)				
	25	10年	- (-)	7年	1,756 (10)	5年	1,779 (8)	3年	1,902 (7)
	30	15年	- (-)	12年	2,075 (10)	10年	2,027 (8)	8年	2,218 (8)
	35	20年	- (-)	17年	2,240 (8)	15年	2,320 (7)	13年	2,485 (5)
	40	25年	- (-)	22年	2,550 (9)	20年	2,579 (6)	18年	2,658 (6)
	45	30年	- (-)	27年	2,765 (8)	25年	2,731 (7)	23年	2,945 (6)
	50	35年	- (-)	32年	3,248 (8)	30年	3,074 (6)	28年	3,225 (6)
	55	40年	- (-)	37年	3,390 (7)	35年	3,342 (6)	33年	3,415 (6)
製造業 繊維・衣服	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,304 (8)	初任給	1,475 (3)	初任給	1,779 (3)
	20	5年	- (-)	2年	1,109 (6)				
	25	10年	- (-)	7年	1,317 (7)	5年	832 (2)	3年	881 (2)
	30	15年	- (-)	12年	1,387 (7)	10年	854 (2)	8年	966 (2)
	35	20年	- (-)	17年	1,515 (7)	15年	905 (2)	13年	1,023 (2)
	40	25年	- (-)	22年	1,423 (6)	20年	890 (2)	18年	1,075 (2)
	45	30年	- (-)	27年	1,597 (4)	25年	1,650 (1)	23年	2,147 (1)
	50	35年	- (-)	32年	1,628 (3)	30年	1,650 (1)	28年	2,211 (1)
	55	40年	- (-)	37年	1,628 (3)	35年	1,650 (1)	33年	2,211 (1)
製造業 木材・家具	初任給	初任給	1,500 (2)	初任給	1,470 (6)	初任給	1,733 (3)	初任給	2,083 (3)
	20	5年	1,600 (2)	2年	1,597 (4)				
	25	10年	1,700 (2)	7年	1,784 (4)	5年	1,908 (3)	3年	2,245 (2)
	30	15年	1,800 (2)	12年	1,848 (4)	10年	2,117 (3)	8年	2,370 (2)
	35	20年	1,900 (2)	17年	1,957 (4)	15年	2,138 (2)	13年	2,495 (2)
	40	25年	2,000 (2)	22年	2,065 (3)	20年	2,250 (2)	18年	2,620 (2)
	45	30年	2,100 (2)	27年	2,301 (4)	25年	2,363 (2)	23年	2,745 (2)
	50	35年	2,200 (2)	32年	2,342 (3)	30年	2,475 (2)	28年	2,870 (2)
	55	40年	2,300 (2)	37年	2,482 (3)	35年	2,588 (2)	33年	2,995 (2)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額
			(百円)		(百円)		(百円)		(百円)
製造業 パルプ・紙	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,430 (1)	初任給	1,780 (1)	初任給	2,010 (1)
	20	5年	- (-)	2年	1,472 (1)				
	25	10年	- (-)	7年	1,601 (1)	5年	1,925 (1)	3年	2,119 (1)
	30	15年	- (-)	12年	1,726 (1)	10年	2,226 (1)	8年	2,470 (1)
	35	20年	- (-)	17年	1,880 (1)	15年	2,497 (1)	13年	2,899 (1)
	40	25年	- (-)	22年	2,020 (1)	20年	2,954 (1)	18年	3,318 (1)
	45	30年	- (-)	27年	2,160 (1)	25年	3,406 (1)	23年	3,765 (1)
	50	35年	- (-)	32年	2,359 (1)	30年	3,568 (1)	28年	4,120 (1)
	55	40年	- (-)	37年	2,514 (1)	35年	3,888 (1)	33年	4,591 (1)
製造業 出版・印刷	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,490 (3)	初任給	1,510 (1)	初任給	1,900 (1)
	20	5年	- (-)	2年	1,420 (1)				
	25	10年	- (-)	7年	1,800 (1)	5年	1,800 (1)	3年	1,930 (1)
	30	15年	- (-)	12年	2,050 (1)	10年	2,050 (1)	8年	2,050 (1)
	35	20年	- (-)	17年	2,180 (1)	15年	2,180 (1)	13年	2,180 (1)
	40	25年	- (-)	22年	3,278 (1)	20年	2,380 (1)	18年	2,380 (1)
	45	30年	- (-)	27年	3,328 (1)	25年	3,328 (1)	23年	3,328 (1)
	50	35年	- (-)	32年	3,978 (1)	30年	3,978 (1)	28年	3,978 (1)
	55	40年	- (-)	37年	4,498 (1)	35年	4,498 (1)	33年	4,498 (1)
製造業 化学・ゴム	初任給	初任給	1,325 (1)	初任給	1,516 (12)	初任給	1,686 (8)	初任給	1,912 (10)
	20	5年	1,340 (1)	2年	1,627 (10)				
	25	10年	1,459 (1)	7年	1,864 (10)	5年	1,910 (6)	3年	2,098 (8)
	30	15年	1,526 (1)	12年	2,166 (10)	10年	2,224 (6)	8年	2,436 (8)
	35	20年	1,594 (1)	17年	2,418 (10)	15年	2,502 (6)	13年	2,788 (8)
	40	25年	1,816 (1)	22年	2,711 (10)	20年	2,797 (6)	18年	3,067 (7)
	45	30年	1,836 (1)	27年	2,973 (10)	25年	3,104 (6)	23年	3,415 (7)
	50	35年	2,056 (1)	32年	3,255 (10)	30年	3,350 (6)	28年	3,858 (7)
	55	40年	2,076 (1)	37年	3,494 (10)	35年	3,828 (6)	33年	4,302 (7)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満年齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)	勤続年数	金額 (百円)
製造業 窯業・土石	初任給	初任給	1,362 (3)	初任給	1,520 (7)	初任給	1,661 (4)	初任給	1,908 (4)
	20	5年	1,642 (3)	2年	1,596 (7)				
	25	10年	1,528 (2)	7年	1,829 (6)	5年	1,797 (3)	3年	2,064 (4)
	30	15年	1,735 (2)	12年	1,623 (5)	10年	2,048 (3)	8年	2,356 (4)
	35	20年	1,903 (2)	17年	2,156 (5)	15年	2,281 (3)	13年	2,480 (3)
	40	25年	2,500 (2)	22年	2,647 (4)	20年	2,515 (3)	18年	2,831 (4)
	45	30年	2,575 (1)	27年	2,748 (3)	25年	2,731 (3)	23年	2,968 (3)
	50	35年	3,016 (2)	32年	2,945 (3)	30年	2,892 (3)	28年	3,128 (3)
	55	40年	2,940 (2)	37年	3,051 (4)	35年	3,368 (2)	33年	3,212 (3)
製造業 鉄鋼・非鉄	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,550 (4)	初任給	1,790 (2)	初任給	2,025 (2)
	20	5年	- (-)	2年	1,613 (4)				
	25	10年	- (-)	7年	1,837 (4)	5年	2,075 (2)	3年	2,185 (2)
	30	15年	- (-)	12年	2,078 (4)	10年	2,330 (2)	8年	2,410 (2)
	35	20年	- (-)	17年	2,326 (4)	15年	2,505 (1)	13年	2,737 (2)
	40	25年	- (-)	22年	2,628 (4)	20年	2,707 (1)	18年	3,316 (2)
	45	30年	- (-)	27年	2,833 (4)	25年	2,940 (1)	23年	3,608 (2)
	50	35年	- (-)	32年	3,107 (4)	30年	3,178 (1)	28年	3,869 (2)
	55	40年	- (-)	37年	3,426 (4)	35年	3,543 (1)	33年	4,134 (2)
製造業 金属製品	初任給	初任給	849 (3)	初任給	1,585 (9)	初任給	1,639 (6)	初任給	1,891 (9)
	20	5年	1,457 (2)	2年	1,682 (6)				
	25	10年	1,622 (2)	7年	1,914 (5)	5年	1,819 (4)	3年	2,060 (5)
	30	15年	1,817 (2)	12年	2,217 (6)	10年	2,065 (4)	8年	2,395 (5)
	35	20年	2,027 (2)	17年	2,512 (6)	15年	2,318 (4)	13年	2,734 (5)
	40	25年	2,142 (2)	22年	2,535 (5)	20年	2,594 (4)	18年	2,599 (5)
	45	30年	2,326 (2)	27年	2,572 (5)	25年	2,854 (4)	23年	3,489 (5)
	50	35年	2,487 (2)	32年	3,002 (5)	30年	3,156 (4)	28年	3,814 (5)
	55	40年	2,597 (2)	37年	2,865 (4)	35年	3,322 (4)	33年	3,599 (4)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額
			(百円)		(百円)		(百円)		(百円)
製造業 一般機器等	初任給	初任給	1,270 (7)	初任給	1,435 (60)	初任給	1,592 (35)	初任給	1,796 (40)
	20	5年	1,357 (4)	2年	1,497 (45)				
	25	10年	1,470 (4)	7年	1,670 (45)	5年	1,900 (19)	3年	1,972 (28)
	30	15年	1,685 (3)	12年	1,878 (32)	10年	2,156 (21)	8年	2,299 (27)
	35	20年	1,843 (3)	17年	2,109 (35)	15年	2,397 (18)	13年	2,592 (24)
	40	25年	1,975 (4)	22年	2,371 (33)	20年	2,662 (18)	18年	2,948 (23)
	45	30年	2,127 (3)	27年	2,557 (34)	25年	2,937 (16)	23年	3,101 (21)
	50	35年	2,318 (3)	32年	2,789 (27)	30年	3,176 (17)	28年	3,399 (22)
	55	40年	2,477 (3)	37年	2,936 (23)	35年	3,252 (15)	33年	3,415 (19)
製造業 その他	初任給	初任給	1,346 (1)	初任給	1,446 (5)	初任給	1,803 (1)	初任給	1,734 (2)
	20	5年	1,446 (1)	2年	1,483 (5)				
	25	10年	1,567 (1)	7年	1,631 (5)	5年	1,907 (1)	3年	1,773 (2)
	30	15年	1,755 (1)	12年	1,798 (5)	10年	1,963 (1)	8年	2,016 (2)
	35	20年	1,963 (1)	17年	1,979 (5)	15年	2,256 (1)	13年	2,369 (2)
	40	25年	2,256 (1)	22年	2,254 (5)	20年	2,722 (1)	18年	2,581 (2)
	45	30年	2,722 (1)	27年	2,443 (5)	25年	2,947 (1)	23年	2,829 (2)
	50	35年	2,947 (1)	32年	2,658 (5)	30年	3,297 (1)	28年	3,220 (2)
	55	40年	3,297 (1)	37年	2,760 (4)	35年	3,984 (1)	33年	3,426 (2)
電気・ガス・水道業	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,500 (6)	初任給	1,663 (4)	初任給	1,978 (5)
	20	5年	- (-)	2年	1,354 (2)				
	25	10年	- (-)	7年	1,600 (2)	5年	- (-)	3年	2,048 (1)
	30	15年	- (-)	12年	1,916 (2)	10年	- (-)	8年	1,880 (2)
	35	20年	- (-)	17年	3,145 (1)	15年	- (-)	13年	3,213 (1)
	40	25年	- (-)	22年	2,676 (2)	20年	- (-)	18年	2,936 (2)
	45	30年	- (-)	27年	4,067 (1)	25年	- (-)	23年	4,355 (1)
	50	35年	- (-)	32年	3,355 (2)	30年	2,185 (1)	28年	4,718 (1)
	55	40年	- (-)	37年	4,549 (1)	35年	- (-)	33年	4,923 (1)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額
			(百円)		(百円)		(百円)		(百円)
通信・放送業	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,450 (4)	初任給	1,627 (5)	初任給	1,907 (7)
	20	5年	- (-)	2年	1,505 (4)				
	25	10年	- (-)	7年	1,886 (4)	5年	1,923 (5)	3年	2,022 (7)
	30	15年	- (-)	12年	2,190 (4)	10年	2,198 (5)	8年	2,364 (7)
	35	20年	- (-)	17年	2,620 (4)	15年	2,580 (4)	13年	2,797 (6)
	40	25年	- (-)	22年	2,937 (4)	20年	2,904 (4)	18年	3,113 (6)
	45	30年	- (-)	27年	3,337 (4)	25年	3,329 (4)	23年	3,578 (6)
	50	35年	- (-)	32年	3,754 (4)	30年	3,737 (4)	28年	3,938 (6)
	55	40年	- (-)	37年	3,819 (4)	35年	3,979 (4)	33年	4,167 (6)
運輸業	初任給	初任給	1,527 (3)	初任給	1,329 (28)	初任給	1,377 (13)	初任給	1,477 (17)
	20	5年	1,364 (2)	2年	1,374 (17)				
	25	10年	1,409 (2)	7年	1,514 (17)	5年	1,623 (7)	3年	1,620 (11)
	30	15年	1,859 (3)	12年	1,687 (17)	10年	1,903 (7)	8年	2,005 (9)
	35	20年	1,575 (2)	17年	1,849 (17)	15年	2,125 (7)	13年	2,281 (9)
	40	25年	1,704 (2)	22年	2,105 (15)	20年	2,467 (7)	18年	2,652 (9)
	45	30年	2,372 (3)	27年	2,446 (15)	25年	2,784 (7)	23年	2,970 (9)
	50	35年	2,007 (2)	32年	2,687 (16)	30年	3,066 (7)	28年	3,322 (9)
	55	40年	2,553 (3)	37年	2,763 (16)	35年	3,194 (7)	33年	3,478 (9)
卸売小売業	初任給	初任給	1,505 (2)	初任給	1,549 (26)	初任給	1,612 (21)	初任給	1,759 (29)
	20	5年	1,670 (1)	2年	1,642 (19)				
	25	10年	1,818 (1)	7年	1,890 (19)	5年	1,789 (15)	3年	1,862 (22)
	30	15年	2,049 (1)	12年	2,301 (19)	10年	2,251 (15)	8年	2,299 (22)
	35	20年	2,412 (1)	17年	2,416 (18)	15年	2,323 (14)	13年	2,482 (21)
	40	25年	2,790 (1)	22年	2,647 (18)	20年	2,599 (14)	18年	2,823 (21)
	45	30年	3,160 (1)	27年	2,917 (18)	25年	2,855 (14)	23年	3,092 (21)
	50	35年	3,475 (1)	32年	3,118 (18)	30年	3,107 (14)	28年	3,338 (21)
	55	40年	3,730 (1)	37年	3,259 (18)	35年	3,300 (14)	33年	3,473 (21)

初任給・モデル賃金【基本給】（産業別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額	勤続年数	金 額
			(百円)		(百円)		(百円)		(百円)
金融保険業	初任給	初任給	- (-)	初任給	1,323 (11)	初任給	1,551 (11)	初任給	1,796 (11)
	20	5年	- (-)	2年	1,527 (11)				
	25	10年	- (-)	7年	1,840 (11)	5年	1,846 (11)	3年	1,927 (11)
	30	15年	- (-)	12年	2,159 (11)	10年	2,196 (10)	8年	2,271 (11)
	35	20年	- (-)	17年	2,623 (11)	15年	4,459 (11)	13年	2,744 (11)
	40	25年	- (-)	22年	3,025 (11)	20年	3,031 (11)	18年	3,195 (11)
	45	30年	- (-)	27年	3,580 (11)	25年	3,634 (10)	23年	3,772 (11)
	50	35年	- (-)	32年	3,928 (11)	30年	3,701 (10)	28年	4,163 (11)
	55	40年	- (-)	37年	4,145 (11)	35年	4,205 (10)	33年	4,406 (11)
医療・福祉	初任給	初任給	1,298 (17)	初任給	1,379 (67)	初任給	1,483 (75)	初任給	1,628 (71)
	20	5年	1,467 (15)	2年	1,453 (55)				
	25	10年	1,643 (15)	7年	1,653 (56)	5年	1,684 (62)	3年	1,771 (58)
	30	15年	1,830 (15)	12年	1,840 (56)	10年	1,837 (62)	8年	1,966 (56)
	35	20年	2,002 (15)	17年	2,000 (57)	15年	2,058 (60)	13年	2,166 (57)
	40	25年	2,164 (15)	22年	2,238 (53)	20年	2,234 (61)	18年	2,384 (58)
	45	30年	2,300 (15)	27年	2,428 (53)	25年	2,417 (60)	23年	2,530 (56)
	50	35年	2,404 (15)	32年	2,616 (51)	30年	2,605 (56)	28年	2,926 (55)
	55	40年	2,488 (15)	37年	2,791 (53)	35年	2,762 (57)	33年	2,921 (54)
サービス業	初任給	初任給	1,304 (3)	初任給	1,456 (22)	初任給	1,590 (21)	初任給	2,573 (22)
	20	5年	1,563 (3)	2年	1,530 (20)				
	25	10年	1,804 (3)	7年	1,803 (19)	5年	1,834 (19)	3年	1,865 (20)
	30	15年	2,063 (3)	12年	2,088 (19)	10年	2,120 (19)	8年	2,139 (20)
	35	20年	2,625 (2)	17年	2,376 (19)	15年	2,407 (19)	13年	2,426 (20)
	40	25年	3,002 (2)	22年	2,765 (18)	20年	2,781 (18)	18年	2,807 (19)
	45	30年	3,431 (2)	27年	3,187 (17)	25年	3,216 (17)	23年	3,245 (18)
	50	35年	3,883 (2)	32年	3,541 (17)	30年	3,568 (17)	28年	3,597 (18)
	55	40年	4,303 (2)	37年	3,811 (17)	35年	3,876 (17)	33年	3,920 (18)

初任給・モデル賃金【基本給】（労組別）

項目 規模	満 年 齢	中学卒		高校卒		短大・高専・専門学校卒		大学卒	
		勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)	勤続年数	金 額 (百円)
全 体	初任給	初任給	1,253 (46)	初任給	1,428 (344)	初任給	1,543 (261)	初任給	1,798 (287)
	20	5年	1,412 (37)	2年	1,493 (257)				
	25	10年	1,541 (36)	7年	1,702 (258)	5年	1,745 (196)	3年	1,859 (219)
	30	15年	1,744 (36)	12年	1,949 (243)	10年	2,004 (192)	8年	2,159 (214)
	35	20年	1,951 (33)	17年	2,169 (244)	15年	2,375 (182)	13年	2,433 (205)
	40	25年	2,154 (34)	22年	2,448 (231)	20年	2,508 (179)	18年	2,713 (205)
	45	30年	2,358 (33)	27年	2,704 (227)	25年	2,795 (174)	23年	3,016 (196)
	50	35年	2,522 (34)	32年	2,954 (214)	30年	3,039 (171)	28年	3,358 (196)
	55	40年	2,682 (36)	37年	3,129 (207)	35年	3,266 (168)	33年	3,493 (190)
労働組合 有	初任給	初任給	1,369 (12)	初任給	1,481 (113)	初任給	1,611 (81)	初任給	1,846 (100)
	20	5年	1,550 (9)	2年	1,559 (89)				
	25	10年	1,666 (8)	7年	1,806 (88)	5年	1,873 (61)	3年	1,986 (83)
	30	15年	1,969 (9)	12年	2,067 (87)	10年	2,174 (59)	8年	2,340 (79)
	35	20年	2,107 (8)	17年	2,335 (87)	15年	2,463 (57)	13年	2,650 (76)
	40	25年	2,385 (9)	22年	2,639 (85)	20年	2,778 (58)	18年	2,955 (75)
	45	30年	2,715 (9)	27年	2,935 (84)	25年	3,120 (56)	23年	3,304 (72)
	50	35年	2,906 (10)	32年	3,234 (77)	30年	3,360 (55)	28年	3,709 (74)
	55	40年	3,125 (11)	37年	3,386 (80)	35年	3,630 (56)	33年	3,830 (73)
労働組合 無	初任給	初任給	1,208 (33)	初任給	1,403 (227)	初任給	1,513 (176)	初任給	1,775 (183)
	20	5年	1,366 (27)	2年	1,458 (165)				
	25	10年	1,506 (27)	7年	1,648 (167)	5年	1,688 (132)	3年	1,782 (133)
	30	15年	1,673 (26)	12年	1,885 (153)	10年	1,928 (130)	8年	2,054 (132)
	35	20年	1,912 (24)	17年	2,080 (154)	15年	2,341 (122)	13年	2,307 (126)
	40	25年	2,085 (24)	22年	2,341 (143)	20年	2,381 (118)	18年	2,577 (127)
	45	30年	2,242 (23)	27年	2,576 (140)	25年	2,649 (115)	23年	2,856 (121)
	50	35年	2,382 (23)	32年	2,806 (134)	30年	2,898 (113)	28年	3,156 (119)
	55	40年	2,507 (24)	37年	2,978 (124)	35年	3,098 (109)	33年	3,294 (114)



(4) 業務請負会社を利用している場合、どんな業務を利用していますか。利用している業務全てを選んで下さい。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術
4	技能・労務	5	その他		

## 2 パートタイマーの状況

(1) 正規の職員と同じ仕事をさせているパートタイマーはいいますか。  
正規の職員と賃金等の面で均等待遇を行っていますか。  
どのような内容で行っていますか。

1	いる	2	いない
1	行っている	2	行っていない

(2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	ある	2	ない
1	検討している	2	検討していない

## 3 労働組合

労働組合はありますか。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

## 2 労働時間

### 1 所定労働時間

通常の1日、1週の所定労働時間(休憩、残業時間は含まれません)は何時間ですか。  
また、年間休日総数は何日ですか。

	時間		分
1日			
1週			
年間休日総数			日

(注)(ア) 「所定労働時間」…就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間より、休憩時間を差引いた労働時間をいいます。所定労働時間が例えば1日8時間と定められている場合は通常の1日、1週の所定労働時間が8時間を基準としてください。  
[注] の欄については、週休以外の休日のない通常の週の所定労働時間によるものとし、週によって所定労働時間が異なる場合は4週の平均で記入してください。また、就業規則等で週の所定労働時間が定められている場合はそれによってください。  
なお、平成9年4月1日から10人未満の従業員を雇用する「商業」などの一部の特例業種を除き、週法定労働時間は40時間となっています。

(イ) 「年間休日総数」…年間の「週休日(土・日曜日、会社指定休日など)及び「週休以外の休日(国民の祝日、年末年始の休日、夏季休暇用特別休暇、その他の休日)の合計日数をいい、雇用調整、生産調整などのための臨時休業日数は含まれません。半休は2分単位とし、端数は切り上げて整数で記入してください。

## 2 所定外労働時間

平成23年8月から平成24年7月までの1年間における1人平均の所定外労働時間は何時間ですか。(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。)

区分	年間所定外労働時間
男性平均 ( $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計} \cdots c}{\text{男性労働者数}(2\text{ページの}\text{㊦(a))}}$ )	時間
女性平均 ( $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計} \cdots d}{\text{女性労働者数}(2\text{ページの}\text{㊦(b))}}$ )	時間
全体平均 ( $\frac{c+d}{a+b}$ )	時間

(注) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの労働時間をいいます。

## 3 多様就業型ワークシェアリング

(1) 多様就業型ワークシェアリングを導入していますか。

1	導入している
2	導入していない

(2) 導入している場合、代替要員を雇用していますか。

1	雇用している
2	雇用していない

(3) 導入しているワークシェアリングはどのような方法で実施していますか。

1	1日の所定労働時間を短縮する
2	週の所定労働時間を短縮する
3	所定外労働時間を削減する
4	休日を増加する
5	その他

(注) 多様就業型ワークシェアリング…正社員について、短時間勤務を導入するなど勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者をはじめとして、より多くの労働者に雇用機会を与えることをいいます。

## 4 緊急対応型ワークシェアリング

(1) 緊急対応型ワークシェアリングを実施していますか。

1	実施している
2	実施していない

(2) 具体的にどのような方法で実施していますか。

1	一時帰休
2	出勤日の削減
3	所定労働時間の削減
4	残業の抑制
5	年次有給休暇等休暇の活用
6	その他

(注) 緊急対応型ワークシェアリング…一時的な景況の悪化を乗り越えるため、緊急避難措置として、従業員1人あたりの労働時間を短縮し、社内でも多くの雇用を維持することをいいます。

### 3 休暇制度

#### 1 年次有給休暇

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(1) 平成24年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の裏額について1人平均の日数を記入してください。

- (注)(ア) 「付与日数」…労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇の日数です。(繰越分除く)  
 (イ) 「繰越日数」…労働者が前年末使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に使用できる有給休暇の日数になります。)  
 (ウ) 「取得日数」…労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。(付与日数と繰越日数の合計ではありません。)  
 (エ) 日数は小数点以下を切り上げて整数で記入してください。(例：25.3日→26日)  
 (オ) 「最近の1年間」とは、年休を付与する上で区切りとしている期間(休暇年度)で、平成24年7月31日までに終了した最近のものとします。  
 したがって、1月1日～12月31日を区切りとしている場合は、平成23年1月1日～平成23年12月31日の1年間、決算期などに合わせて7月1日～翌年6月30日を区切りとしている場合は、平成23年7月1日～平成24年6月30日の1年間とします。

1	ある
2	ない

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。(労働基準法第39条第5項)

1	労働者全員に付与している。
2	常用労働者には付与しているが、パートには付与していない。
3	その他 ( )

(3) 年次有給休暇の付与について該当するもの1つに○をつけてください。

#### 2 その他の任意の休暇制度

1	日数	有給
1	リフレッシュ休暇	日
2	ボランティア休暇	日
3	研修のための休暇	日
4	配偶者出産休暇	日
5	その他の休暇 ( )	日
		オ

(1) どのような休暇制度を設けていますか。右の中からいくつでも選んでください。制度がある場合、最高何日か記入してください。  
 有給であるものには記号に○をつけて下さい。  
 (注)(ア) 「リフレッシュ休暇」…動続10年目あるいは20年目といった一定の要件に合致する労働者にリフレッシュを目的として与える特別休暇をいいます。  
 (イ) 「ボランティア休暇」…各種の社会貢献活動を行う労働者に与える特別休暇をいいます。  
 (ウ) 「研修のための休暇」…事業所の業務に関連しない、労働者自らの意志で研修を受ける

際にとえらるる休暇をいいます。

- (エ) 「配偶者出産休暇」…配偶者が出産する場合にとえらるる休暇をいいます。  
 (オ) 「その他の休暇」…創立記念日等のように全事業所が一斉に休む休暇を除き、上記以外で独自の休暇制度があれば、具体的に記入してください。

対象者数	取得者数
人	人

(2) 配偶者出産休暇について、平成24年7月31日以前の最近1年間で対象者は何人でしたか。また、実際取得した人数は何人でしたか。

### 4 休業制度等

#### 1 育児休業制度

(1) 育児休業制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(注) 「育児休業制度」…乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とする措置をいい、このことを定めた育児休業法(現育児・介護休業法)は平成7年4月1日から全事業所に適用されています。

1	期 間
1	子が満1歳に達するまで (父母ともに取得する場合には1歳2ヶ月に達するまで(特別化場合は1歳半まで))
2	子が満2歳に達するまで
3	子が満3歳に達するまで
4	子が就学するまで

(2) 育児休業制度の期間はどのくらいですか。

1	賞 金
1	全額支給
2	一部支給
3	無給

(3) 育児休業中の賞金はどのように取り決められていますか。

(4) 育児休業制度利用者の状況についてお答えください。

取得者数等	取得者数
① 男性の該当者	人
女性の該当者	人
男性の取得者数	人
女性の取得者数	人
男性の平均取得日数	日
女性の平均取得日数	日

① 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの出産者数(ただし、男性の場合は配偶者が出産した者の数)  
 ② ①で該当した者のうち、平成24年7月31日までに育児休業を開始した者の数(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)  
 ③ ②の開始者(申出者含む)の一人あたりの平均取得日数(少数未満は切り上げ)  
 ④ ②の開始者(申出者含む)の取得日数の内訳

取得日数	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～12か月未満	12か月未満	24か月未満	24か月以上
④ 男性の取得者	人	人	人	人	人	人	人
女性の取得者	人	人	人	人	人	人	人

2 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている(対象は)
ア	満3歳に達するまで
イ	3歳から就学するまで
ウ	その他
2	定めていない

(注) 「育児短時間勤務制度等」…乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しつつ子を養育することを容易にするためのなんらかの措置をいいます。

(2) 育児短時間勤務制度等を定

めている場合右のどのような制度がありますか。いくつでも選んでください。

また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに取得した人数を、男女別に記入してください。

(短時間勤務制度を利用した方については平均短縮時間も記入して下さい。)

	男	性	女	性
1 短時間勤務制度(平均短縮時間)				
2 フレックスタイム制度				
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ				
4 所定外労働の免除				
5 事業所内託児施設の使用				
6 育児に要する経費の援助措置				
7 その他				

(注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれ1人と記入してください。

3 子の看護休暇制度

(1) 小学校就学前の子の看護休暇制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(2) 小学校就学前の子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日 (小学校就学前の子が2人以上であれば10日)
2	6日以上 (小学校就学前の子が2人以上であれば11日以上)

(3) 小学校就学前の子の看護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

4 介護休業制度

(1) 介護休業制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(注) 「介護休業制度」…従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休業があたえられる制度をいいます。このことを定めた育児・介護休業法は平成11年4月1日から全事業所に適用されています。

(2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	93日
2	6か月未満
3	6か月以上

(3) 介護休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

(注) 社会保険料の本人負担を会社が本人に代って負担する場合は「一部支給」になります。

(4) 介護休業制度利用者の状況について、お答えください。

「取得者数」…過去1年間(平成23年8月1日から平成24年7月31日)に介護休業を取得した人をいいます。	
取得者数	
男	
性	
女	
性	
	人
	人

5 介護休暇制度

(1) 介護休暇制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(2) 介護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日 (既介護状態の対象家族が2人以上であれば10日)
2	6日以上 (既介護状態の対象家族が2人以上であれば11日以上)

(3) 介護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

## ⑤ 定年制

- (1) 定年制はありますか。
- (2) 定年制がある場合、その形態と年齢についてお答えください。  
 (注) 「一律定年制」…全労働者に対して同一の定年年齢が適用されるもの。  
 「職種別定年制」…職種により定年年齢に違いのあるもの。

1	ある
2	ない

  

1	一律定年制	歳 (注) 一律定年制の場合に記入
2	職種別定年制	
3	その他(具体的に)	

- (3) 定年後の再雇用等がありますか。

1	ある
2	ない

  

1	再雇用制度のみ
2	勤務延長制度のみ
3	両者の併用

## ⑥ 退職金

### 1 正規の職員

- (1) 退職金制度はありますか。
- (2) 退職金制度がある場合、その形態は右のうちのどれですか。

(注) 「退職金」…任意退職、定年退職、解雇、死亡等の理由で雇用関係が消滅することによって、事業主又はその委託機関から当該労働者(又は当該労働者である者)に対して支給するもので、退職時に支給するもの(退職金、退職手当、退職慰労金、退職が労働賃金等を「退職一時金」といい、継続的に長期間支給するものを「退職年金」といいます。

- (3) 退職金の支払い準備形態は右のうちのどれですか。いくつでも選んでください。

(建設業退職金共済制度及び清算型退職金共済制度は中小企業退職金共済制度に含みます。)

1	ある
2	ない

  

形態	
1	退職一時金制度のみ
2	退職年金制度のみ
3	退職一時金と退職年金制度の併用
4	退職一時金と退職年金制度のどちらか一方又はは両方を労働者が選択する

  

1	中小企業退職金共済制度
2	特定退職金共済制度
3	事業保険、福祉厚生保険など
4	社内準備
5	調整年金(厚生年金基金)
6	適格年金
7	調整年金と適格年金の併用
8	その他

(注)(ア) 「特定退職金共済制度」…商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。

(イ) 「事業保険」…法人あるいは企業者が契約者となり従業員又は役員が被保険者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる業老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10名以上になると、それのひとつとして「事業保険」といいます。保険料は法人あるいは企業主が支払いますが、保険金の受取人は法人・企業主にするか又は従業員・役員にするかによって2つの方法があります。前者の場合は、保険料は差控定額に組み入れられ、後者の場合は保険料は「みなし給与」として、つまり従業員の所得として損金に計上されます。そして後者の場合を特に「福祉厚生保険」とよびます。

(ウ) 「調整年金」…厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法という老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

(エ) 「適格年金」…事業主と信託銀行又は生命保険会社が退職労働者に対する退職年金の支給を目的とした信託契約又は生命保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て税法上事業主の掛金を損金として取扱うことが認められている、いわゆる社外積立ての制度をいいます。

(オ) 「その他」…退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

- (4) 退職年金制度がある場合、それは拠出制ですか。無拠出制ですか。

1	拠出制
2	無拠出制

(注) 「拠出制」…労働者が掛金の全部又は一部を負担することをいいます。

### 2 非正規の職員

- (1) 非正規の職員の退職金制度は設けていますか。

1	設けています
2	設けていません

### 3 退職金制度がある場合、以下の条件の場合のモデル退職金の額をお答えください。

モデル退職金とは、通常に学校を卒業し、すぐに貴社に就職した者が、普通の能力と成績で勤務した場合に、貴社の退職金制度のもとで勤務年数により算出した退職金をいいます。

区分	勤続年数	年齢	会社都合退職		自己都合退職	
			退職金額	うち年金原価額	退職金額	うち年金原価額
高 校	10	28	万円	万円	万円	万円
	20	38	万円	万円	万円	万円
	30	48	万円	万円	万円	万円
大 学	定年( )歳		万円	万円	万円	万円
	10	32	万円	万円	万円	万円
	20	42	万円	万円	万円	万円
卒	30	52	万円	万円	万円	万円
	定年( )歳		万円	万円	万円	万円

(注)(ア) この表は、貴社に独自の退職金制度がある場合のほか、中小企業退職金制度等を利用している場合についても記入してください。(例えば中小企業退職金制度利用の場合は、現在の掛金を納め続けた時に見込まれる退職金額を記入。上乘せ分がある場合は、合算して記入。)

(イ) 職種により退職金額が異なる場合は、上記分類労働者のそれぞれについて代表的な職種の退職金額を記入してください。

(ウ) 「退職金額」…退職一時金制度のみの場合は退職一時金、退職年金制度の場合は退職年金原価額、退職一時金制度と退職年金制度の併用の場合は退職一時金と退職年金原価額の合計です。なお、厚生年金基金については、プラス・アルファ部分についてのみ含めてください。

(エ) 「年金原価額」…何年かにおわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した額です。支給期間が終身の場合は、保証期間(保証期間がない場合は15年)で算出してください。(なお、厚生年金、国民年金、各共済年金等の公的年金は含みませんが、厚生年金基金のプラス・アルファ部分を含みます。)

(オ) 金額の単位は万円とし、それ未満は四捨五入してください。

## 7 男女共同参画の状況

### 1 女性の昇進・参画

(1) 大卒標準労働者(注)が、入社から昇給・昇格していくときに、実態として男女間で差がありますか。

(注) 大卒標準労働者…大学卒業後、直ちに企業に入社し、同一企業に継続して勤務している労働者

(2) 大卒標準労働者の男女間格差があるとすれば、入社何年目頃からですか。

1	男性の方が女性より早く昇給・昇格する者が多い
2	女性の方が男性より早く昇給・昇格する者が多い
3	男女とも変わらない
4	把握していない
5	対象となる女性(男性)労働者がいないので比較できない
1	入社してから5年目まで
2	入社してから6～10年目まで
3	入社してから11～15年目まで
4	入社してから16～20年目まで
5	管理職に昇進するとき
6	その他(具体的に)
7	わからない

(3) 平成24年7月末における常用労働者のうち、男女別、年齢別の管理職(注)の人数について記入してください。

単位：人

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満						
30～39歳						
40～49歳						
50～59歳						
60歳以上						
計						

(注) 管理職…管理職には、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

(4) 常用労働者(正規の職員)以外の管理職がいる場合は、雇用形態(臨時・パートタイマー)、職階(係長相当・課長相当・部長相当)、性別(男性・女性)、年齢(何歳)、人数(何人)を記入してください。

--

(5) 女性の活用に関する問題と考えるものを選んでください。(複数回答可)

1	女性の勤務年数が平均的に短い
2	家庭責任を考慮する必要がある
3	一般的に女性は職業意識が低い
4	顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である
5	中間管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である
6	時間外労働、深夜業をさせにくい
7	女性のための就業環境の整備にコストがかかる
8	重労働の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約がある
9	女性の活用方法がわからない
10	その他(具体的に)
11	特になし

(6) 平成25年8月から平成24年7月における職務能力向上のための社内外の研修の参加延人数を、男女別・職階別に記入してください。

(7) 貴社の経営には、ポジティブ・アクション(注)の措置がありますか。

(注) **ポジティブ・アクション(積極的改善措置)** ……採用や管理職登用などで、男女間に事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置

(8) ポジティブ・アクションの措置がある場合又は検討中の場合はどのようなものですか。(複数回答可)

管理職	男性(人)	女性(人)
一般		

  

1	ある
2	検討中である
3	ない

  

1	女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用する
2	女性がいない又は少ない職務・役職について、意欲と能力のある女性を積極的に採用する
3	女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施する
4	女性の管理職登用を増やすための具体的な計画・目標数を設定する
5	その他(具体的に)

## 2 仕事と育児の両立支援

(1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

(2) 再雇用制度がある場合、平成23年8月から平成24年7月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。

1	ある
2	ない
3	検討中である

  

雇用形態	男性(人)	女性(人)
常		
内		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		
職		
員		
、		
非		
正		
規		
の		



平成 24 年労働条件等実態調査結果報告書

平成 25 年 3 月

発行 福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

TEL (024) 521-7289 FAX (024) 521-7931

電子メール : [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)